

令和 8 年度

名古屋市交通安全実施計画

名古屋市交通安全対策会議

目 次

はじめに	1
第1 道路交通環境の整備	
1 生活道路等における人優先の安心・安全な歩行空間の整備	
(1) 生活道路における交通安全対策の推進	2
(2) 通学路等における交通安全の確保	3
(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備	4
2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	5
3 幹線道路における交通安全対策の推進	
(1) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進	5
(2) 事故危険箇所対策の推進	6
(3) 幹線道路における交通規制	6
(4) 重大事故の再発防止	7
(5) 適切に機能分担された道路網の整備	7
(6) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進	8
(7) 道路の改築等による交通事故対策の推進	8
(8) 交通安全施設等の高度化	9
4 交通安全施設等整備事業の推進	
(1) 交通安全施設等の戦略的維持管理	9
(2) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進	10
(3) 幹線道路対策の推進	11
(4) 交通円滑化対策の推進	11
(5) 高度道路交通システム（ITS）の推進による 安全で快適な道路交通環境の実現	12
(6) 道路交通環境整備への住民参加の促進	12
(7) 連絡会議等の活用	12
5 高齢者等の移動手段の確保・充実	13
6 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	13
7 無電柱化の推進	14
8 効果的な交通規制の推進	14
9 自転車利用環境の総合的整備	
(1) 自転車通行空間の整備等	15
(2) 自転車等の駐車対策の推進	15
10 高度道路交通システム（ITS）の活用	
(1) 道路交通情報通信システム（VICS）の整備	16
(2) 新交通管理システム（UTMS）の推進	16
(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進	17
(4) ETC2.0 デジタルデータの活用推進	17
(5) 道路運送事業に係る高度情報化の推進	17
11 交通需要マネジメントの推進	
(1) 公共交通機関利用の促進	17
(2) 貨物自動車利用の効率化	18
12 災害に備えた道路交通環境の整備	
(1) 災害に備えた道路の整備	18
(2) 災害に強い交通安全施設等の整備	18
(3) 災害発生時における交通規制	19
(4) 災害発生時における情報提供の充実	19
13 総合的な駐車対策の推進	
(1) きめ細かな駐車規制の推進	20
(2) 違法駐車対策の推進	20

(3) 駐車場等の整備	21
(4) 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚	21
(5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	22
1 4 道路交通情報の充実	
(1) 情報収集・提供体制の充実	23
(2) 高度道路交通システム(I T S)を活用した道路交通情報の高度化	25
(3) 適正な道路交通情報提供事業の促進	25
(4) 分かりやすい道路交通環境の確保	25
1 5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
(1) 道路の使用及び占用の適正化等	26
(2) 子どもの遊び場等の確保	26
(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限	28
(4) 地域に応じた安全の確保	29
1 6 踏切道における交通の安全	
(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び 歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進	29
(2) 踏切道の統廃合の促進	30
(3) 踏切保安設備等の整備及び交通規制等の実施	30
(4) その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	31
第2 交通安全思想の普及徹底	
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
(1) 幼児に対する交通安全教育の推進	33
(2) 小学生に対する交通安全教育の推進	34
(3) 中学生に対する交通安全教育の推進	36
(4) 高校生に対する交通安全教育の推進	37
(5) 成人に対する交通安全教育の推進	38
(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進	40
(7) 障害者に対する交通安全教育の推進	42
(8) 外国人に対する交通安全教育の推進	42
2 効果的な交通安全教育の推進	42
3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
(1) 交通安全運動の推進	44
(2) 歩行者の安全確保	46
(3) 交差点事故を防止するための啓発活動等の推進	48
(4) 自転車の安全利用の推進	48
(5) 自動車(二輪車を含む。)の安全運転の推進	51
(6) 新しい小型モビリティの安全対策	52
(7) 交通死亡事故多発時における緊急対策	53
(8) その他	54
4 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	
(1) 交通ボランティア等の能力向上等	54
(2) 私立学校に対する交通安全教育	55
5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	
(1) 地域住民の参加・協働における交通安全総点検の実施	56
(2) 通学路における交通安全点検の実施	56
(3) 交通安全パートナーシップ企業の募集	56
第3 安全運転の確保	
1 運転者教育等の充実	
(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	58
(2) 運転者に対する再教育等の充実	58

(3)	妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育	58
(4)	二輪車安全運転対策の推進	59
(5)	高齢運転者対策の充実	59
(6)	外国人運転者対策の強化	62
(7)	自動車安全運転センターの業務の充実	62
(8)	自動車運転代行業の指導育成等	62
(9)	自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実	63
(10)	危険な運転者の早期排除	63
2	運転免許制度の改善	64
3	自動運転等の安全の確保と支援	
(1)	特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用等	66
(2)	遠隔操作型小型車の安全な運行の支援	66
4	安全運転管理の推進	
(1)	安全運転管理者等に対する適切な指導	67
(2)	使用者等への通報制度の活用	67
5	事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
(1)	運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立	67
(2)	運転管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶	67
(3)	情報通信技術(ICT)、先進安全自動車、自動運転等 新技術の開発・普及推進	68
(4)	少子超高齢社会における交通事故の防止対策	68
(5)	業態ごとの交通事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた 交通事故防止対策	69
(6)	事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策	69
(7)	運転者の健康起因事故防止対策の推進	69
(8)	自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	69
(9)	自動車運送事業安全性評価事業の促進等	70
(10)	トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導の強化	70
6	交通労働災害の防止等	
(1)	交通労働災害の防止	71
(2)	運転者の労働条件の適正化等	71
第4	車両の安全性の確保	
1	車両の安全性に関する基準等の改善の推進	
(1)	道路運送車両の保安基準の拡充・強化等	73
(2)	近年の交通事故実態を踏まえた先進安全自動車(ASV) の開発・普及促進	73
2	自動運転車の安全対策・活用の推進	
(1)	自動運転の社会実装	73
(2)	自動運転車に係る安全基準の策定	74
(3)	安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進	74
(4)	自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進	74
(5)	自動運転車に係る電子的な検査の導入や 審査・許可制度の的確な運用	74
(6)	自動運転車の交通事故に関する原因究明及び 再発防止に向けた取組の推進	74
3	自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進	75
4	自動車の検査及び点検整備の充実	
(1)	自動車の検査の充実	75
(2)	自動車点検整備の充実	76
5	リコール制度の充実・強化	77

6	自転車の安全性の確保	77
第5	道路交通秩序の維持	
1	交通の指導取締りの強化等	
(1)	一般道路における効果的な指導取締りの強化等	79
(2)	高速自動車国道等における指導取締りの強化等	81
2	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	
(1)	危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた捜査の徹底	82
(2)	交通事故事件等に係る捜査力の強化等	82
(3)	交通事故事件等に係る科学的捜査の推進	83
(4)	自動運転車の事故に関する原因究明に向けた取組の推進	83
3	暴走族等対策の推進	
(1)	暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実	83
(2)	暴走行為阻止のための環境整備	84
(3)	暴走族等に対する指導取締りの推進	84
(4)	暴走族関係事犯者の再犯防止	85
(5)	車両の不正改造の防止	85
第6	救助・救急活動の充実	
1	救助・救急体制の整備	
(1)	救助体制の整備・拡充	87
(2)	多数傷者発生時における救助・救急体制の充実	87
(3)	自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた心肺蘇生法等の 応急手当の普及啓発活動の推進	87
(4)	救急救命士の養成・配置等の促進	88
(5)	救助・救急用資機材等の整備の充実	88
(6)	消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進	88
(7)	救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	88
(8)	高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備	88
(9)	現場急行支援システム(FAST)の整備	89
2	救急医療体制の整備	
(1)	救急医療機関等の整備	89
(2)	ドクターヘリ事業の推進	90
(3)	救急啓発事業の推進	90
3	救急関係機関の協力関係の確保等	90
第7	被害者支援の充実と推進	
1	自動車損害賠償保障制度の充実等	91
(1)	自動車損害賠償責任保険(共済)の適正化の推進	91
(2)	政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用	91
(3)	任意の自動車保険(自動車共済)の充実等	92
2	損害賠償の請求についての援助等	
(1)	交通事故相談活動の推進	92
(2)	損害賠償請求の援助活動等の強化	92
3	交通事故被害者支援の充実強化	
(1)	自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	92
(2)	交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	93
(3)	公共交通事故被害者への支援	94
第8	研究開発及び調査研究の充実	
1	道路交通の安全に関する研究開発の推進	
(1)	高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進	95
(2)	高齢者の交通事故防止に関する研究の推進	95

(3) 車両の安全に関する研究の推進	95
(4) 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実	96
(5) 交通反則金の納付方法の多様化	96
(6) その他の研究の推進	96
2 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	97

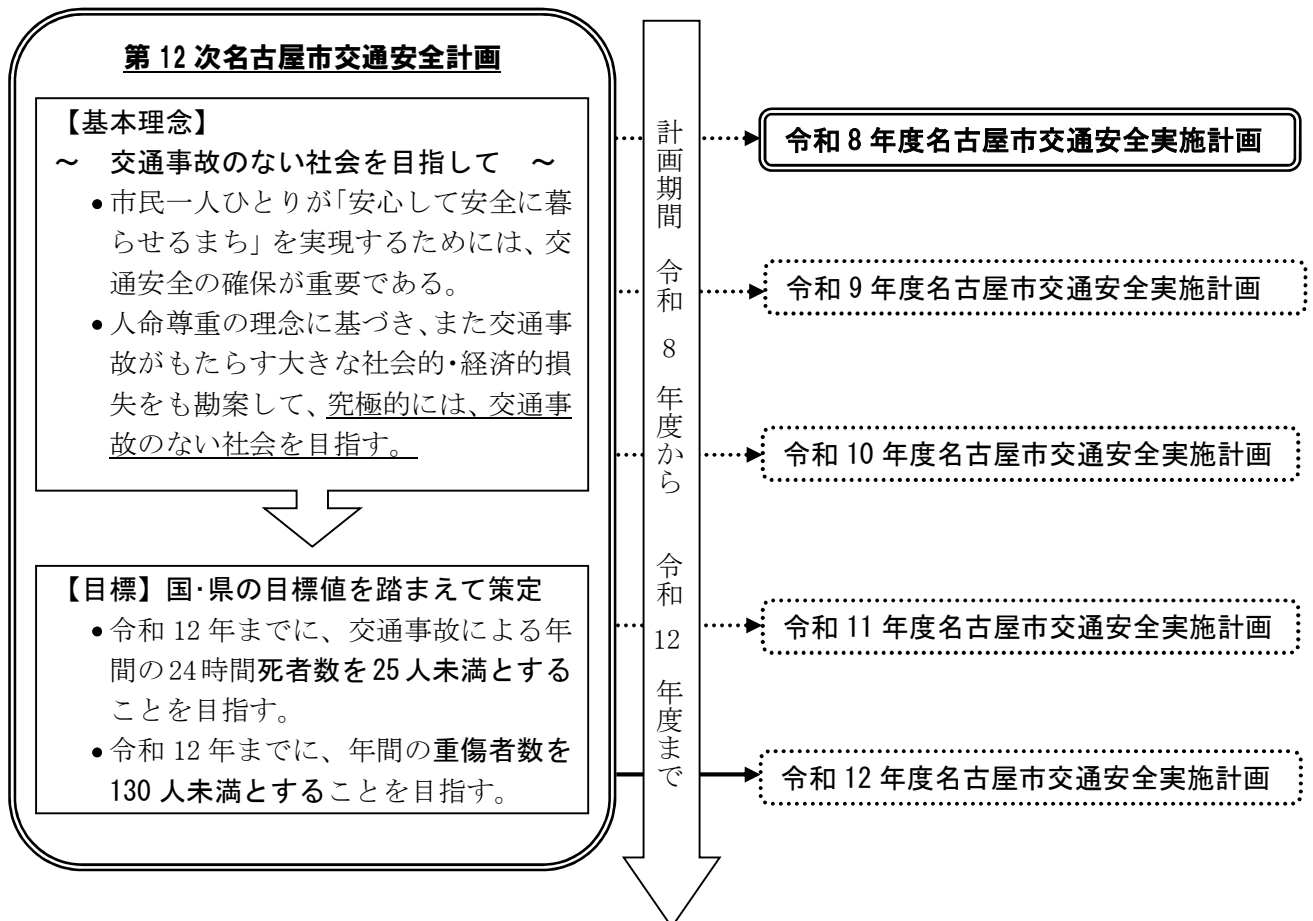
参考 令和7年度の実績	98
令和7年中の交通事故発生状況	111

はじめに

1 計画の体系

この計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づく、第 12 次名古屋市交通安全計画（計画期間：令和 8 年度から令和 12 年度）の 1 年目の実施計画であり、名古屋市域内における陸上交通の安全に関し、名古屋市、愛知県、愛知県警察、国の地方行政機関、交通事業者等が、令和 8 年度に実施する具体的な施策を取りまとめたものです。

【計画の体系図】



2 計画の実施方針及び重点

令和 7 年中の市内における交通事故死者数は 27 人となり、第 11 次名古屋市交通安全計画において令和 7 年度までに年間の死者数を 30 人未満にするという目標値を下回りました。しかし、重傷者数は 229 人と、第 11 次名古屋市交通安全計画の 5 年間で一度も目標を達成するにいたりませんでした。

また、人身事故件数は 8,341 件と、依然として高い水準にあり、全国的に発生している子どもや高齢運転者が当事者となる事故を防止し、より安心して安全な社会を実現させるためにも、交通事故そのものの減少に一層積極的に取り組むことが求められます。

悲惨な交通事故を減少させるため、究極的には「交通事故のない社会」を目指し、関係機関、団体等との緊密な連携と協力の下に具体的施策の推進に努めます。

第 1 道路交通環境の整備

1 生活道路等における人優先の安心・安全な歩行空間の整備

(実施機関：スポーツ市民局、健康福祉局、子ども青少年局、緑政土木局、市教育委員会、中部地方整備局、県警察本部)

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

(実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部)

事業概要

科学的データや地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、国、市、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、高齢者、障害者、子ども等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

事業内容

＜令和 8 年度計画＞

[緑政土木局道路維持課]

1 エリア内の生活道路を中心に歩道整備等の交通安全対策を推進する。

[緑政土木局道路維持課・県警察本部]

2 自動車の通行よりも歩行者と自転車の安全確保が優先されるべき一定の区域について、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制とハンプや狭さくといった物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン 30 プラス」の整備を推進する。

[県警察本部]

3 令和 8 年 9 月から生活道路の法定速度が法定 30 キロメートル毎時に引き下げられることとなったため、関係機関と連携して施行準備を行うとともに、これに関する広報啓発を実施するなど制度の円滑な施行を図る。

4 道路標識・道路標示の高輝度化や設置場所の統合・改善等を行い、見やすく分かりやすい整備を推進する。

5 生活関連経路を構成する道路を中心に視覚障害者用付加装置、高齢者等感応化等のバリアフリー対応型信号機を整備する。

6 歩行者等と自動車等の交錯が全く生じない又は少ない信号表示により交通事故を防止する歩車分離式信号を整備する。

[中部地方整備局]

7 ETC 2.0 プロブ情報のビックデータを活用して、生活道路における自動車の速度に関する情報や抜け道利用に関する情報、急挙動情報等の提供や、交通安全の現地診断を実施可能な有識者等の斡旋を行うとともに、生活道路の交通安全対策を支援するため、可搬性ハンプの貸し出し等を支援する。

8 生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、「ゾーン 30」とハンプ等物理的デバイスを適切に組合せた「ゾーン 30 プラス」の設定を支援する。

(2) 通学路等における交通安全の確保

(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、子ども青少年局子ども福祉課、子ども青少年局保育運営課、緑政土木局道路維持課、市教育委員会義務教育課、中部地方整備局、県警察本部)

事業概要

通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、道路交通実態に応じ、学校、市教育委員会、県警察、保育所等の対象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

事業内容

<令和8年度計画>

[緑政土木局道路維持課]

1 通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路において歩道の整備等を進めるとともに、必要な箇所に防護柵等の安全設備の整備を行っていく。歩道整備の困難な箇所においては路肩のカラー舗装や「通学路」路面標示等による安全対策を図る。また、通学路上において、信号の無い横断歩道について通学路であることを示すために緑色のカラー化を行う。

[中部地方整備局]

2 通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全対策に関する推進体制に参画し、合同点検等の機会において危険箇所を抽出して対策を検討するなど、公安委員会、市教育委員会、学校及び道路管理者等の関係機関・団体と連携した継続的な通学路の交通安全確保に向けた取組を促進する。

[県警察本部]

3 信号機の新設、歩行者用信号灯器の増灯、信号灯器のLED化、横断歩道の整備等により、通学路、通園路の安全を図る。

4 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路及び生活道路が集積する一定の区域において、生活道路における交通安全対策であるゾーン30プラスの整備が効果的と認められる場合、道路管理者と連携し、通学路対策を視野に入れたゾーン30プラスの整備を積極的に推進する。

5 自動車運転者に対する交通安全教育として、運転免許更新時の講習や企業等におけるドライブレコーダーの映像を活用した交通安全教室等により、通学路での安全な通行方法等に係る交通安全教育を推進する。

6 自動車運転者に対して児童に対する保護意識を醸成し、より安全な通学路等を確保するため通学路を始め、通学児童が利用する生活道路及び周辺道路において、可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度抑制対策や目に見える形で警察官を街頭に配置するなど、交通安全指導を強化する。

[スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、市教育委員会義務教育課]

	7 各区で通学路安全対策検討会を開催し、警察署や土木事務所、市教育委員会等の関係機関が集まり、各学校からの要望事項を基に交通安全対策を検討し、安全施設の充実を図る。 8 民間事業者と連携して、ドライバーである保護者や子どもが交通ルール等を学ぶことができる啓発活動を市内各地で実施するとともに、ドライバーに対する啓発動画を Web 広告や映画館等において活用し、啓発を図る。 9 通学路の安全対策の充実を図るため、通学路安全対策検討システムを導入する。また、子どもを対象としたヒヤリハット Web 調査を実施する。 [スポーツ市民局地域安全推進課、子ども青少年局子ども福祉課、子ども青少年局保育運営課、緑政土木局道路維持課、市教育委員会義務教育課] 10 保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、園外活動経路の安全点検や運転者への注意喚起など、交通安全に係る各種対策を総合的に推進する。
(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 (実施機関：健康福祉局地域共生推進課、緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	駅、公共施設、障害者施設等の周辺において、平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備するなど、高齢者や障害者等の安全に資する空間等の整備を図る。
事業内容	<令和 8 年度計画> [健康福祉局地域共生推進課] 1 ユニバーサルゾーンの設定 障害の有無や年齢にかかわらず、全ての人にやさしい「ユニバーサルデザイン」の視点に立ったまちづくりをすすめることを目的に、障害者施設等の周辺をユニバーサルゾーンとして設定し、関係機関、地域住民及び区域内通行者の理解と協力のもと安全な道路交通環境を整備し維持する。 (1) ゾーン内で実施する主な事項 ア 道路管理者、施設管理者が実施する歩道の整備、視覚障害者誘導用ブロック等の施設整備等 イ 公安委員会、県警察に横断歩道、駐車禁止規制等の要望 ウ 各種広報・啓発活動、点検活動等 エ 管理運営のための連絡協議会の設置 オ その他関係機関等との調整 [緑政土木局道路維持課] 2 高齢者や障害者の視点に立った歩行空間の確保 「ユニバーサルデザイン」の視点に基づき、福祉施設周辺道路や鉄道駅と福祉施設などを結ぶ道路を高齢者や障害者の視点に立って、利用しやすい歩行空間を確保する。

	主な関連事業 (1) 歩道整備 (2) 視覚障害者誘導用ブロックの整備 [県警察本部] 3 高齢者対策の推進 高齢者の安全を確保するための通行禁止規制、高齢運転者等専用駐車区間の設置等の交通規制のほか、道路標識の高輝度化、信号灯器のLED化、視覚障害者用付加装置等の整備を推進する。
2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 (実施機関：緑政土木局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)	
事業概要	高規格幹線道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するため、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、人優先の道路交通を形成する。
事業内容	[緑政土木局道路維持課] 1 生活道路において車両速度の抑制や通過交通の排除を目的とした交通安全対策を実施し、歩行者や自転車を中心とした道路空間の形成を推進する。 [中日本高速道路株式会社] 2 高速道路ネットワーク機能を健全に保つために既設橋梁の耐震補強や冬期交通確保を推進する。 [名古屋高速道路公社] 3 新洲崎地区・黄金地区・栄地区において、都心アクセス関連事業（出入口及び渡り線の追加事業）を進める。
3 幹線道路における交通安全対策の推進 (実施機関：緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)	
(1) 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進 (実施機関：中部地方整備局)	
事業概要	国道における、交通安全に資する道路事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、「愛知県事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 事故ゼロプランの取り組み 事故発生状況の分析結果と地元の声をもとに抽出した箇所に対し、重点対策メニューの検討・対策を実施する。また、対策実施箇所に対して、事前・事後調査に基づく評価を行い、重点対策メニューの見直しを行う等、継続的に改善を行う。

	2 ビッグデータの活用 交通事故対策について、ETC2.0プローブデータ（ビッグデータ）など科学的データを活用した分析により、計画立案・評価・見える化を推進する。
(2) 事故危険箇所対策の推進 （実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部）	
事業概要	特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し、県警察及び道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 事故の発生割合の高い区間等の事故危険箇所について、令和8年～令和12年の名古屋市管理道路の対策箇所において、対策を実施する。 [中部地方整備局] 2 近年の事故データを基に、事故の発生割合の大きい箇所と、ETC2.0プローブデータ（ビッグデータ）などの活用により抽出された潜在的な危険箇所より選定された事故危険箇所について、事故データの客観的な分析による事故原因の検証を実施し、効果的な事故防止対策を実施する。 [県警察本部] 3 交通事故が多発している交差点・路線を重点に、街頭活動の強化を図るほか、速度規制を遵守させるための信号制御、歩車分離式信号の整備、適切な交通規制、道路標識の高輝度化等を実施するなど、必要な交通事故防止対策を推進する。 また、重大事故につながりやすい人身交通事故が多発している交差点について、交通事故等の分析結果に基づき、道路交通環境の改善のほか交通指導取締りや広報啓発活動も含めた諸対策を推進する。
(3) 幹線道路における交通規制 （実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社）	
事業概要	幹線道路における交通の安全と円滑化を確保するため、一般道路、高速自動車国道等、それぞれの交通実態に即した交通規制を実施する。特に、異常気象、重大事故発生時等の交通事情の変化に対応した速度規制、通行禁止を迅速かつ的確に実施する。
事業内容	<令和8年度計画> [中部地方整備局] 1 道路の損壊又は異常気象等により交通の危険が認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合は、通行の禁止又は制限を実施する。 [県警察本部]

	2 交通の安全と円滑化を図るため、幹線道路の交通実態に即していない交通規制の見直しを実施するとともに、交差点における適正な交通処理、中央分離帯開口部の閉鎖及び道路改良の促進の働き掛け等の諸対策を講じ、幹線道路ネットワーク等総合的交通管理を推進する。 3 交通事故、交通渋滞等の交通障害が発生した場合は、二次障害を防止するため、その状況に応じた交通規制を迅速かつ的確に実施し、交通情報板等による広報活動を行う。 4 道路交通渋滞の解消及び利用者へのサービスの向上等、より良い環境を整備する。 [中日本高速道路株式会社] 5 一般道への交通影響が大きい集中工事等において、関係道路・交通管理者等と調整し、社会的影響を抑えた規制計画、広報計画、情報提供を検討し実施する。
(4) 重大事故の再発防止 (実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)	
事業概要	社会的影響の大きい重大事故等が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、県警察及び道路管理者が連携して交通事故対策を講じ、同様の事故の再発防止を図る。
事業内容	<令和8年度計画> 交通死亡事故等の重大事故が発生した場合、道路管理者と合同で現場点検、現地検討会（一次点検）を実施し、その結果等を県警察本部、警察署等で共有することにより、道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、当該危険箇所において交通事故を防止するための予防的な措置を講じる「二次点検プロセス」を推進する。また、道路管理者において進める「事故ゼロプラン」との連携を図り、計画的かつ効果的な再発防止対策を推進する。
(5) 適切に機能分担された道路網の整備 (実施機関：緑政土木局道路維持課、緑政土木局自転車利用課、緑政土木局道路建設課、緑政土木局橋梁施設課、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)	
事業概要	機能分担に応じた道路整備を推進し、交通流の円滑化を図るとともに、一般道路に比較して死傷事故率が低く、安全性の高い高速自動車国道等の整備を推進し、より多くの交通量を分担させることによって、道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路建設課、橋梁施設課] 1 東志賀町線始め17路線の都市計画道路の整備を進める。 [中部地方整備局]

	2 バイパス及び環状道路の整備 一般国道 302号 (西南部、西北部、東北部) 事業延長 L = 58.6 km (市域内延長 L = 36.4 km) [中日本高速道路株式会社] 3 高速道路ネットワーク機能を健全に保つために既設橋梁の耐震補強や冬期交通確保を推進する。 [名古屋高速道路公社] 4 新洲崎地区・黄金地区・栄地区において、都心アクセス関連事業(出入口及び渡り線の追加事業)を進める。
(6) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進 (実施機関：県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)	
事業概要	高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [県警察本部] 1 高速自動車国道等における逆走や歩行者、自転車等の立入り行為は、重大事故に直結する危険な違反行為であることから、道路管理者等と連携し、逆走や歩行者、自転車等の立入り事案発生箇所の合同点検を行うとともに、道路管理者に対して、誤進入防止のための標識や路面標示等の整備を申し入れるほか、逆走及び歩行者等の立入りの危険性に関する広報啓発活動を行うなどの事故防止対策を推進する。 [中日本高速道路株式会社] 2 高速道路における安全かつ円滑な交通の確保のため、逆走及び歩行者等の立入り防止を目的とした標識や路面標示等による対策と広報啓発活動を推進する。 [名古屋高速道路公社] 3 安全で円滑な自動車交通の確保のために、高機能舗装の打ち換え等を推進する。 また、逆走及び歩行者、自転車、原付等の誤進入防止のための標識や路面標示等の整備と広報啓発活動を推進する。
(7) 道路の改築等による交通事故対策の推進 (実施機関：緑政土木局道路維持課、緑政土木局自転車利用課、緑政土木局道路建設課、中部地方整備局)	
事業概要	道路ネットワークの改善による道路交通環境の整備を推進するとともに、安心して安全かつ円滑な交通を確保するため、道路の改築事業及び交通事故対策を推進する。

事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路建設課・緑政土木局道路維持課] 1 都市計画道路等の道路の新設・改築にあわせて、歩道等の設置や交通安全施設の整備を進める。 [中部地方整備局] 2 交通安全施設の整備を進める。
(8) 交通安全施設等の高度化 (実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	交通実態に応じた、信号制御の改良、道路照明等の整備の充実等、交通安全施設等の高度化を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化、高視認性区画線等の交通安全施設等の高度化を図る。 [県警察本部] 2 既設の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、系統化、プログラム多段化、多現示化等の高度化を図る。また、道路利用者の安全通行の確保を図るため、信号灯器のLED化を推進する。 3 交通事故多発路線における信号制御を見直し、制限速度の遵守を図る。 [中部地方整備局] 4 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、高視認区画線等の交通安全施設等の整備を図る。
4 交通安全施設等の整備事業の推進 (実施機関：スポーツ市民局、緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部)	
(1) 交通安全施設等の戦略的維持管理 (実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	整備後長期間が経過した交通安全施設の老朽化対策が課題となっていることから、計画的な老朽施設の維持管理・更新等により施設の長寿命化を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 「名古屋市アセットマネジメント推進プラン」等に基づき、横断歩道橋・街路灯等の交通安全施設について、計画的な点検・修繕・更新を実施する。 [県警察本部] 2 交通安全施設等の維持管理・更新等を推進するため、交通実態に適合した交通規制を実施するための見直しや、コスト合理化のための交通安

	全施設等のストック管理、必要性の低い信号機や標識の削減、信号灯器のＬＥＤ化等を積極的に推進する。 また、交通安全施設の点検等により、老朽化した交通安全施設の把握に努めるとともに、簡易補修器材を活用した効率的な維持管理を推進する。 [中部地方整備局] 3 横断歩道橋・街路灯等の交通安全施設について、計画的な点検・修繕・更新を実施する。
(2) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 (実施機関：緑政土木局道路維持課、緑政土木局自転車利用課、緑政土木局道路建設課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン３０」・「ゾーン３０プラス」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における安心・安全な歩行区間の確保を図る。また、歩車分離式信号の整備、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。
事業内容	<令和８年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 エリア内の生活道路を中心に歩道整備等の交通安全対策を推進するとともに、歩行空間のバリアフリー化を進めていく。 (１) 平坦性が確保された幅の広い歩道の整備を図る (２) 歩道の段差・勾配の改善を図る [緑政土木局道路建設課] 2 無電柱化の推進 名古屋環状線始め９路線において、電線共同溝の整備による無電柱化事業を進める。 L (道路延長) = 26.3 km 3 踏切の対策 小幡架道橋 (名鉄瀬戸線)、名鉄名古屋本線呼続地区において事業を実施する。 [中部地方整備局] 4 歩行者空間・自転車通行空間等の整備 歩行者及び自転車利用者の道路交通環境をより安全・安心なものとするため、通学路等における歩行空間の整備、改善及び名古屋市が策定する名古屋市自転車活用推進計画と整合を図りながら整備等を推進する。 5 生活道路対策の推進

	周辺の幹線道路に起因する生活道路対策のうち緊急性が高いエリアにおいて、物理的に速度低減を図る対策等が計画され、自治体より要望を受けた場合、対策実施に向けた検証等の技術的支援を行う。 [県警察本部] 6 ゾーン30プラスの区域内を中心に見やすく分かりやすい道路標識・標示の整備等の安全対策を推進する。また、歩行者等と自動車等の交錯が全く生じない又は少ない信号表示により交通事故を防止する歩車分離式信号を整備し、歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。
(3) 幹線道路対策の推進 (実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	幹線道路では、事故危険箇所等事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施するとともに、事故原因の検証に基づく安全対策を実施する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 事故の発生割合の高い区間等の事故危険箇所について、令和8年～令和12年の名古屋市管理道路の対策箇所において、対策を実施する。 [中部地方整備局] 2 交差点のコンパクト化、路面標示、エスコートマーク、カラー舗装による減速・注意喚起対策、道路照明、高輝度区画線による視認性確保等を行い、事故危険箇所対策等の推進を図る。 [県警察本部] 3 信号交差点における多現示化、歩車分離化、信号灯器のLED化などの信号機改良を積極的に推進する。
(4) 交通円滑化対策の推進 (実施機関：緑政土木局道路維持課、緑政土木局道路建設課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	信号機の改良、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等を推進するほか、総合的な駐車対策の実施により、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路建設課] 1 小幡架道橋（名鉄瀬戸線）、名鉄名古屋本線呼続地区において事業を実施する。 [中部地方整備局] 2 交通渋滞対策として滞留長の延伸、右折車線の整備等を行い、円滑化に寄与する。 国道302号東北部区間において、名鉄瀬戸線の踏切除去に向け、鉄道立体化の工事を推進する。 [県警察本部]

	3 交通に関する情報の収集・分析及び伝達並びに信号機の操作を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大等交通管制システムの充実・高度化を図る。 4 幹線道路において、交通の変動実態を的確に把握し、予想される変動に対応した信号制御を行うため、系統化、半感应化、多現示化等の信号機の高度化を図る。また、交通流の変動にきめ細かく対応した信号制御等を可能とする交通管制システムの高度化の推進を図る。 5 安全で円滑な交通の確保を図るため交通監視カメラ、交通情報板等の整備を図る。
(5) 高度道路交通システム（ITS）の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 （実施機関：中部地方整備局、県警察本部）	
事業概要	情報収集・情報提供の拡充等により道路交通情報提供の充実等を推進する等、安全で快適な道路環境の実現を図る。
事業内容	[中部地方整備局] 1 統合道路管理情報センターを活用し、情報収集・提供を行う。 2 道路情報提供装置の高度化を図る。 [県警察本部] 3 交通管制センターの高度化、集中制御エリアの計画的な制御機更新等を図り、交通の実態に的確に対応した信号制御を行う。
(6) 道路交通環境整備への住民参加の促進 （実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部）	
事業概要	地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [中部地方整備局] 1 住民の意見の道路交通環境整備への反映 標識BOX等に寄せられる道路利用者の意見を、道路交通環境の整備に反映する。 [県警察本部] 2 標識BOX等による意見・要望に対しては、必要に応じて現場調査等を行い、地域住民等の意見を反映した交通安全施設の整備に努める。 [緑政土木局道路維持課] 3 標識BOX等による名古屋市管理道路に関する意見・要望に対し、必要に応じて現場調査等を行い、住民等の意見を反映した交通安全施設の整備に努める。
(7) 連絡会議等の活用 （実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部）	

事業概要	県警察と道路管理者等により組織している連絡会議等を有効活用し、施策の企画、評価、進行管理等に関する協議や意見交換及び連絡調整を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部] 「愛知県道路交通環境安全推進連絡会議」、「名古屋市交通安全対策連絡会議」を活用し、積極的に交通事故対策の推進を図る。
5 高齢者等の移動手段の確保・充実 (実施機関：健康福祉局高齢福祉課、住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課、中部運輸局)	
事業概要	高齢化や先進技術の進展等を見据えて名古屋交通計画2030を踏まえ、地域の移動手段の確保・充実に向けた取組を行う。
事業内容	<令和8年度計画> [健康福祉局高齢福祉課、住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課] 1 名古屋交通計画2030を踏まえ、パーソナルモビリティの導入に向けた調査検討や、高齢者の社会参加の支援などの取組を行う。 [中部運輸局] 2 広域的・幹線的なバス路線の確保維持のための支援に取り組むとともに、地域内交通を確保するため、セミナーや研究会の開催、市町村の地域公共交通会議における情報提供や助言など、地域の公共交通の活性化に向けた取組を行う。
6 歩行空間のユニバーサルデザイン化 (実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	高齢者や障害者等を含めて全ての人が安心・安全に参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進し、安心・安全な歩行空間を確保する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 「福祉都市環境整備指針」に従い、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、歩道部の段差・傾斜・勾配の改善、幅の広い歩道整備や、視覚障害者誘導用ブロックの整備など歩行空間のバリアフリー化を推進し、安心・安全な歩行空間を確保する。 [中部地方整備局] 2 歩行者の道路交通環境をより安全・安心なものとするため、歩行空間の整備、改善を推進する。 [県警察本部] 3 視覚障害者用付加装置や高齢者等感応化等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン等の整備を推進する。

7 無電柱化の推進 (実施機関：緑政土木局道路建設課、中部地方整備局)	
事業概要	安全で快適な通行空間の確保等の観点から、無電柱化の一層の推進を図るべく、関係事業者と連携し、事業を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路建設課] 1 無電柱化の推進 名古屋環状線始め9路線において、電線共同溝の整備による無電柱化事業を進める。 L(道路延長) = 26.3 km [中部地方整備局] 2 無電柱化の推進 国道153号において、電線共同溝の整備による無電柱化事業を進める。 L(道路延長) = 0.6 km
8 効果的な交通規制の推進 (実施機関：県警察本部)	
(1) 地域の特性及び交通実態に応じた交通規制 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。 速度規制や駐車規制、信号制御について、交通実態や道路環境等に合った規制を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 道路の実態、交通流・量、交通事故発生状況等地域の交通実態に適合した、交通規制を実施する。 また、既設の交通規制についても道路交通環境の変化等により、現場の交通実態に適合しなくなったものについて、交通規制の見直しを推進する。 2 一般道路の速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものになっているかどうかの観点から、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の見直し、点検、規制理由の周知措置等を計画的に推進する。 駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。 信号制御については、歩行者・自転車の横断実態を踏まえ、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。

9 自転車利用環境の総合的整備 (実施機関：スポーツ市民局、緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部)	
(1) 自転車通行空間の整備等 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局自転車利用課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	「名古屋市自転車活用推進計画」に基づき、地域住民の理解を得た上で、関係機関と調整しながら自転車利用環境の総合的な整備を推進するとともに、自転車の安全利用を呼びかける啓発活動を積極的に推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課] 1 自転車乗用時の交通ルールやマナーを体験できる自転車シミュレータを活用した交通安全教室を積極的に実施するほか、5月及び11月の自転車安全利用促進強調月間を中心に駅の周辺や自転車事故多発交差点などで、自転車の安全利用を呼びかける啓発活動を実施する。 [緑政土木局自転車利用課] 2 名古屋市自転車活用推進計画に基づき、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進する。 市道久屋高岳町線始め2路線：1. 1km【自転車通行帯】 市道正木古沢町線始め2路線：1. 3km【自転車通行帯】 [中部地方整備局] 3 自転車走行空間の整備 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」及び「自転車活用推進計画」に基づき、「名古屋市自転車活用推進計画」と整合性を図りながら自転車通行空間の整備を進める。 一般国道22号 1. 1km（中区日銀前～幅下橋西） 一般国道19号 1. 8km（熱田区旗屋町～金山新橋南） [県警察本部] 4 自転車走行空間の整備 名古屋市が策定する自転車利用環境の整備計画と整合性を図りながら関係機関と協力して自転車走行空間の整備を進める。
(2) 自転車等の駐車対策の推進 (実施機関：緑政土木局自転車利用課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	放置自転車が多い駅等について、自転車駐車場の整備を行うとともに、放置自転車をなくす広報啓発活動等を重点的に推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局自転車利用課] 1 自転車駐車場の整備 放置自転車等が問題となっている駅等において、自転車駐車場の整備を推進し、放置自転車の減少を目指す。

	2 放置自転車対策の推進 5月及び11月の放置自転車追放月間で全市一斉に駅周辺等で街頭キャンペーンを実施する。名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例に基づき、自転車等放置禁止区域を指定する。自転車等放置禁止区域に放置された自転車等は即時撤去し、その他のものは一定期間経過後に撤去を実施する。 [中部地方整備局] 3 自転車駐車場の整備 自転車駐車場の整備については、歩行者の安全な通行空間の確保など必要に応じ関係機関と連携し調査検討を実施する。
10 高度道路交通システム（ITS）の活用 （実施機関：中部地方整備局、中部運輸局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社）	
(1) 道路交通情報通信システム（VICS）の整備 （実施機関：中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社）	
事業概要	安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS）の整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、ETC2.0等のインフラの整備を推進するとともに、インフラから提供される情報を補完するため、リアルタイムの自動走行履歴（プローブ）情報等の広範な道路交通情報を集約・配信する。
事業内容	<令和8年度計画> [県警察本部] 1 道路交通情報通信システム（VICS）を活用し、精度の高い交通情報をドライバーに提供するための情報収集提供装置等の運用を行う。 [中日本高速道路株式会社] 2 道路交通情報通信システム（VICS）による情報提供の充実に向けて検討・改良を実施する。 [名古屋高速道路公社] 3 ETC2.0を始め、今年度も情報提供の充実に向けて引き続き検討していく。
(2) 新交通管理システム（UTMS）の推進 （実施機関：県警察本部）	
事業概要	最先端の情報通信技術等を用いて、交通の安全、円滑、快適性を確保するための新交通管理システム（UTMS）の開発・整備を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 交通管制センターの高度化、集中制御エリアの計画的な制御機更新等を図り、交通の実態に的確に対応した信号制御を行う。

	交通管制センターの高度化 本部センター、都市センター等
(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	自動車単体では対応できない事故への対策として、通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けて、産学行政が連携し研究開発等を行う。 また、新交通管理システム（UTMS）の整備を行うことにより高度道路交通システム（ITS）を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 右左折時歩行者横断見落とし防止システム及び追突防止・信号見落とし防止システムの運用を継続し、効果的なサブシステムの在り方等について検証を行う。
(4) ETC2.0 デジタルデータの活用推進 (実施機関：中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)	
事業概要	事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供することで安全運転を支援する。 また、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と事故を減らす等の取組を推進する。 特に、ETC2.0 車載器で収集する、経路、時間、急制動等のデータ（ETC2.0 プローブデータ）については、データの性質や利活用シーン等を踏まえ、プライバシーの観点にも留意しつつ、データの提供体制を整えるなど、地方公共団体等が活用しやすい環境の構築（オープン化）を進める。
(5) 道路運送事業に係る高度情報化の推進 (実施機関：中部運輸局、県警察本部)	
事業概要	安全で円滑な自動車の運行を実現するため、公共車両優先システム（PTPS）の整備を推進する。
11 交通需要マネジメントの推進 (実施機関：住宅都市局、中部運輸局、県警察本部)	
(1) 公共交通機関利用の促進 (実施機関：住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課、街路計画課、中部運輸局、県警察本部)	
事業概要	本市は、自動車利用が他都市圏と比べて多い状況にあるため、より一層自動車利用の適正化を図り、徒歩、自転車、公共交通を中心とした交通体系の形成を目指し、名古屋交通計画2030を踏まえ、先進技術の進展等を見据えた各種交通施策を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [住宅都市局街路計画課] 1 鉄道利用者の利便性を向上させるため、駅前広場の整備を推進する。 [住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課]

	2 名古屋交通計画 2030 を踏まえ、公共交通機関利用の促進に向けた普及啓発活動に取組み、モビリティマネジメントを推進する。 3 駐車場情報の提供 名古屋パーキングナビにより、駐車場情報の提供や駐車場への案内を継続して実施する。 4 パークアンドライドの推進 パークアンドライド推進に向けた広報を実施するとともに、パークアンドライド駐車場認定制度等を継続して実施する。 [中部運輸局] 5 生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域の特性・事業に応じた移動手段が提供されるよう、「地域公共交通確保維持改善事業」等を通じて支援を行う。 [県警察本部] 6 バス専用・優先レーンについては、バスの運行状況や渋滞状況等に応じた交通規制の見直しを推進する。
(2) 貨物自動車利用の効率化 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	効率的な貨物自動車利用等を促進するため、貨物自動車の積載効率向上や、宅配便の再配達削減に資する取組等による物流効率化を推進する。
12 災害に備えた道路交通環境の整備 (実施機関：緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部)	
(1) 災害に備えた道路の整備 (実施機関：緑政土木局道路維持課、緑政土木局道路建設課、緑政土木局橋梁施設課、中部地方整備局)	
事業概要	地震、豪雨、津波等の災害が発生した場合においても安心・安全な生活を支える道路交通の確保を図る。
事業内容	<令和 8 年度計画> [緑政土木局橋梁施設課] 1 橋梁の耐震対策 天白大橋（上流側）始め 13 橋 [中部地方整備局] 2 道路構造物の耐震補強 国道 1 号、19 号、22 号、23 号、41 号、153 号、155 号、302 号、 3 道路法第 37 条に基づく電柱の道路占用の禁止 国道 1 号、19 号、22 号、23 号、41 号、153 号、155 号、302 号
(2) 災害に強い交通安全施設等の整備	

(実施機関：中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	地震、豪雨、津波等による災害が発生した場合の安全な道路交通の確保のため、交通管制センターを始めとした交通安全施設の整備及び交通規制の迅速かつ効果的な実施に向けた交通規制資機材の整備等を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 交通監視カメラ、交通情報板等の交通管制機器の整備を推進するほか、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、信号機電源付加装置及び同接続箱の整備を推進する。
(3) 災害発生時における交通規制	
(実施機関：中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	災害発生時には、被害状況を把握した上で、通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [県警察本部] 1 災害発生時等には、道路状況を把握した上、高速道路を始め、災害応急対策に必要な路線を指定し、緊急交通路として交通規制を実施するとともに、関係部門と情報共有を行う。 2 関係機関と緊密に連携し、緊急通行車両確認標章等の交付、交通検問所の設置、信号機の滅灯対策、広域緊急援助隊（交通部隊）の運用等について、交通規制計画等に基づく、総合的かつ実践的な訓練を実施する。 3 南海トラフ巨大地震等における被害想定等を踏まえ、関係機関と連携し、道路交通環境の変化に即した広域的な交通規制計画の見直しを行う。
(4) 災害発生時における情報提供の充実	
(実施機関：中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	災害発生時において、道路の被災状況等の収集・分析、また道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。 また、災害発生時には、県警察や道路管理者、民間事業者が保有するプローブ情報から運行実績情報を生成し提供することで災害時における交通情報の提供を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [中部地方整備局] 1 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため関係機関と調

	整を図りつつ、道路啓開を実施する。また、道路情報提供装置等の整備拡充を推進する。 [県警察本部] 2 大規模災害発生時において、リアルタイムな交通情報の提供により交通の分散、誘導を促し、交通の安全と円滑を図るため、交通情報板等の活用を図る。
13 総合的な駐車対策の推進 (実施機関：スポーツ市民局、住宅都市局、中部地方整備局、県警察本部)	
(1) きめ細かな駐車規制の推進 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と、道路区間（片側）ごとの交通環境や道路構造等の場所的視点の両面から、個々の道路の機能と区域の特性に十分配慮した上で個々の交通実態等を確実に把握して駐車規制の見直しを行う。
(2) 違法駐車対策の推進 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた取締りを推進するとともに、放置車両については使用者責任、悪質な駐車違反については運転者責任を追及する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 地域の実態に応じた駐車監視員活動ガイドラインの策定 違法駐車取締りについては、地域の駐車実態、地域住民の意見・要望等に即した駐車監視員活動ガイドラインを警察署ごとに策定・公表し、当該ガイドラインに基づき悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を置いた取締りを推進する。 駐車監視員活動ガイドラインについては、定期的に見直しを行い、常に警察署管内における違法駐車実態を反映したものになるように努める。 2 駐車違反に対する責任追及の徹底 駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、悪質な運転者に対する責任追及の徹底、放置違反金制度による使用者責任の追及等に努めることにより、地域の駐車秩序の確立を図る。 3 駐車監視員による適正かつ効果的な確認事務の推進 駐車実態に応じた駐車監視員の効果的運用を図るとともに、指導を徹底して適正かつ円滑な確認事務を推進する。

	4 使用者に対する責任の追及の徹底 (1) 車両使用制限命令制度の推進 6 か月以内に同一車両について一定回数以上繰り返して放置違反金納付命令を受けた者に対しては、3 か月を超えない範囲内の車両使用制限処分を執行する。 (2) 放置違反金の未納付者に対する納付の推進 放置違反金の納付命令を受けた者が、期限を経過しても納付しないときは、督促状による督促、催促状・電話・訪問による催促、差押予告状の発送、滞納処分の執行により徴収する。 (3) 放置違反金収納事務の委託 スマートフォン決済アプリ (PayPay) を導入しているが、令和 8 年 9 月より愛知県の公金収納のデジタル化 (eLTAX) の開始に伴い、放置違反金についても eLTAX の導入を開始し、放置違反金の納付率の向上を図る。
(3) 駐車場等の整備 (実施機関：住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課、中部地方整備局)	
事業概要	安全かつ円滑な道路交通を確保するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。
事業内容	<令和 8 年度計画> [住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課] 1 駐車場法 (昭和 3 2 年法律第 1 0 6 号) 及び名古屋市駐車場条例 (昭和 3 4 年名古屋市条例第 9 号) に基づき、適正に駐車場が整備されるよう指導する。 2 パークアンドライドの推進 パークアンドライド推進に向けた広報を実施するとともに、パークアンドライド駐車場認定制度等を継続。 3 駐車場情報の提供 名古屋パーキングナビにより、駐車場情報の提供や駐車場への案内を継続。
(4) 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部)	
事業概要	毎年 6 月のさわやかロード月間を中心として、関係機関や市民との協働を進める一方、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用により、違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図る。
事業内容	<令和 8 年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課] 1 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚 (1) 違法駐車追放推進活動の実施 駐車マナーパトロールや広報活動など、地域住民の自主的な活動を推進し、地域における追放気運の醸成を図る。

	特に、違法駐車を排除しようとする気運の高い地域においては住民がパトロール隊を結成し、関係機関と連携した啓発活動を重点的にを行い、違法駐車の解消を図る「違法駐車地域パトロール事業」を実施する。 (2) 市民運動の促進等 6月を「名古屋さわやかロード月間」(違法駐車追放運動強調月間)として、駐車マナーパトロール等の啓発運動を行うとともに、違法駐車追放運動を交通安全市民運動の重点事項に位置付け、6月を中心に活動を展開する。 また、ポスターの作成・掲示、市公式ウェブサイトでの広報等に努める。 [県警察本部] 2 地域住民による自主的な駐車対策の促進 市、町内会、交通安全協会、安全運転管理協議会その他関係団体に対し、違法駐車排除を目的とする組織の自主的な結成を働き掛ける。 3 違法駐車防止気運の醸成 報道機関、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て、違法駐車に起因する交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車の影響性、危険性、迷惑性に関する広報啓発活動を効果的に展開し、違法駐車への排除に向けた気運の醸成を図る。
(5) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 (実施機関：中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、路外駐車場や路上荷捌きスペース整備の道路管理者や施設管理者に対する働き掛け、違法駐車への取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [中部地方整備局] 1 関係機関と連携しつつ、対策後の交通実態の変化等、状況把握に努める。 [県警察本部] 2 きめ細かな駐車規制の見直し 地域住民等の意見要望書等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。 3 違法駐車への排除に向けた道路環境整備の働き掛け (1) 道路管理者に対しては、歩道へのガードレールの設置等歩道への乗り上げ防止措置等の違法駐車排除に向けた道路改良の働き掛けを行い、人優先の道路環境の整備に努める。 (2) 自治体、道路管理者等と連携し、地域における駐車問題を協議・検

	討して、各種の駐車対策を推進するほか、自治体に対して自動二輪車等も収容可能な公共駐車場の整備等について積極的な働き掛けを行う。 4 違法駐車取締り 繁華街における違法駐車対策について、深夜時間帯にも駐車監視員を投入するなど違法駐車取締りを継続的に実施する。
14 道路交通情報の充実 （実施機関：緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社）	
(1) 情報収集・提供体制の充実 （実施機関：中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社）	
事業概要	光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路交通情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実等の交通管制システムの充実・高度化を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [中部地方整備局] 1 道路情報の収集提供 危険箇所、道路工事等に伴う道路障害を把握するとともに、道路パトロールカー、凍結検知機、CCTVカメラ、ROADパートナー、ロードセーフティステーション等を活用して道路状況の常時把握に努め、通行規制、う回路の設定など必要な措置を行うとともに、道路情報板、ホームページにより情報提供に努める。 [県警察本部] 2 交通管制センターの機能を活用して交通事故、交通渋滞等の交通障害の情報を迅速的確に収集する。 収集した情報は、交通情報板、光ビーコン等により道路利用者にリアルタイムに提供して、交通の分散誘導等を行うとともに、（公財）日本道路交通情報センターや報道関係機関等との連携を強化して迅速的確な情報提供に努める。 [中日本高速道路株式会社] 3 高速道路における道路交通情報の充実 高速道路を利用するドライバーに対し、正確で広域的な交通情報を情報板、ハイウェイラジオ等で提供する。 また、高速道路利用前に交通情報を確認し、出発時間、走行ルート、休憩など走行計画に役立てていただけるように、パソコンやスマートフォン等を通じて、通行止めや渋滞等の最新交通情報について、24時間提供する。 (1) ハイウェイラジオ カーラジオ（1620KHz）を通じて、事故・渋滞・気象等の高速道路情

報を本線で24時間放送して提供する。

(2) スマホアプリ「みちラジ」

高速道路を走行中のお客さまの位置情報をもとに、渋滞・事故・通行止めの情報や所要時間情報などを、あらかじめ設定したスマートフォンに音声でお知らせするもの。

(3) インターネットによる交通情報サイト

最新の東海地区の高速道路情報をインターネットにより24時間提供する。

- ・ i H i g h w a y 中日本 (アイハイウェイ中日本)

ホームページURL <http://c-ihighway.jp>

- ・ 目で見るハイウェイテレホン

ホームページURL <http://c-nexco.highway-telephone.jp>

[名古屋高速道路公社]

4 道路情報の収集・提供

(1) 道路情報の収集

道路パトロールカー、車両感知器、非常電話、TV カメラ、押ボタン式通報装置 (トンネル内)、気象観測装置、気象台からの情報、110番通報による高速道路交通警察隊からの連絡、お客さまからの通報等により情報の収集を行う。

(2) 道路情報の提供

収集された情報は、コンピュータにより処理し、交通の安全と円滑の確保のため、通行車両に対し、道路情報板 (街路上、各入口、出口、JCT 手前に設置)、名古屋高速防災情報 (通行止め) メールサービス、路側放送1,620KHz (大高線上り 大高～星崎間、小牧線上り 小牧～小牧南間、東山線上り 新池～東山換気所間)、渋滞末尾情報板 (黒川出口、小牧北出口)、日本道路交通情報センター等により迅速、的確な情報提供を行う。

(3) 名古屋高速お客さまセンターでの情報提供

名古屋高速道路の渋滞状況など最新の道路状況の案内及び料金やETCの各種割引など名古屋高速道路の利用に関する電話等での問い合わせに対し、情報とサービスの提供を行う。

電話番号：052 (919) 3200 (クイックさんに、まるまる)

受付時間：9:00～19:00 (年末年始 (12/29～1/3) を除く毎日)

(4) 名古屋高速ハイウェイテレホン※

名古屋高速道路の最新交通情報を提供する。(24時間自動音声、5分ごとに更新)

電話番号：052 (919) 3232

(5) 名古屋高速ホームページでの情報提供

リアルタイムな道路交通情報 (JARTIC)、出入口案内、新着やプレスリリースなど、様々な情報を掲載する。

	ホームページURL : https://www.nagoya-expressway.or.jp/ ※令和8年度中に廃止予定
(2) 高度道路交通システム(I T S)を活用した道路交通情報の高度化 (実施機関：中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	高度道路交通システム(I T S)の一環として、道路交通情報通信システム(V I C S)やE T C 2. 0等の整備・拡充を積極的に図るとともに、E T C 2. 0サービスを開始することにより、情報提供の高度化を図り、交通の安全と円滑化を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [中部地方整備局] 1 道路情報の高度化 道路交通情報通信システム(V I C S)の運用と、さらなる道路情報の高度化を図るためE T C 2. 0を推進する。 [県警察本部] 2 交通管制システムの適切な運用 高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供、公共車両の優先、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図ることにより、交通の安全及び快適性を確保しようとするU T M Sの構想に基づき、システムの適切な運用を図る。
(3) 適正な道路交通情報提供事業の促進 (実施機関：中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	「道路交通法」及び「交通情報の提供に関する指針」に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ること等により、民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。
(4) 分かりやすい道路交通環境の確保 (実施機関：緑政土木局道路維持課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近においては、ルート番号等を用いた案内標識の設置の推進、案内標識の英語表記改善の推進や英語併記が可能な規制標識の整備の推進等により、国際化の進展への対応に努める。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、国際化に対応した案内標識等の設置を推進する。 [中部地方整備局] 2 分かりやすい案内標識 令和9年以降のリニア中央新幹線開業により予想される旅行形態の大

	きな変化に対応するため、道路利用者に分かりやすい道路標識の案内方法の改善を推進する。 ・英語表記の改善 ・ルート番号の活用 ・ピクトグラム、反転文字の活用 ・右折レーンシフト構造の場合の交差点表示 他 [緑政土木局道路維持課・中部地方整備局] 3 高速道路ナンバリング 訪日外国人をはじめ、全ての利用者にわかりやすい道案内の実現を進めるため、案内標識への高速道路ナンバリング整備を推進する。
15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 (実施機関：子ども青少年局、緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)	
(1) 道路の使用及び占用の適正化等 (実施機関：緑政土木局道路管理課、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	工事等のための道路の使用及び占用の許可は、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の適正化を図り、地下埋設物の管理について指導を強化する。また、道路交通に支障を与える不法占用物件等については、その排除に努め、道路の掘り返し工事に関係する者で工事の実施について調整を行う。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路管理課] 1 占有者による点検実施を促す目的で、道路占用許可書送付時などの案内文に占有物件の点検実施を依頼する文面を追記する。 2 道路パトロールの実施により道路交通に支障を与える不法占用物件の早期発見及び所有者に対する撤去指導に努める。 3 名古屋市道路占用調整協議会での工事調整により、掘り返しの減少を図るとともに、工事期間の短縮や非開削工法の採用を呼び掛ける。 [中部地方整備局] 4 占有調整会議を1回／年行う 5 道路上の不法占用物件適正化対策として路上の不法占用物件（のぼり旗や立看板等）の指導除去につき一層の強化を図る。 [県警察本部] 6 道路使用許可条件の履行について調査及び指導を実施する。 7 地域活性化等を目的とする道路使用許可は、許可申請に係る行為の公益性、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的かつ透明性の高い運用を図る。
(2) 子どもの遊び場等の確保 (実施機関：子ども青少年局子育て支援課、子ども青少年局青少年家庭課、緑政土木局緑地事業課)	

事業概要	路上遊戯等による交通事故を防止し、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、街区公園等の整備を推進する。																																									
事業内容	<令和8年度計画> [子ども青少年局子育て支援課] 1 児童遊園地、どんぐりひろばは、地域の方々の理解と協力を得て設置している子どもの遊び場であるが、安心安全な利用のために、地域において適正な管理運営ができるよう努める。 [子ども青少年局青少年家庭課] 2 児童館では、遊びを通して、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした事業を実施する。 [緑政土木局緑地事業課] 3 子どもの遊び場不足を補い、路上遊戯等による交通事故を防止するため、街区公園等の整備を推進する。 (1) 市街地の街区公園の施設整備を進め、利用効率を高める。 (2) 市街地で公園の少ない地域に街区公園を新設するため、用地取得を推進する。 (3) 周辺市街地において街区公園等の施設整備を進め、急速に発展する市街地に対応する。 (参考) 都市公園の現況 令和8年4月1日現在 <table><tr><td>公園の種類</td><td>内 容</td><td>箇所数</td></tr><tr><td>街区公園</td><td>1 h a 未満の公園</td><td>1,260</td></tr><tr><td>近隣公園</td><td>1 h a 以上 4 h a 未満</td><td>107</td></tr><tr><td>地区公園</td><td>4 h a 以上 10 h a 未満</td><td>〈1〉 29</td></tr><tr><td>総合公園</td><td>10 h a 以上 名城公園、荒子公園、猪高緑地、鶴舞公園、庄内緑地、戸田川緑地、天白公園、久屋大通公園、若宮大通公園、白川公園</td><td>10</td></tr><tr><td>運動公園</td><td>瑞穂公園、新茶屋川公園、稲永公園、日光川公園</td><td>4</td></tr><tr><td>河川敷緑地 (運動公園)</td><td>庄内川水系 18箇所 天白川水系 3箇所</td><td>21</td></tr><tr><td>動植物公園</td><td>東山総合公園</td><td>1</td></tr><tr><td>墓 園</td><td>平和公園</td><td>1</td></tr><tr><td>歴史公園</td><td>宮の渡し公園、松重開門公園、那古野山古墳公園</td><td>3</td></tr><tr><td>広域公園</td><td>(牧野ヶ池緑地、小幡緑地、大高緑地)</td><td>〈3〉 3</td></tr><tr><td>緩衝緑地</td><td>大江川緑地</td><td>1</td></tr><tr><td>広場公園</td><td>八熊公園、大曾根ふれあい公園、宮前ふれあい公園</td><td>3</td></tr></table>			公園の種類	内 容	箇所数	街区公園	1 h a 未満の公園	1,260	近隣公園	1 h a 以上 4 h a 未満	107	地区公園	4 h a 以上 10 h a 未満	〈1〉 29	総合公園	10 h a 以上 名城公園、荒子公園、猪高緑地、鶴舞公園、庄内緑地、戸田川緑地、天白公園、久屋大通公園、若宮大通公園、白川公園	10	運動公園	瑞穂公園、新茶屋川公園、稲永公園、日光川公園	4	河川敷緑地 (運動公園)	庄内川水系 18箇所 天白川水系 3箇所	21	動植物公園	東山総合公園	1	墓 園	平和公園	1	歴史公園	宮の渡し公園、松重開門公園、那古野山古墳公園	3	広域公園	(牧野ヶ池緑地、小幡緑地、大高緑地)	〈3〉 3	緩衝緑地	大江川緑地	1	広場公園	八熊公園、大曾根ふれあい公園、宮前ふれあい公園	3
公園の種類	内 容	箇所数																																								
街区公園	1 h a 未満の公園	1,260																																								
近隣公園	1 h a 以上 4 h a 未満	107																																								
地区公園	4 h a 以上 10 h a 未満	〈1〉 29																																								
総合公園	10 h a 以上 名城公園、荒子公園、猪高緑地、鶴舞公園、庄内緑地、戸田川緑地、天白公園、久屋大通公園、若宮大通公園、白川公園	10																																								
運動公園	瑞穂公園、新茶屋川公園、稲永公園、日光川公園	4																																								
河川敷緑地 (運動公園)	庄内川水系 18箇所 天白川水系 3箇所	21																																								
動植物公園	東山総合公園	1																																								
墓 園	平和公園	1																																								
歴史公園	宮の渡し公園、松重開門公園、那古野山古墳公園	3																																								
広域公園	(牧野ヶ池緑地、小幡緑地、大高緑地)	〈3〉 3																																								
緩衝緑地	大江川緑地	1																																								
広場公園	八熊公園、大曾根ふれあい公園、宮前ふれあい公園	3																																								

	都市緑地	大当郎緑地、明見緑地、藤森緑地、一葉緑地、乗鞍緑地、南大高緑地等	48
	緑道	すいどうみち緑道、天満緑道、大幸緑道、十一屋川緑道、山手緑道、天白川緑道、小碓緑道、扇川緑道等	13
	計		<4> 1,504

※ 〈 〉 内は県営で内数である。

(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

(実施機関：緑政土木局道路管理課、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)

事業概要	道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合に、通行の禁止又は制限を行う。 また、危険物を積載する車両の水底トンネル等の通行の禁止又は制限及び道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路管理課] 1 車両制限令等の啓発 車両制限令等の違反車両をなくすため、関係機関と連携を図り、制度の周知や啓発活動に努める。 [中部地方整備局] 2 車両制限令等の啓発 大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会により、喫緊の課題である道路の老朽化について、適切に道路の維持修繕を実施する一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両の対策が必要とされている。このような状況を踏まえ、大型車両の適正かつ安全な走行のために、東海商工会議所連合会、(一社)中部経済連合会等官民の関係機関がパートナーとなって連携し、情報の共有や意見交換、広報活動を実施していく。 3 車両制限令等違反車両の指導 車両制限令等の違反車両をなくすため、中部運輸局、県警察等関係機関との連携を図り、指導・取締りに努める。さらに、法令厳守の啓発活動、講習会の開催、常習違反者に対する指導を実施する。 [中日本高速道路株式会社] 4 車両制限令違反車両に対して、指導・取締りを実施し、法令厳守の啓発活動、講習会の開催、反復違反者に対する割引停止措置等を実施していく。 5 名古屋第二環状自動車道 名東トンネル・守山トンネルでの危険物積

	載車両の通行の禁止又は制限を行う。 [名古屋高速道路公社] 6 車両制限令違反車両に対して、関係機関と連携を図り、指導・取締りに努め、法令遵守の啓発活動、反復違反者に対する指導を実施する。
(4) 地域に応じた安全の確保 (実施機関：緑政土木局道路維持課、名古屋高速道路公社、中部地方整備局)	
事業概要	冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面对策として適時適切な凍結防止剤散布を実施する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 冬期積雪・凍結路面对策として適時適切な凍結防止剤散布を実施する。 [名古屋高速道路公社] 2 冬期の路面凍結防止策として適時適切な凍結防止剤散布を実施する [中部地方整備局] 3 冬期積雪・凍結路面对策として適時適切な凍結防止剤散布を実施する。
16 踏切道における交通の安全 (実施機関：住宅都市局、緑政土木局、中部地方整備局、中部運輸局、県警察本部)	
(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進 (実施機関：住宅都市局街路計画課、緑政土木局道路維持課、緑政土木局自転車利用課、緑政土木局道路建設課、中部地方整備局、中部運輸局)	
事業概要	立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。 また、従前の踏切対策に加え、駅の出入口の新設や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [住宅都市局街路計画課] 1 遮断時間が特に長く、かつ、道路交通量の多い踏切道が連坦している地区等や、主要な道路との交差にかかわるもの等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等による、踏切の除去を促進するとともに、道路の新設・改築に当たっても極力立体交差化を図る。 [緑政土木局道路建設課] 2 小幡架道橋（名鉄瀬戸線）、名鉄名古屋本線呼続地区において事業を実施する。 [中部地方整備局] 3 国道302号東北部区間において、名鉄瀬戸線の踏切除去に向け、鉄道立体化の工事を推進する。 [中部運輸局] 4 遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差

	化等により除却を促進するとともに、道路の新設・改築に当たっても、極力立体交差化を図る。 立体交差化までに時間を要する「開かずの踏切」等について、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良、カラー舗装や踏切保安設備の整備等の踏切周辺対策等の一体対策を促進する。 また、列車と車両等の衝突による死傷事故を減らすため、狭小な踏切道や歩道が無い踏切道の拡幅、事故が多発する構造等に課題のある踏切道の対策など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。 さらに、特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。 以上の立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。 [緑政土木局道路維持課] 5 高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化や、令和6年1月に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえ、特定道路等を優先とした踏切道内誘導表示等の整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。
(2) 踏切道の統廃合の促進 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて統廃合を進めるとともに、その他の踏切道についても同様に統廃合を促進する。
事業内容	<令和8年度計画> 踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。
(3) 踏切保安設備の整備及び交通規制等の実施 (実施機関：中部運輸局、県警察本部)	
事業概要	踏切遮断機、警報時間制御装置等の踏切保安設備の整備等を進めるとともに、道路の交通量、踏切道の幅員等に応じた交通規制を実施する。
事業内容	<令和8年度計画> [中部運輸局] 1 踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を推進

	する。 列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じている踏切道については、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を推進する。 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。 なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。 [県警察本部] 2 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施する。
(4) その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置 (実施機関：中部運輸局、県警察本部)	
事業概要	踏切道の交通の安全と円滑化を図るため、踏切通行時における車両等の違反行為に対する指導取締りを行うとともに、踏切道通行者に対する緊急措置の周知徹底等を図る。また、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送の支障の発生等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [中部運輸局] 1 緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。加えて、第4種踏切道を横断する歩行者の安全対策の観点から、安全対策を簡易かつ効果的に実施できる設備の導入を推進する。 また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。 また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。 平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、

	踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき指定した緊急輸送道路上等の踏切道について、道路管理者と鉄道事業者の連携による災害時の踏切優先解放等の措置を確実に実施する取組を進め、災害時の適確な管理を促進する。 [県警察本部] 2 車両等の踏切通過時の違反行為に対する指導取締りを行う。
--	--

第2 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(実施機関：スポーツ市民局、子ども青少年局、緑政土木局、市教育委員会、県警察本部、県防災安全局)

(1) 幼児に対する交通安全教育の推進

(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、子ども青少年局保育運営課、市教育委員会義務教育課、県警察本部、県防災安全局)

事業概要

基本的な交通ルール・マナー及び安全に道路を通行するための技能や知識を習得させることを交通安全教育の目標とする。また、保護者に対して、交通安全講習会等を実施する等、幼稚園・保育所・認定こども園等においても交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。

事業内容

<令和8年度計画>

[スポーツ市民局地域安全推進課、子ども青少年局保育運営課、市教育委員会義務教育課]

- 1 保護者に対して、登降園時及び降園後の交通安全確保について呼びかける。
- 2 幼児に対して、登降園時や園外保育の前後等に、地域の交通状況に即した具体的な交通安全指導を行う。
- 3 掲示物・絵本・紙芝居等の視聴覚教材を活用して、道路の横断方法等初歩的な交通安全行動を身につけさせる。
- 4 「園だより」や保護者会の中で交通安全に関する具体的な指導場面を取り上げ、保護者に対し、自転車を含めた交通安全指導について啓発を行う。
- 5 親子ぐるみの交通安全訓練を実施する。
- 6 交通安全についての研修会を開催し、幼稚園・保育所等の指導者や保護者の指導能力の向上を図る。
- 7 名古屋市幼児教育研究協議会を通じて、園や保護者に安全意識を浸透させ、幼児の交通事故防止の徹底を図る。
- 8 交通指導員による幼児・保護者を対象にした交通安全教室を幼稚園・保育所等で開催し、保護者に対しては常に幼児の手本となって交通安全指導ができるよう保護意識の醸成に努めるとともに、チャイルドシートや自転車用ヘルメットの使用について啓発を行う。
- 9 自転車の転倒事故の際の頭部負傷を軽減させるため、全年齢を対象にヘルメットの購入を補助し、ヘルメットの着用促進を図る。

[県警察本部]

- 10 交通安全モデル44園を指定し、連携した各種啓発活動を推進する。

[県防災安全局]

- 11 安全運転推進重点広報啓発事業

道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を訴える啓発動画を制作・SNS広告で配信する。歩行者に対して「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛ける体験型啓発イベントの企画・運営、特設WEBサイトの企画・作成・周知・運営、啓発品の作

	成・配布を行う。 12 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業 交通安全教育に関心・意欲があり、手品や腹話術、バルーンアートなどの特技を持ち、ボランティアとして活躍したい人材を広く県民から募集・登録して、子ども向けの交通安全活動を企画する地域団体等からの要請に応じて登録者を派遣する。特技を活用した交通安全教育を実施することで幼少期から交通安全に関心を持ってもらう。 13 自転車安全利用促進事業 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、啓発ポスター等による広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、多言語の字幕付き啓発動画を作成・配信する。									
(2) 小学生に対する交通安全教育の推進 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、市教育委員会義務教育課、県警察本部、県防災安全局)										
事業概要	歩行者及び自転車の利用者としての必要な技能と知識の習得、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを交通安全教育の目標とする。また、小学校においては、参加・体験・実践型による交通安全教育を実施する。									
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、市教育委員会義務教育課] 1 事業内容と予算 <table><tr><th>事業内容</th><th>事業量</th><th>事業費(千円)</th></tr><tr><td>黄色い帽子的配布(新入学児童)</td><td>19,000人</td><td>11,709</td></tr><tr><td>交通指導員の運営</td><td>267人</td><td>651,486</td></tr></table> 2 交通安全教育指導用備品として自転車・自転車用ヘルメット等を、整備・補充を必要とする学校に配備する。 3 児童の登下校の安全のため、原則として1学区1名の交通指導員の配置を行う。 4 各区で通学路安全対策検討会を開催し、警察署や土木事務所、市教育委員会等の関係機関が集まり、各学校からの要望事項を基に安全施設等について検討し、安全施設の充実を図る。また、民間事業者協力の下、通学路安全対策検討をシステム導入するとともに、子どもを対象としたヒヤリハット Web 調査を実施する。 5 交通指導員による児童を対象とした参加、体験、実践型の交通安全教室を開催する。 6 学校教育の中での交通安全指導は、「交通安全指導の手引き」(市教委)等を活用し、体育、道徳、総合的な学習の時間、学級活動、児童会活動、学校行事等の特別活動等を中心に行う。 7 自転車の安全利用については、自転車等は車両であることを認識させ、信号を守ることや一時停止するなどの交通ルールやマナー遵守の重要性	事業内容	事業量	事業費(千円)	黄色い帽子的配布(新入学児童)	19,000人	11,709	交通指導員の運営	267人	651,486
事業内容	事業量	事業費(千円)								
黄色い帽子的配布(新入学児童)	19,000人	11,709								
交通指導員の運営	267人	651,486								

	について指導する。 8 通学路における街頭指導及び保護・誘導活動を実施する。 9 周囲の人たちの交通安全意識を高めるために、新入学児童に黄色い帽子を配布する。 10 自転車の転倒事故の際の頭部負傷を軽減させるため、全年齢を対象にヘルメットの購入を補助し、ヘルメットの着用促進を図る。 [県警察本部] 11 交通事故実態の周知 歩行中の小学生の死傷者数は、低学年が多く、自転車乗車中は高学年が多くなる傾向にあることから、こうした実態についてその保護者等に理解が浸透するよう周知等を推進する。 12 小学生に対する自転車安全教室の開催等 自転車の利用機会の増える小学生を対象とした自転車交通安全教室を開催するほか、教養動画を活用した交通安全教育を推進し、安全利用を促進する。 [県防災安全局] 13 安全運転推進重点広報啓発事業 道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を、歩行者に対して「歩きスマホの危険性」や「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける啓発動画を制作し、SNS 広告で配信する。歩行者に対して「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛ける体験型啓発イベントの企画・運営、特設WEBサイトの企画・作成・周知・運営、啓発品の作成・配布を行う。 14 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業 交通安全教育に関心・意欲があり、手品や腹話術、バルーンアートなどの特技を持ち、ボランティアとして活躍したい人材を広く県民から募集・登録して、子ども向けの交通安全活動を企画する地域団体等からの要請に応じて登録者を派遣する。特技を活用した交通安全教育を実施することで幼少期から交通安全に関心を持ってもらう。 15 自転車安全利用対策推進事業 自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。 交通ルールの遵守や、自転車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。 16 交差点事故防止啓発事業 道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を開催する。 17 自転車安全利用促進事業 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、啓発ポスター等による広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」について、多言語の字幕付き啓発動画を作成・配信する。
--	--

(3) 中学生に対する交通安全教育の推進

(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、市教育委員会義務教育課、県警察本部、県防災安全局)

事業概要

日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させることを交通安全教育の目標とする。また、中学校においては、参加・体験・実践型による交通安全教育を実施する。

事業内容

<令和8年度計画>

[スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、市教育委員会義務教育課]

1 各区で通学路安全対策検討会を開催し、所轄の警察署や土木事務所、市教育委員会等の関係機関が集まり、各学校からの要望事項を基に安全施設等について検討し、安全施設の充実を図る。

また、通学路の安全対策の充実を図るため、通学路安全対策検討システムを導入する。

2 学校教育の中での交通安全指導は、「交通安全指導の手引き」(市教委)等を活用し、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、学級活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動等を中心に行う。

3 自転車の安全利用については、自転車等は車両であることを認識させ、信号を守ることや一時停止するなどの交通ルールやマナー遵守の重要性について指導する。

4 自転車の転倒事故の際の頭部負傷を軽減させるため、全年齢を対象にヘルメットの購入を補助し、ヘルメットの着用促進を図る。

[県警察本部]

5 警察署主催による「自転車無事故無違反ラリー」を通じた自転車の交通法令の習得、交通安全意識の高揚や安全利用の促進を図る。

6 中学校における自転車安全教育を積極的に推進し、中学生の自転車の安全利用の促進を図るとともに、教職員自身の安全意識・技能の向上を図る。

7 各種シミュレータや教養動画を活用した自転車交通安全教室を開催するほか、SNSによる情報発信を行い、ヘルメットの着用をはじめとした自転車の安全利用を促進する。

[県防災安全局]

8 安全運転推進重点広報啓発事業

道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を、歩行者に対して「歩きスマホの危険性」や「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける啓発動画を制作し、SNS広告で配信する。歩行者に対して「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛ける体験型啓発イベントの企画・運営、特設WEBサイトの企画・作成・周知・運営、啓発品の作成・配布を行う。

9 自転車安全利用対策推進事業

自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。

	10 自転車安全利用促進事業 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、啓発ポスター等による広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」について、多言語の字幕付き啓発動画を作成・配信する。
(4) 高校生に対する交通安全教育の推進 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、市教育委員会高等学校教育課、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	自転車・二輪車の利用者としてなど、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、責任をもって行動する健全な社会人の育成を目標とする。また、高等学校においては、将来の自動車運転者として備えるべき安全知識を醸成するため、参加・体験・実践型による交通安全教育を実施する。
事業内容	＜令和８年度計画＞ [スポーツ市民局地域安全推進課、市教育委員会高等学校教育課] 1 警察署や少年サポートセンター等と連絡を取り、各学校における交通安全教育を推進する。 2 学校教育の中での交通安全指導は、保健体育、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動、総合的な探究の時間等を中心に学校教育全般を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自転車の特性、危険の予測と回避、応急措置等について更に理解を深めるとともに、交通社会における良き社会人として必要な交通マナーを身に付けるよう指導する。 3 自転車の安全利用については、自転車等は車両であることを認識させ、信号を守ることや一時停止するなどの交通ルールやマナー遵守の重要性について指導する。 4 自転車の転倒事故の際の頭部負傷を軽減させるため、全年齢を対象にヘルメットの購入を補助し、ヘルメットの着用促進を図る。 5 特定小型原動機付自転車の交通ルールやマナーを周知し、安全利用を促進する。 [県警察本部] 6 企業や警察署主催による「自転車無事故無違反ラリー」を通じた自転車の交通法令の習得、交通安全意識の高揚や安全利用の促進を図る。 7 シミュレータや教養動画を活用した自転車教室のほか、SNSを活用した効果的な情報発信を行い、ヘルメットの着用をはじめとした自転車の安全利用を促進する。 8 交通反則通告制度の適用を見据えた交通安全教育の推進 令和８年４月１日に１６歳以上の者による自転車違反に対する交通反則通告制度が適用されたことから、関係機関・団体と連携した交通安全教育を推進する。 9 特定小型原動機付自転車に関する基本的な交通ルールの周知 運転可能な１６歳を迎えることから、車道通行が原則であること、歩道通行ができるのは一定の要件を満たした場合に限るなど、基本的な交通ルールを周知し、安全利用を促進する。

	[県防災安全局] 10 安全運転推進重点広報啓発事業 道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を、歩行者に対して「歩きスマホの危険性」や「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける啓発動画を制作・SNS広告で配信する。歩行者に対して「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛ける体験型啓発イベントの企画・運営、特設WEBサイトの企画・作成・周知・運営、啓発品の作成・配布を行う。 11 自転車安全利用対策推進事業 自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。 12 自転車安全利用促進事業 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、啓発ポスター等による広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」について、多言語の字幕付き啓発動画を作成・配信する。
(5) 成人に対する交通安全教育の推進 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、市教育委員会生涯学習課、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課] 1 成人の日に、成人を迎える若者による交通安全宣言を行い、交通安全意識の醸成を図る。 2 自動車や自転車運転中はスマートフォン等を使用しないなど、交通ルールの遵守と安全確認の重要性を呼びかけるとともに、歩きスマホの危険性について周知し、交通マナーの遵守を呼びかける。 3 自転車の転倒事故の際の頭部負傷を軽減させるため、全年齢を対象にヘルメットの購入を補助し、ヘルメットの着用促進を図る。 [市教育委員会生涯学習課] 4 市立幼稚園、小・中・高等学校PTA、特別支援学校父母の会409団体を対象に開設委託をする「家庭教育セミナー」のなかで、機会をとらえて、交通安全思想の高揚・強化の働きかけをする。 5 歩行中の交通事故件数が特に多い6歳から8歳までの児童の交通安全を推進するため、適切な交通安全指導のポイントを周知する資料をホームページに掲載し、1・2年生の子どもをもつ家庭の交通安全教育を支援する。 [県警察本部] 6 運転免許取得時の初心運転者教育は、自動車教習所における教習が中心的役割を果たしていることから、教習水準の一層の向上に努める。

	7 免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能（特に危険予測・回避能力の向上）、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とする。 8 公安委員会が行う各種講習、自動車教習所等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育の充実強化を図る。 9 地域・職域における運転者教育の実施 (1) 飲酒運転の発生源対策、飲酒運転を許さない環境づくりと運転代行サービスの制度周知に向け、継続的な交通安全広報、啓発活動を推進する。 (2) 飲酒運転根絶のための講習会、全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい着用の徹底を中心に参加・体験・実践型の講習会を実施する。 10 時勢に即した交通安全教育の推進 令和8年4月1日に施行された自転車の交通違反に対する交通反則通告制度のほか、特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイクなどの小型モビリティの交通ルールの周知と遵守を徹底し、時勢に即した交通安全教育を推進する。 [県防災安全局] 11 安全運転推進重点広報啓発事業 道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を訴えるとともに、歩行者に対して「歩きスマホの危険性」を周知する啓発動画と「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛けるテレビ番組配信サービス、観光施設等におけるクイズコーナーの実施、啓発品の配布を行う。 12 県政お届け講座 県職員が無料で集会などの場に出向き、県政の様々な分野について分かりやすく説明を行う。 ・テーマ名「ストップ・ザ 交通事故」 交通事故に関するデータを交え、身近なところに潜む危険性や交通事故の回避方法を説明するとともに、交通事故死者数減少に向けた愛知県の取組について紹介する。 13 自転車安全利用対策推進事業 自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。 14 交差点事故防止啓発事業 道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を開催する。 15 ドライバーマナー向上推進事業 県内在住・出身の著名人の交通安全宣言を収録し、動画配信サイトYouTube広告で配信するとともに、車両運転中の「ながらスマホ」等危険運転防止キャンペーンを実施する。
--	---

	16 自転車安全利用促進事業 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、啓発ポスター等による広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」について、多言語の字幕付き啓発動画を作成・配信する。
(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	運転免許の有無により交通ルールの知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響への理解と、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキル、交通ルール等の知識の習得を目標とし、高齢者を対象とした、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課] 1 高齢者を交通事故から守る地域・家庭におけるひと声運動を推進する。 2 市民運動期におけるキャンペーンの実施等を通じて積極的に交通安全啓発を実施し、交通安全意識の高揚を図る。 3 地域における「ふれあい給食サービス」での交通安全啓発や交通安全教室などを実施する。 4 各警察署と連携した啓発活動を高齢者の事故が多い地域等で実施する。 5 自転車の転倒事故の際の頭部負傷を軽減させるため、全年齢を対象にヘルメットの購入を補助し、ヘルメットの着用促進を図る。 6 高齢運転者の安全対策を推進するため、市民運動期におけるキャンペーンなど様々な機会を活用した啓発に積極的に努めるとともに、運転適性検査や危険予測が体験できる自動車シミュレータや自転車シミュレータを活用した啓発活動を実施する。 7 高齢者の交通事故抑止のため、加齢に伴う身体機能の変化について自覚を促し、必要に応じて運転免許を自主返納していただくことを促進するため、運転免許を自主返納された方に対して、公共交通機関等で利用できるマナカチャージ券（5,000円分）を交付する。 [県警察本部] 8 高齢者に対する交通安全啓発活動の実施 (1) 高齢者交通安全エリアにおける高齢者交通事故抑止活動 (2) 交通安全教育車や運転能力診断装置の活用 (3) 高齢者交通安全協力所における広報啓発 (4) 交通安全教育チーム“あゆみ”による派遣型交通安全教室の開催 (5) 高齢者を対象とした、参加・体験・実践型自転車教室の実施 (6) 自動車教習所と連携した実践型交通安全教室の開催 (7) 電動車いす利用者に対する交通安全教室の実施 (8) 高齢者の自転車利用者に対する指導警告活動の実施 (9) 高齢者の事故実態に応じた対策の実施

	(10) 自転車の交通違反に対する交通反則通告制度に関する広報啓発活動の推進 9 高齢ドライバー対策の実施 (1) VR（ヴァーチャル・リアリティ）シミュレータや、可搬式運転シミュレータ等を活用した参加・体験型の交通安全教育の実施 (2) シニアドライバースクールの実施 (3) 高齢者の身体機能の変化と行動特性を捉えた交通安全教育の実施 (4) 頻繁に交通事故を惹起する高齢運転者への交通安全教育の推進 (5) サポートカー限定免許等の普及啓発の促進 (6) 高齢者交通安全サポーター制度（運転経歴証明書、サポートカー限定免許等の提示により飲食代の割引等が受けられる制度）の周知 10 高齢者に対する総合的な交通安全対策 一般ドライバーの歩行者等保護意識の醸成や運転免許証の自主返納をしやすい環境づくり、企業によるCSR・CSVとしての交通安全への参画を働き掛けるなど、高齢者の交通安全に係る総合的な対策を推進する。 [県防災安全局] 11 安全運転推進重点広報啓発事業 道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を訴えるラジオCMを制作・放送、広報用マグネットシートを制作するとともに、歩行者に対して「歩きスマホの危険性」や「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛ける体験型啓発イベントの企画・運営、特設WEBサイトの企画・作成・周知・運営、啓発品の作成・配布を行う。 12 自転車安全利用対策推進事業 自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。 13 交差点事故防止啓発事業 道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を引き続き実施する。 14 高齢者交通安全広報事業 高齢者等の交通事故防止を図るため、著名人を起用し、啓発イベントの開催や啓発キャラバン隊の派遣により、高齢者に対しての交通ルール遵守と反射材やヘルメットの着用促進等を呼びかける。 また、高齢運転者による交通事故を防止するため、高齢運転者に対して、安全運転サポート車、運転免許証の自主返納制度、サポートカー限定免許制度等について周知を図る。 15 ドライバーマナー向上推進事業 県内在住・出身の著名人の交通安全宣言を収録し、動画配信サイトYouTubeで配信するとともに、車両運転中の「ながらスマホ」等危険運転防止キャンペーンを実施する。 16 高齢者交通安全対策会議の開催 愛知県、県教育委員会、県警察本部、名古屋市等で構成する会議を開
--	---

	催し、高齢者交通安全対策に係る施策を推進する。 17 自転車安全利用促進事業 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、啓発ポスター等による広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」について多言語の字幕付き啓発動画を作成・配信する。
(7) 障害者に対する交通安全教育の推進 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を開催するなど、障害の程度に応じたきめ細かな交通安全教育を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局] 障害者支援施設や介護施設等における交通安全教育の機会の提供に努める。
(8) 外国人に対する交通安全教育の推進 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進する。定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を推進するとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課] 1 市公式ウェブサイト及び外国人向けの生活情報を案内する「名古屋生活ガイド」において、英語はじめ8カ国語による基本的な交通ルールについての説明を掲載するとともに、外国語対応の交通安全DVDの貸出を行い、交通ルールの周知・啓発を図る。 [県警察本部] 2 外国人集住地域における安全確保のため、外国人集住地域周辺の小・中・高等学校に対し、自治体等と連携した参加・体験・実践型の自転車教室や交通安全啓発キャンペーンを積極的に実施する。また、多言語に対応した広報資料を作成し、配布を行うほか、SNS等で情報発信する。 [県防災安全局] 3 (1) 英語、中国語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語の交通安全DVDの貸出しを実施する。 (2) 基本的な交通ルールおよび愛知県の道路事情に合わせた交通ルールについて、多言語で解説したパンフレットを作成し、各市町村や各県民事務所、県警を通じて配布する。
2 効果的な交通安全教育の推進 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)	

事業概要	交通安全教育を行う際は、受講者が安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるよう、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用するものとし、更にその効果の確認、見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるように努める。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課] - 交通安全教室用資機材の貸与 交通安全DVDの貸し出しや、交通安全教室用機材（大型紙芝居）等の区への配備により、幼児・児童などを対象とする交通安全教室において活用する。 - 自動車・自転車シミュレータの活用 自動車や自転車を利用する際に起こり得る危険等を体験することができる「自動車・自転車シミュレータ」を活用し、加害者または被害者にならないよう、自動車や自転車の安全で安心な乗り方を学ぶ場を提供する。 - 交通指導員の能力向上 段階に応じたきめ細かな研修を通じて、交通指導員の能力向上を図る。 [県警察本部] - 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施 交通安全教育チーム“あゆみ”を中心として、歩行者や自転車の正しい交通ルールを体得させるための参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。 - SNS等各種媒体等を積極的に活用した広報啓発活動の実施 X（旧ツイッター）、Instagram、YouTube、あいち交通安全ネット（Iネット）等による時代に即した広報啓発活動を実施する。 - 交通安全教育指導者の養成 各種交通安全教室などを通じて、保育士、教諭、保護者等を地域の交通安全指導者として養成する。 [県防災安全局] - 交通安全情報の共有化 県警察と共同構築したあいち交通安全ネット（Iネット）による情報配信を行うとともに、愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体（270機関等）に電子メール・ファックスによる情報配信を実施する。 - 資機材の貸与事業（交通安全DVD等の貸出し） 県が作成した愛知県ドライバーマナーアップ啓発ムービーを始め各種の交通安全啓発DVD等の貸出しを実施する。 - 自転車安全利用対策推進事業 自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。 - 交差点事故防止啓発事業 道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を開催する。

	11 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業 交通安全教育に関心・意欲があり、手品や腹話術、バルーンアートなどの特技を持ち、ボランティアとして活躍したい人材を広く県民から募集・登録して、子ども向けの交通安全活動を企画する地域団体等からの要請に応じて登録者を派遣する。特技を活用した交通安全教育を実施することで幼少期から交通安全に関心を持ってもらう。 12 自転車安全利用促進事業 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、啓発ポスター等による広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」について、多言語の字幕付き啓発動画を作成・配信する。																																		
3 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (実施機関：スポーツ市民局、市教育委員会、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)																																			
(1) 交通安全運動の推進 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)																																			
事業概要	家庭・地域・職域から交通事故を防止するため、関係機関・団体が相互に連携して市民運動を組織的・継続的に展開する。また、市民のニーズ等をふまえた市民本位の運動の実施に努める。																																		
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局] 1 強調期・強調日運動 <table border="1"> <tr> <td>春の交通安全市民運動</td><td>4月6日から15日(10日間)</td></tr> <tr> <td>交通事故死ゼロを目指す日</td><td>4月10日、9月30日</td></tr> <tr> <td>自転車安全利用促進強調月間</td><td>5月・11月(各1箇月間)</td></tr> <tr> <td>自転車・二輪車安全利用月間</td><td>5月</td></tr> <tr> <td>名古屋さわやかロード月間</td><td>6月(1箇月間)</td></tr> <tr> <td>夏の交通安全市民運動</td><td>7月11日から20日(10日間)</td></tr> <tr> <td>バイクの日</td><td>8月19日</td></tr> <tr> <td>高齢者交通安全週間</td><td>9月14日から9月20日(1週間)</td></tr> <tr> <td>秋の交通安全市民運動</td><td>9月21日から30日(10日間)</td></tr> <tr> <td>年末の交通安全市民運動</td><td>12月1日から10日(10日間)</td></tr> <tr> <td>交通事故死ゼロの日</td><td>毎月10日・20日・30日</td></tr> <tr> <td>高齢者を交通事故から守る日</td><td>毎月30日、2月は末日</td></tr> <tr> <td>子どもを交通事故から守る日</td><td>毎月10日</td></tr> <tr> <td>横断歩道の日</td><td>毎月10日</td></tr> <tr> <td>自転車・二輪車安全利用の日</td><td>毎月20日</td></tr> <tr> <td>「カチッと100!」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間</td><td>2月11日から20日、6月11日～6月20日、11月11日～11月20日</td></tr> <tr> <td>県内一斉シートベルト・チャイルドシ</td><td>2月19日(予定)</td></tr> </table>	春の交通安全市民運動	4月6日から15日(10日間)	交通事故死ゼロを目指す日	4月10日、9月30日	自転車安全利用促進強調月間	5月・11月(各1箇月間)	自転車・二輪車安全利用月間	5月	名古屋さわやかロード月間	6月(1箇月間)	夏の交通安全市民運動	7月11日から20日(10日間)	バイクの日	8月19日	高齢者交通安全週間	9月14日から9月20日(1週間)	秋の交通安全市民運動	9月21日から30日(10日間)	年末の交通安全市民運動	12月1日から10日(10日間)	交通事故死ゼロの日	毎月10日・20日・30日	高齢者を交通事故から守る日	毎月30日、2月は末日	子どもを交通事故から守る日	毎月10日	横断歩道の日	毎月10日	自転車・二輪車安全利用の日	毎月20日	「カチッと100!」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間	2月11日から20日、6月11日～6月20日、11月11日～11月20日	県内一斉シートベルト・チャイルドシ	2月19日(予定)
春の交通安全市民運動	4月6日から15日(10日間)																																		
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日、9月30日																																		
自転車安全利用促進強調月間	5月・11月(各1箇月間)																																		
自転車・二輪車安全利用月間	5月																																		
名古屋さわやかロード月間	6月(1箇月間)																																		
夏の交通安全市民運動	7月11日から20日(10日間)																																		
バイクの日	8月19日																																		
高齢者交通安全週間	9月14日から9月20日(1週間)																																		
秋の交通安全市民運動	9月21日から30日(10日間)																																		
年末の交通安全市民運動	12月1日から10日(10日間)																																		
交通事故死ゼロの日	毎月10日・20日・30日																																		
高齢者を交通事故から守る日	毎月30日、2月は末日																																		
子どもを交通事故から守る日	毎月10日																																		
横断歩道の日	毎月10日																																		
自転車・二輪車安全利用の日	毎月20日																																		
「カチッと100!」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間	2月11日から20日、6月11日～6月20日、11月11日～11月20日																																		
県内一斉シートベルト・チャイルドシ	2月19日(予定)																																		

ート関所	
「ライト・オン運動」(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)	通年
飲酒運転根絶の日	毎月第4金曜日
飲酒運転根絶強調月間	12月
[スポーツ市民局地域安全推進課] 2 各種広報媒体による啓発の実施 広報なごや、市政情報番組等を活用し、交通安全の呼び掛けを行う。 3 ポスター 約73,420枚 4 交通安全・生活安全ニュース 約44,400部 5 交通安全・生活安全市民大会の開催 交通安全推進関係者等をはじめ市民参加による市民大会を開催し、交通事故抑止に向けて、いっそう活動を強化することを誓いあい、交通安全に功労のあった個人・団体を表彰する。 令和9年2月9日(火) Nitteira 日本特殊陶業市民会館 [県警察本部] 6 広報啓発と交通指導取締りを連動させた活動の推進 「交通事故死ゼロの日」等における官民一体となった交通監視活動を行うとともに、通学路における児童の安全を確保するための交通安全指導の実施及び飲酒運転や無免許運転等の悪質な違反、著しい速度違反等の交通事故に直結する危険な違反に対する取締りを実施する。 7 交通情報板等を活用した広報啓発活動の推進 交通情報板等を活用し交通安全運動に連動した広報啓発活動を推進する。 8 各種媒体を活用した広報啓発活動の推進 県警ホームページ、X(旧ツイッター)、Instagram等を活用するなど、幅広い年齢層に交通安全運動の周知を図り、交通安全意識の高揚を図る。 [県防災安全局] 9 各季の交通安全県民運動等で各種広報媒体による啓発の実施 ・ポスター 48,000枚 ・チラシ 70,000枚 ・シートベルト・チャイルドシートリーフレット 25,500枚 ・高齢者事故防止リーフレット 25,500枚 ・自転車安全利用リーフレット 25,300枚 ・交差点事故防止リーフレット 30,000枚 10 交通安全県民大会の開催 年初に県民大会を開催し、交通事故防止を誓うとともに交通安全功労者の表彰を行い、県民の交通安全意識の高揚を図る。 令和9年1月中旬予定 [中日本高速道路株式会社] 11 交通安全運動等でチラシの配布、ラジオスポット等による広報を行い、安全運転意識の高揚を図る。 [名古屋高速道路公社]	

	12 名古屋高速道路における交通安全運動の推進を目的とし、春・夏・秋・年末の交通安全運動において交通安全啓発物品の配布及び交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に向けてJ A F（日本自動車連盟）とイベントを開催する。また、高速道路本線上に横断幕の掲出等を行い、飲酒運転の根絶、後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用、落下物防止の徹底など安全運転意識の高揚を図る。さらに、情報板による道路情報表示や誤進入防止を啓発するチラシの配布等交通安全広報に努める。 13 ラジオCM放送により、速度抑制、安全運転及び合流注意などの安全運転啓発に努める。 14 名古屋高速道路広報資料センター（ネックス・プラザ）を通じて、地域住民の方に名古屋高速道路への理解と交通安全への関心を深めていただくよう努める。
--	---

(2) 横断歩行者の安全確保

（実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局）

事業概要	横断歩道における歩行者優先を徹底させる広報啓発活動や横断歩行者等妨害等違反の交通指導取締活動を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課] 1 市民運動期におけるキャンペーンの実施等を通じて、運転者に対し横断歩道は歩行者優先等、歩行者保護の啓発を行う。 2 横断歩道等で歩行者等を見かけたら必ず止まるといった「歩行者保護」を実践した模範運転を率先して行い、通行車両・歩行者等に対し「歩行者保護」を訴えるため、ステッカーを市公用車に貼付して広報活動を行う「歩行者保護モデルカー事業」を実施する。 [県警察本部] 3 悪質性、危険性及び迷惑性の高い交通事故に直結する交通違反の交通指導取締り 交通事故多発交差点等における横断歩行者等妨害等をはじめとした交差点関連違反の指導取締り、通学路における交通安全指導等を強化する。 4 横断歩行者の安全確保に向けた広報啓発活動等 運転者に対しては、ダイヤモンドの周知を図るとともに、歩行者事故が多発する地域等において重点的に各種活動を推進し、歩行者が被害者となる交通事故抑止を図る。 また、歩行者に対しても、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中の周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。 [県防災安全局] 5 交通安全スリーS運動の実施 自動車、自転車運転者が交通事故を防ぐため、特に心掛ける運転行動を啓発する「交通安全スリーS運動」を展開する。 S t o p（ストップ） ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転

	車もストップ ・横断歩道や交差点では歩行者優先 ・飲酒運転の根絶 S l o w (スロー) ・子どもや高齢者を見かけたらスローな運転 ・見とおしが悪い交差点では徐行 S m a r t (スマート) ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転 ・シートベルトの全席着用の徹底 ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転
6	ハンド・アップ運動の推進 歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法を提唱する。 ・歩行者は、左右の安全確認をし、手を挙げるなどドライバーに横断する意思を明確に伝えてから横断する。特に子どもは、横断中もドライバーから目立つよう手を挙げて横断する。 ・歩行者は、車が止まっても左右の安全確認をしてから渡り、横断途中も他の車が来ていないか注意する。 ・歩行者は、停止したドライバーに会釈するなど感謝を伝える。 ・ドライバーは、道路上のダイヤモンドを見たら、横断者が横断歩道付近にいる場合はその手前で安全に停止することができるよう、スピードを落として走行する。 ・ドライバーは、横断中又は横断しようとしている歩行者・自転車を見掛けたら、必ず横断歩道等の手前で止まる。 このような運転者と歩行者がお互いを尊重し、温かい思いやりの輪が広がるような行動を「ハンド・アップ運動」として推進し、各種の行事、啓発活動等を通じて普及・浸透を図る。
7	安全運転推進重点広報啓発事業 道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を訴える啓発動画を制作・SNS広告で配信する。歩行者に対して「歩きスマホ」の危険性を周知する啓発動画や「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛ける体験型啓発イベントの企画・運営、特設WEBサイトの企画・作成・周知・運営、啓発品の作成・配布を行う。
8	高齢者交通安全広報事業 高齢者等の交通事故防止を図るため、著名人を起用した啓発イベント会の開催及び啓発キャラバン隊の派遣により、高齢者に対しての交通ルール遵守と反射材やヘルメットの着用促進等と呼びかける。 また、高齢運転者による交通事故を防止するため、高齢運転者に対して、安全運転サポート車、運転免許証の自主返納制度、サポートカー限定免許制度等について周知を図る。
9	通学路の交通安全対策事業 児童の通学時間帯に、サイン板等を活用した立哨活動により啓発活動を実施する企業等を募集し、啓発資材の提供により企業等の交通安全

	全活動の支援を行い、通学路における交通事故の防止を図る。
(3) 交差点事故を防止するための啓発活動等の推進 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	事故多発交差点や交差点事故の実態、特徴等を広く周知するなど、各種啓発活動等を推進することにより、交差点事故防止のための交通安全知識の普及、交通安全意識の向上を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課] 1 歩行者、自転車の人身事故が多発する交差点において、重点的に啓発活動等を行うことで、交差点での安全な行動の啓発を図る。 [県防災安全局] 2 ハンド・アップ運動の推進 歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法を提唱する。 ・歩行者は、左右の安全確認をし、手を挙げるなどドライバーに横断する意思を明確に伝えてから横断する。特に子どもは、横断中もドライバーから目立つよう手を挙げて横断する。 ・歩行者は、車が止まっても左右の安全確認をしてから渡り、横断途中も他の車が来ていないか注意する。 ・歩行者は、停止したドライバーに会釈するなど感謝を伝える。 ・ドライバーは、道路上のダイヤモンドを見たら、横断者が横断歩道付近にいる場合はその手前で安全に停止することができるよう、スピードを落として走行する。 ・ドライバーは、横断中又は横断しようとしている歩行者・自転車を見掛けたら、必ず横断歩道等の手前で止まる。 このような運転者と歩行者がお互いを尊重し、温かい思いやりの輪が広がるような行動を「ハンド・アップ運動」として推進し、各種の行事、啓発活動等を通じて普及・浸透を図る。 3 交通安全スリーS運動の推進 交差点事故の防止や思いやり意識の醸成等を図るために、自動車、自転車利用者が特に心掛ける運転行動を啓発するため「交通安全スリーS運動」を展開する。 4 交差点事故防止啓発事業 道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を開催する。 [県警察本部] 5 交差点対策の推進 ドライバー、自転車、歩行者、道路を利用する全ての利用者に対し、ドライブレコーダーの映像等を積極的に活用し、全ての道路利用者に交通事故が誰の身にも起こり得るものであることを認識させるとともに、危機意識を醸成させることで、安全な交通行動の定着を促進する。
(4) 自転車の安全利用の推進 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、市教育委員会義務教育課、県警察本部、県防災安全局)	

事業概要	自転車乗用中の交通事故を防止し自転車の安全利用を促進するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室や啓発活動を通じ、自転車安全利用の促進を図る。また、全年齢層の自転車利用者等に対し、ヘルメットの着用を促進する。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課、市教育委員会義務教育課] 1 名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の改正内容を周知するとともに、市民の交通の安全の確保及び自転車事故による被害者の保護を図るため、交通安全教育を充実するほか、自転車利用者のヘルメット着用を促進、自転車損害賠償保険等への加入義務についての啓発などを行う。 2 5月・11月の「自転車安全利用促進強調月間」において、自転車の交通ルールや自転車利用のマナーアップを呼びかける各種広報・啓発活動を実施する。 3 市内全小・中学校の新入学児童・生徒へ、自転車の安全利用を訴えるリーフレット等を配布する。 4 交通指導員による児童を対象とした参加、体験、実践型の交通安全教室を開催する。 5 自転車の転倒事故の際の頭部負傷を軽減させるため、全年齢を対象にヘルメットの購入を補助し、ヘルメットの着用促進を図る。 6 児童・幼児の自転車乗車時のヘルメットの着用促進 幼児・児童の保護者に対し、幼稚園・保育園・認定こども園、小学校等における交通安全教室において広報啓発を行う。 7 自転車安全利用啓発 自転車交通事故多発交差点などにおいてチラシ、ガイドブック及び啓発物品の作成・配布を通じ、自転車の交通ルール等の周知・啓発を行うほか、自転車事故に備えた保険への加入促進を図る。 8 各警察署で選定した自転車指導啓発重点地区・路線で警察署と連携した啓発活動を実施する。 [県警察本部] 9 参加・体験・実践型の交通安全教室等 高齢者を対象とした、参加・体験・実践型自転車教室を実施する。また、交通安全高齢者自転車愛知県大会を通じた交通ルールの周知と安全利用を促進する。 10 自転車安全利用の促進 自転車の安全利用を促進するための広報啓発活動、指導取締り、通行環境の整備等を推進し、全ての自転車利用者に対して自転者の通行ルール等の周知を図る。 11 5月中(自転車月間)における広報啓発活動の実施 5月を「自転車月間」として自転車の安全利用に資する広報啓発活動、自転車の交通ルールの周知に向けた安全教育等を推進する。 12 反射材の普及促進

	自治体、交通関係団体と連携し、街頭キャンペーンなどを実施し、自転車への反射材の取付けを促進する。
13	自転車用ヘルメットの着用の促進 道路交通法において、すべての自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用が努力義務化となったことなどから、自転車事故の実態や頭部保護の重要性、ヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、全ての年齢層の自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用を促進する。
14	自転車損害賠償責任保険等への加入促進 高額賠償を負った具体的な事故事例の提示等により、自転車損害賠償責任保険等の必要性を理解させ、加入促進を図る。
15	幼児二人同乗用自転車の安全利用の周知徹底 幼稚園・保育所などにおける自転車教室等の機会を通じ、幼児二人同乗用自転車の安全利用に係る広報啓発活動を実施する。
16	自転車指導啓発重点地区及び路線における啓発活動の強化 自転車指導啓発重点地区・路線（27地区・27路線）を中心に、自治体や関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した啓発活動を強化する。
17	安全教育の機会が少ない高齢者・社会人・大学生・主婦等への自転車安全教室への参加促進 安全教育の対象者を高齢者・社会人・大学生・主婦等、幅広い年齢層に拡大するため、児童・生徒を対象とした自転車教室への保護者の参加要請や、安全運転管理者を通じた事業所レベルでの安全教室の開催等の工夫を行う。
18	自転車運転者講習制度の周知徹底 自転車の運転による交通の危険を防止するための自転車運転者講習制度の周知を図り、自転車利用者の交通ルール遵守意識を醸成する。 [県防災安全局]
19	自転車安全利用対策推進事業 自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。
20	自転車・二輪車安全利用の日等における啓発活動の推進 自転車・二輪車安全利用の日、月間等を通じて、自転車の点検整備や夜間の交通事故防止のための灯火及び反射器材の取付の普及促進を図る。 ・自転車・二輪車安全利用の日 毎月20日 ・自転車・二輪車安全利用月間 5月
21	交通安全スリーS運動の推進 自転車も車両の一種であり、乗り方によっては歩行者に危害を加えるおそれがあることから、自転車の安全利用を図るため「交通安全スリーS運動」を推進する。
22	自転車安全利用促進事業 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、啓発ポ

	スター等による広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」について、多言語の字幕付き啓発動画を作成・配信する。
(5) 自動車（二輪車を含む。）の安全運転の推進 （実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局）	
事業概要	飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等を推進する。後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用を徹底する。児童を含むチャイルドシートの正しい使用を徹底する。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局] [県警察本部] 1 飲酒運転の発生源対策、飲酒運転を許さない環境づくりと運転代行サービスの制度周知に向け、継続的な交通安全広報、啓発活動を推進する。 2 飲酒運転根絶のための講習会、全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい着用の徹底を中心に参加・体験・実践型の講習会を実施する。 3 二輪車乗車中のヘルメット、プロテクター等の着用促進 関係機関・団体と連携し、ヘルメットやプロテクター、エアバッグジャケットの着用などの二輪車運転者の被害軽減に資する広報啓発活動を推進する。 4 適時適切な情報発信による交通安全意識の醸成 二輪車の特性や交通事故の発生状況等の情報を適時適切に発信し、二輪車のみならず四輪車運転者の交通安全意識の醸成を図る。 [県防災安全局] 5 妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進 妨害運転（あおり運転）を防止するため、その罰則の重さを認識するとともに、自動車の運転者が全ての交通参加者に対し、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転を行うことが必要であることについて、愛知県にゆかりのある著名人が出演する啓発動画を愛知県公式動画チャンネル等において配信したり、出演した著名人による啓発を交通安全県民運動出発式において実施したりするなど、広報啓発活動を推進する。 6 飲酒運転根絶のための広報啓発活動等の実施 関係機関・団体と連携を強化し、飲酒運転四（し）ない運動（運転するなら酒を飲まない。酒を飲んだら運転しない。運転する人に酒をすすめない。酒を飲んだ人に運転させない。）を始め、飲酒運転根絶の日（毎月第4金曜日）、飲酒運転根絶強調月間（12月）及び「交通安全スリーS運動」等により、飲酒運転根絶の気運をより一層高めるためのキャンペーン、広報啓発活動を実施する。 また、飲酒運転根絶に向け、年4回の交通安全運動等を通じ、チラシや啓発品の配布等を実施するとともに飲酒運転の危険性を疑似体験できるゴーグルを活用した安全教育を実施する。

	県庁、県民事務所等において、飲酒運転防止啓発 DVD、飲酒体験ゴーグル等の貸出を行う。 7 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進 飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための啓発ポスターを作成し、各飲食関連業組合を通じて掲示をするなど、「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という県民の規範意識の確立を図る。 8 「ながらスマホ」対策の強化 自動車運転中の携帯電話使用等による交通死亡・重傷事故が増加している状況に鑑み、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する、「ながらスマホ」について、道路交通法で禁止されていること及びその危険性や交通事故実態等について、愛知県にゆかりのある著名人が出演する啓発動画を愛知県公式動画チャンネル等において配信する、出演した著名人による啓発を交通安全県民運動出発式において実施するなど、広報啓発活動を推進する。 9 シートベルト・チャイルドシート着用徹底 「カチッと１００！」を合言葉に、着用率 100%をめざす。 (1)「カチッと１００！」シートベルト・チャイルドシートの着用徹底運動の展開 ・「カチッと１００！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間（２月１１日～２０日、６月１１日～６月２０日、１１月１１日～１１日２０日） ・県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所（２月１８日予定） (2) 企業・事業所による全座席シートベルト着用の促進 パートナーシップ企業等に対して全座席シートベルト着用を促進し、情報の提供や啓発物等を配布するなど、取組を支援する。 (3) あらゆる機会を通じた広報活動の推進 「カチッと１００！」を合言葉に、あらゆる機会を通じ、シートベルト・チャイルドシートの着用に的を絞った効果的な広報啓発活動を推進する。 ・シートベルト・チャイルドシートリーフレットの配布 ２８，０００枚 10 交通安全スリーＳ運動の推進 シートベルト着用は乗車時の身だしなみと捉え、全席着用の徹底を図るため「交通安全スリーＳ運動」を推進する。 11 生活道路における自動車の法定速度改正周知 生活道路における自動車の法定速度改正について、速度注意の喚起を促すマグネットシートを作成する。作成したマグネットシートを各市町村や県民事務所、交通安全推進協議会加入団体などに配布し、公用車等の車両後面の目立つ位置に貼付し、改正の周知を行う。
	(6) 新しい小型モビリティの安全対策 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局)

事業概要	特定小型原動機付自転車の安全利用を推進する。特定小型原動機付自転車運転者講習制度の周知徹底をする。ペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の安全対策を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局] [県警察本部] - 交通ルール of 周知と安全教育の推進 関係機関・団体と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するなど、車両区分に応じた交通ルールの周知を図る交通安全教育を推進する。 - 事業者等による交通安全対策の推進 事業者等による「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するためのガイドライン」及び「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」に基づく交通安全対策を推進する。 - 特定小型原動機付自転車運転者講習制度の周知徹底 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための特定小型原動機付自転車運転者講習制度の周知を図り、自転車利用者の交通ルール遵守意識を醸成する。 [県防災安全局] - 特定小型原動機付自転車の交通ルールについてわかりやすく周知する 内容の啓発チラシの作成・配布し利用者への周知を図るとともに、事業者等と連携した実車講習を実施し、交通ルールの周知と安全利用の促進を図る。
(7) 交通死亡事故多発時における緊急対策 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	交通死亡事故が一定期間、集中的に発生した場合に、市民に対し交通事故への注意を喚起するために、交通死亡事故多発警報や非常事態宣言を発令するとともに、市、警察、関係機関・団体等が連携・協働して総合的かつ集中的な事故防止対策を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局] [県警察本部] - 交通死亡事故が一定期間、集中的に発生した場合に、市民に対し交通事故への注意を喚起するために、交通死亡事故多発警報や非常事態宣言を発令するとともに、市、警察、関係機関・団体等が連携・協働して総合的かつ集中的な事故防止対策を図る。 [県防災安全局] 「愛知県交通死亡事故多発警報等発令要綱」に基づき、警報等を発令した際には、ホームページやラジオ等、あらゆる広報媒体を活用した広報、緊急街頭啓発活動等を速やかに実施することにより、警報等発令の周知及び県民の交通事故に対する注意を喚起し、交通死亡事故の抑止を図る。

(8) その他 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	キャンペーンの実施、家族向け広報媒体の活用、マスコミによる広報等効果的な広報を実施する。 各世代に対して参加・実践・体験型の交通安全教室の実施や、SNS等を使った全ての世代に向けた情報発信を行う。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局] 県内各地におけるポスター掲示、YouTubeやSNSを活用した啓発動画の放映、特設Webサイトにおける広報など、各種媒体を活用した広報啓発活動を実施する。
4 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等 (実施機関：スポーツ市民局、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局、市教育委員会)	
(1) 交通ボランティア等の能力向上等 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局、市教育委員会生涯学習課)	
事業概要	民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図るため、交通安全教育の指導者を育成するためのシステムの構築及びカリキュラムの策定に努める。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課、市教育委員会生涯学習課] - 地域においては、関係機関、団体、地域住民組織等からなる区安心・安全で快適なまちづくり協議会を、また学区では地域住民の自主組織である学区連絡協議会等をその活動団体として、交通安全市民運動及び街頭啓発活動、交通安全教室等多様な活動を展開、推進する。 - 社会教育関係団体への施策 - 幼児・児童・生徒の登下校（園）時及び地域での日常生活におけるPTA会員による交通安全指導活動の強化を図る。 - 地域での安全性を高めるための物的条件を整備するPTA校外指導活動の強化を図る。 夏、冬、春の年3回、PTA会員による全市一斉パトロール活動と安全点検活動を実施する。 - 女性団体の協力による交通安全指導の展開 - 各種講座、セミナーの開設を通じた施策 市立幼稚園、小・中・高等学校PTA、特別支援学校父母の会409団体を対象に開設委託をする「家庭教育セミナー」のなかで、機会をとらえて、交通安全思想の高揚・強化の働きかけをする。 - 交通安全教育指導員を配置し、交通安全教育の企画及び連絡調整を図る。 - 交通ルールの遵守、マナーの向上を推進するため、街頭活動を強化するほか、各季の交通安全運動、交通事故死ゼロの日を中心として、官民一体となった交通監視活動を実施する。

	6 家庭や地域において交通安全についての「ひと声運動」を推進する。 7 事業者が発行する会報等への寄稿を行い、企業における取り組みを推進する。 [中部運輸局] 8 各自動車運送事業者団体への助言、資料等の提供を始め、交通安全運動への参加及び事故防止等に対する指導・協力を行う。 [県警察本部] 9 企業等に対する交通安全CSR活動の促進による、社会全体における交通安全意識の高揚を図る。 10 トラック協会、バス協会、宅配業者、安全運転管理者等に対する模範運転意識を高揚させるためのIネット配信を含む積極的な情報提供と交通安全思想の普及徹底を図る。 11 交通安全に関する情報・資料を積極的に提供する。 12 後部座席を含む全ての座席のシートベルト着用、チャイルドシートの使用及びヘルメットの正しい着用についての自主的活動を促進する。 13 関係機関・団体との連携による広報啓発行事等の実施として、街頭キャンペーン等の実施をするとともに、交通安全功労者(団体)、優良運転者等の表彰を行う。 14 愛知県交通少年団指導者育成協議会を通じ、交通少年団活動の推進・指導育成及び機関紙の発行を行う。 15 住民参加による交通安全行事等を実施する。 [県防災安全局] 16 愛知県交通安全母の会に対する事業費の一部補助 交通安全ボランティア組織である愛知県交通安全母の会が実施する交通安全対策事業を助成することにより、事業の活性化を図る。 17 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業 交通安全教育に関心・意欲があり、手品や腹話術、バルーンアートなどの特技を持ち、ボランティアとして活躍したい人材を広く県民から募集・登録して、子ども向けの交通安全活動を企画する地域団体等からの要請に応じて登録者を派遣する。特技を活用した交通安全教育を実施することで幼少期から交通安全に関心を持ってもらう。 18 愛知県交通指導員連絡協議会の活動の推進 交通指導員に対する情報の提供、研修の実施、交通指導員相互の連携等を通して、交通指導員の能力の向上と活動の充実を図る。
(2) 私立学校に対する交通安全教育 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部)	
事業概要	私立学校に対しては、交通安全市民運動などの機会を捉え、積極的な交通安全に関する情報・資料の提供により、幼児・児童・生徒等への交通安全教育の一層の推進を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課] 1 私立高校・中学校へ、自転車の安全利用など、交通ルールに関するリーフレットを配布し、市民運動期にはポスターやチラシの配布を行う。

	[県警察本部] 2 交通指導員と県警が連携して、歩行訓練・自転車教室等の参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進 (実施機関：スポーツ市民局、緑政土木局、市教育委員会、県警察本部、県防災安全局)	
(1) 地域住民の参加・協働における交通安全総点検の実施 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、県警察本部)	
事業概要	住民の参加・協働事業における交通安全総点検の実施を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、県警察本部] 各区で通学路安全対策検討会を開催し、所轄の警察署や土木事務所、市教育委員会等の関係機関が集まり、各学校からの要望事項を基に安全施設等について検討し、安全施設の充実を図る。 また、通学路の安全対策の充実を図るため、通学路安全対策検討システムを導入する。
(2) 通学路における交通安全点検の実施 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、市教育委員会義務教育課、県警察本部)	
事業概要	通学路の安全点検を行うことにより、危険箇所を認知するとともに、通学時の安全確認の啓発・指導の推進を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、市教育委員会義務教育課] 1 各区で通学路安全対策検討会を開催し、所轄の警察署や土木事務所、市教育委員会等の関係機関が集まり、各学校からの要望事項を基に安全施設等について検討し、安全施設の充実を図る。 また、通学路の安全対策の充実を図るため、通学路安全対策検討システムを導入する。 [市教育委員会義務教育課] 2 各学校において、児童の目から見た通学路や地域などに潜む、危険な場所や交通事故の発生しやすい場所などを地図に書き込み、安全マップを作成する活動を行うなど、子どもの登下校時や生活の中での危険や交通事故を回避する能力を養う。
(3) 交通安全パートナーシップ企業の募集 (実施機関：県防災安全局)	
事業概要	街頭啓発活動等を自主的、積極的に実施している企業等を「交通安全パートナーシップ企業」として位置付け、これを広く募集し、公表するとともに、啓発資材や情報等を積極的に提供するなど、自主交通安全活動の一層の促進を図る。

事業内容

＜令和８年度計画＞

交通安全パートナーシップ企業活動支援事業

従業員に対する交通安全啓発はもとより、街頭啓発活動や顧客等への注意喚起等の交通安全対策を自主的かつ積極的に実施している企業等を交通安全パートナーシップ企業として位置付け、これを広く募集し、県のホームページ等で公表するとともに、啓発資材や情報等を積極的に提供し、自主交通安全活動の一層の促進を図る。

第3 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実

(実施機関：スポーツ市民局、住宅都市局、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局)

(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

(実施機関：県警察本部)

事業概要	指定自動車教習所における教育や運転免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。
事業内容	<令和8年度計画> 1 自動車教習所における教習の充実 講習等の機会を通じて指定自動車教習所の教習指導員等の資質の向上を図るとともに、技能検定に立ち会うなどの立入検査の結果に基づく指導により教習水準の維持及び向上を促進するほか、指定自動車教習所以外の届出自動車教習所及び特定届出自動車教習所に対しても、適正な教習の実施と教習水準の向上に必要な指導・助言に努める。 令和8年4月1日現在（名古屋市内） 指定自動車教習所 15校 届出自動車教習所 3校 特定届出自動車教習所 1校 2 運転者の安全意識を向上させる教育の充実 自動車教習所における教習等において、交通事故の悲惨さを理解させ、安全意識を向上させる教育の充実に努める。 3 運転免許取得時講習の充実 運転免許取得時講習（大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習及び応急救護処置講習）を効果的に実施するため、講習に必要な体制の整備を図るとともに講習委託先に対する必要な指導監督を行う。

(2) 運転者に対する再教育等の充実

(実施機関：県警察本部)

事業概要	運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習指導員の資質向上や講習内容及び講習方法等の充実に努める。
事業内容	<令和8年度計画> 既に運転免許を取得した者に対する再教育を実施している指定自動車教習所等に対し、必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者等教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての機能を充実強化する。

(3) 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育

(実施機関：県警察本部)

事業概要	運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別的指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。
------	---

事業内容	<令和8年度計画> 1 計画の実施方針及び重点施策 運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別指導等を実施する。 2 計画の内容 運転適性検査の結果に基づいた安全運転指導により、安全運転意識を醸成させ、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。
(4) 二輪車安全運転対策の推進 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	取得時講習のほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努めるとともに、指定自動車教習所における二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。
事業内容	<令和8年度計画> 1 交通安全教育、訓練の推進 関係機関・団体と連携したバイク教室等を実施する。 2 指定自動車教習所における教習 指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習の充実及び技能検定制度の適正な運用を図るとともに、運転免許取得者等教育の認定制度の活用により二輪車運転者に対する教育の充実を図る。 3 その他二輪車運転者に対する教育 取消処分者講習、停止処分者講習時において二輪学級を編成するとともに運転免許取得時講習の推進に努め、運転マナーを中心とした教育を実施する。
(5) 高齢運転者対策の充実 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	高齢運転者に対する教育の充実に努め、臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消等の行政処分を行うほか、運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課] 1 高齢者の交通事故抑止のため、加齢に伴う身体機能の変化について自覚を促し、必要に応じて運転免許を自主返納していただくことを促進するため、運転免許を自主返納された方に対して、公共交通機関等で利用できるマナカチャージ券（5,000円分）を交付する。 2 職員が横断歩道等で歩行者等を見かけたら必ず止まるといった「歩行者保護」を実践した模範運転を率先して行い、通行車両・歩行者等に対し「歩行者保護」を訴えるステッカーを市公用車に貼付して広報活動を行う「歩行者保護モデルカー事業」を実施する。 3 高齢運転者の安全対策を推進するため、市民運動期におけるキャンペーンなど様々な機会を活用した啓発に積極的に努めるとともに、運転適性検査や危険予測が体験できる自動車シミュレータや自転車シミュレー

	タを活用した啓発活動を実施する。 [住宅都市局交通企画・モビリティ都市推進課] 4 名古屋交通計画 2030 を踏まえ、公共交通機関利用の促進に向け普及啓発活動に取り組み、モビリティマネジメントを推進する。 [県警察本部] 5 高齢者に対する教育の充実 高齢者講習の効果的実施、更新時講習における高齢者学級の拡充等に努める。 特に高齢者講習においては、運転技能に着目したきめ細かな講習を実施するとともに、高速道路における逆走防止や運転支援機能を始めとする技術とその限界、技術の進展状況について教育を行うなど、効果的かつ効率的な教育に努める。 6 臨時適性検査等の確実な実施 臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）対象者に対しては、制度について適切な説明を行うとともに、原則 6 か月後に再度臨時適性検査等を受検することとされた者の受検管理を確実に行う。 また、高齢運転者に対する運転支援を行うとともに、認知機能検査、交通事故捜査、安全運転相談等により、認知症の疑いがある運転者を把握した場合には、的確に臨時適性検査等を行うとともに、安全な運転に支障のある者については、運転免許の取消し等の行政処分を行う。 さらに、公益社団法人愛知県医師会をはじめとする関係団体と連携し、認知症の診断を行う医師の確保、制度の運用に伴う医師が抱える様々な不安の払拭等に努める。 7 運転技能検査の適切な実施 75 歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査について、一時停止等を実施する課題を通して運転技能を適切に評価するとともに、その結果を踏まえた交通事故防止に資する安全指導を実施する。 8 高齢者支援施策の推進 申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書制度について積極的な広報に努めるとともに、地方公共団体をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、運転免許証を返納した者に対する公共交通機関の運賃割引等の支援措置を充実させることにより、身体機能の低下等により自動車等の運転に不安を覚える高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。 9 高齢運転者標識の表示の促進 高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図る。 また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への保護意識を高めるような運転者教育に努める。 10 高齢者からの相談等に対する適切な対応 高齢者やその家族からの安全運転相談を始めとした各種相談、高齢運
--	---

	転者教育等を実施する際に、高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応を行う。 また、各種運転免許関係手続について高齢者に配慮した対応に努める。
11	運転経歴証明書の申請窓口拡大の周知 郵送や代理人申請による運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書の申請ができることについて周知に努める。
12	ドライブシミュレータ等を活用した交通安全教育の実施 可搬式運転シミュレータや運転能力診断装置を活用した交通安全教育を実施する。
13	チラシ等の掲示による広報啓発活動の推進 高齢者が多数利用するショッピングセンターや高齢者交通安全協力所、地域の掲示板等にチラシの掲示を依頼するなど、高齢者の交通事故実態が広く浸透される活動を推進する。
14	加齢に応じた望ましい運転の在り方等に係る交通安全教育の推進 ドライブレコーダー等を活用し、高齢者自身の意識と行動の違いが確認できるような手法に配慮したシニアドライバースクールを計画的に実施する。
15	頻繁に交通事故を惹起する高齢運転者対策の推進 一定の期間に複数回の交通事故当事者となった高齢者に対する個別訪問活動等を行い、当該事故の状況等を踏まえたきめ細かな交通安全教育等を実施する。
16	サポートカー限定免許制度の周知 運転に不安はあるものの、様々な事情から自主返納に至らない高齢者に対して、一定の基準を満たした安全運転サポート車のみを運転することができるサポートカー限定免許制度の周知を図る。
17	高齢者交通安全サポーター制度の周知 運転経歴証明書やサポートカー限定免許等の提示により飲食代の割引等を行う高齢者交通安全サポーター制度の周知を図り、運転免許の自主返納やサポートカー限定免許への切り替えを促進する。
	[県防災安全局]
18	高齢運転者に対する広報啓発活動の推進 高齢運転者による交通死亡事故が懸念されることから、交通安全教育等の機会を通じて加齢による身体機能の変化を自覚した安全運転を呼び掛ける。
19	高齢者交通安全広報事業 高齢者等の交通事故防止を図るため、著名人を起用し、啓発イベントの開催及び啓発キャラバン隊の派遣により、高齢者に対して交通ルール遵守と反射材やヘルメットの着用促進等と呼びかける。 また、高齢運転者による交通事故を防止するため、高齢運転者に対して、安全運転サポート車、運転免許証の自主返納制度、サポートカー限定免許制度等について周知を図る。
20	安全運転推進重点広報啓発事業 道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩

	行者保護」を、歩行者に対して「歩きスマホ」の危険性を周知する啓発動画を制作・SNS 広告で配信する。歩行者に対して「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛ける体験型啓発イベントの企画・運営、特設WEB サイトの企画・作成・周知・運営、啓発品の作成・配布を行う。 21 ドライバーマナー向上推進事業 県内在住・出身の著名人の交通安全宣言を収録し、動画配信サイト YouTube 広告で配信するとともに、車両運転中の「ながらスマホ」等危険運転防止キャンペーンを実施する。
(6) 外国人運転者対策の強化 (実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	外国人の運転免許保有者が増加する中、既に実施されている免許取得時の学科試験の多言語化、今後増加することが考えられる特定技能等の外国人運転者に対応し、円滑な免許関係手続が実施できるよう受入体制を強化する。
事業内容	＜令和 8 年度計画＞ [スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局] 1 基本的な交通ルールを多言語で説明したパンフレットによる外国人ドライバーへの啓発を実施する。 [県警察本部] 2 既に実施している免許取得時の学科試験の多言語化に加え、免許更新時における多言語教材の活用により、外国人運転者に対する交通安全教育を充実させる。 いわゆる「外免切替」制度については、令和 7 年 10 月に改正された新たな制度を厳格に運用する。 3 自動車運送業が特定技能制度に追加され、その制度を受けるための「特定活動（特定自動車運送業準備）」の在留資格を持つ外国人運転者の外免切替に適切に対応する。
(7) 自動車安全運転センターの業務の充実 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	高度の運転技能と専門知識を必要とする安全運転指導者や職業運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図る。
事業内容	＜令和 8 年度計画＞ 自転車安全運転センターと連携し、高度な運転技術、専門知識を有する安全運転指導者や職業運転者に対し、安全運転中央研修所における研修受講を促進させる。
(8) 自動車運転代行業の指導育成等 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	自動車運転代行業務の適正な運営を確保するため、自動車運転代行業者に対する立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

事業内容	<令和8年度計画> 1 利用者に対し、事業者の安全性等に関する情報の提供や、料金体系の明確化など、自動車運転代行業の制度周知に向けた自主的な活動を支援する。 2 自動車運転代行業の健全化 違法駐車、無保険営業、名義貸し及び変更届出義務違反等の取締りや自動車運転代行業者に対する指導監督を強化し、ホームページにおいて行政処分を受けた自動車運転代行業者の公表を行う。 3 稼働中の自動車運転代行業者 名古屋市内22業者（令和8年3月末現在）
(9) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 （実施機関：中部運輸局）	
事業概要	自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断について、事業者に対し、高齢運転者等に受診させるよう義務付けるとともに、受診環境の整備を行う。
事業内容	<令和8年度計画> 自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、高齢運転者等に受診させ、その結果に基づき運転者の運転適性に応じた安全運転や運転者が安全な運転方法を自ら考えるよう指導するよう立入検査等を通じ指導を行うとともに、受診環境を整えるため適性診断の実施者の民間参入を促進する。
(10) 悪質・危険な運転者の早期排除と改善 （実施機関：県警察本部）	
事業概要	行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に罹患していると疑われる運転者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努める。
事業内容	<令和8年度計画> 1 違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止をはじめとする行政処分を迅速・的確に実施するとともに、違反登録に要する期間の短縮や長期未執行者の解消を図る。 また、捜査部門との連携を強化し、妨害運転等の悪質・危険な運転に対する迅速・的確な行政処分を推進する。 2 自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気（以下「一定の症状を呈する病気」という。）等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努める。 3 違反行為をした運転者の改善のため、初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習及び取消処分者講習について、講習指導員を計画的に養成し、その資質の向上を図るとともに、講習施設等の資機材の整備・充実に努め、指導の充実を図る。 なお、取消処分者講習では、妨害運転等を行った運転者の運転行動の

	改善を図ることを目的としたディスカッション形式の指導を実施し、これにより悪質・危険な運転を行った者に対する運転者教育の充実を図る。 4 自転車運転者等に対する行政処分 特定小型原動機付自転車運転者及び自転車運転者による交通事故や交通違反については、点数制度の適用を受けないものの、当該交通事故や交通違反の状況から、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる場合には、道路交通法第103条第1項第8号の危険性帯有による免許停止処分等を検討し、的確な行政処分を推進する。
2 運転免許制度の改善 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	運転免許試験については、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するものとなっているかについて不断に確認を行い、必要に応じ、改善を図るとともに、手続の簡素化の推進等、免許保有者の立場に立った運転免許業務を行う。 また、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の充実を図る。
事業内容	<令和8年度計画> 1 市民の利便を考慮した施設の整備及び業務の推進 運転免許証更新申請者等の利便の向上に配慮した運転免許試験場の施設の整備、コース開放による運転免許取得希望者等の練習機会の拡大、持参した写真による運転免許証の作成を希望する申請者への適切な対応、更新窓口の混雑状況や来訪者用駐車場の有無等の情報提供に努めるなど、市民の利便を考慮した運転免許行政を推進する。 また、マイナンバーカードと運転免許証の一体化について、市民への周知を図るとともに、関連業務の円滑な運用に努める。 2 運転免許試験及び指定自動車教習所における技能検定の適正水準の維持等 学科試験における不正行為を防止するため、出題パターンの複数作成、試験問題の定期的な更新、試験監視体制の確保等の対策を一層推進する。 また、技能試験の適正水準を維持するため、技能試験官の資質の維持向上を図るとともに、今後予定されているAT大型免許等の導入に適切に対応する。 さらに、指定自動車教習所に対する指導監督を徹底し、適正な業務の推進及び技能検定の適正水準の維持を図る。 3 常習飲酒運転者対策 飲酒運転をした者に対する行政処分を迅速・的確に行う。 また、停止処分者講習等における飲酒学級の講習内容の充実を図るとともに、飲酒行動の改善や飲酒運転に対する規範意識の向上を目的とした効果的な飲酒取消講習を推進する。 さらに、令和6年3月に策定された「第2期愛知県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、飲酒取消講習等において、地域の相談・治療機関リストを提供するなど、関係機関・団体と連携した取組を推進す

	る。 4 外国人運転者等への適切な対応 (1) 海外渡航者の利便性の確保 国外運転免許証の発給については、申請者の利便と業務の合理化を推進する。 (2) 訪日外国人への交通安全対策 関係団体と連携し、偽造国際運転免許証の利用を防止するとともに、安全運転のための交通ルールの周知に努める。 5 大規模災害に備えた対策の推進 大規模災害により運転免許証を亡失等した被災者の利便のため、再交付業務の早期再開等のための計画を策定するなど再交付業務の早期再開及び継続的運営のための人員の確保を図る。 6 貨物自動車に係る交通事故抑止等 準中型自動車免許は、若年者の就職における運転免許の必要性という社会的要請に応えるために新設されたことを踏まえ、関係機関・団体と連携してその趣旨及び内容について広報啓発活動を実施し、貨物自動車の運転者に対して効果的な運転者教育がなされるよう努め、車種外無免許運転を防止するため、引き続き、運行管理者、安全運転管理者等に対する指導等必要な措置を講じる。 7 運転適性検査等の効果的活用 運転者の運転特性を診断するために開発された運転適性検査用紙や運転適性検査器材を用いた運転適性検査を積極的に活用し、その結果に基づいた安全運転指導により、安全運転意識の醸成を図る。 また、運転適性検査等が適正に行われるよう検査指導者の体制の充実に努める。 8 安全運転相談の充実等 (1) 安全運転相談の充実 障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者だけでなく、その家族等からの安全運転相談について、安全運転相談窓口における対応のほか、相談の機会の拡大に向けた声掛け、訪問及び巡回による相談の実施、専門知識の豊富な職員の配置、地域包括支援センターをはじめとする関係機関・団体等との連携強化等の相談体制の整備を図り、安全運転相談のより一層の充実に努める。 また、運転能力が低下している者については、相談終了後も運転者本人や家族等に連絡を取り、相談終了後の運転状況等を継続的に把握するとともに、必要に応じて臨時適性検査を行うなど、適時適切な対応に努める。 (2) 運転免許申請時・運転免許証更新時における正しい申告の確保 一定の症状を呈する病気等に関する質問票の交付・提出制度について、市民に対する周知徹底に努める。 その際、虚偽記載した質問票の提出に対する罰則が設けられていること、一定の病状を呈する病気に該当すること等を理由として取り消された者は3年以内であれば再取得に当たって運転免許試験が一部免除され
--	--

	ること及び再取得した場合には当該取り消された運転免許がみなし継続されることを併せて周知することにより、正しい病状申告を促進する。 9 医師との連携 医師団体との連携を強化し、一定の症状を呈する病気等に該当する疑いがある者について、その主治医が届出を行いやすい環境をつくるとともに、臨時適性検査の円滑な運用を図る。 10 障害者に対する配慮 運転免許試験場等における障害者の利便のため、身体障害者用に改良された持込み車両を用いた技能試験の実施等を推進するとともに、手話通訳・字幕入り講習用ビデオの導入、漢字に振り仮名を付けた学科試験の作成、技能試験や各種講習における運転中の聴覚障害者への意思伝達手段の確保等に努める。 また、指定自動車教習所等に対し、身体障害者の教習に使用できる車両や取付部品の整備等、障害者に係る教習体制の充実について働きかけるとともに、聴覚障害者標識や身体障害者標識を表示した自動車の周囲の運転者の配慮事項について広報啓発を行う。
3 自動運転等の安全の確保と支援 (実施機関：県警察本部)	
(1) 特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用等 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	特定自動運行の許可に係る審査内容や手続等の明確化等の取組、特定自動運行実施者に対する立入検査の実施等により、特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用を図る。また、安全で円滑な公道実証実験のため、ガイドラインや道路使用許可制度の適正な運用と事業者に対する周知を図る。
事業内容	<令和8年度計画> 特定自動運行の許可手続きにおいて、法令上提出を求められている申請書等の記載内容や公安委員会の審査内容の明確化等の取組のほか、特定自動運行が適切に行われているかを把握するための特定自動運行実施者に対する立入検査等により、特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用を図る。
(2) 遠隔操作型小型車の安全な運行の支援 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	遠隔操作型小型車の届出制度の周知や使用者に対する立入検査の実施等により、道路における危険を防止するとともに届出制度の適正かつ円滑な運用を図る。 また、遠隔操作型小型車の安全で円滑な公道実証実験のため、道路使用許可の適正な運用と事業者に対する周知を図る。
事業内容	<令和8年度計画> 道路における危険を防止するとともに届出制度の適正かつ円滑な運用を図るため、遠隔操作型小型車の届出制度の周知や使用者に対する立入検査等を実施する。 また、遠隔操作型小型車に係る安全かつ円滑な公道実証実験の実施を可能とするため、道路使用許可の適正な運用と事業者に対する周知を図る。

4 安全運転管理の推進 (実施機関：県警察本部)	
(1) 安全運転管理者等に対する適切な指導 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	安全運転管理者等に対する講習の充実等により、資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 安全運転管理者、副安全運転管理者に対する法定講習の実施 2 安全運転管理者選任事業所に対する指導の徹底 3 未選任事業所の発見 4 アルコール検知器を用いた運転者の酒気帯び確認等の周知徹底
(2) 使用者等への通報制度の活用 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を十分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命・容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。
5 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 (実施機関：中部運輸局)	
(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。
事業内容	<令和8年度計画> 1 運輸安全マネジメント評価によって、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。 2 自動車運送事業の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業の安全を確保するため、事業者に対し指導講習の受講を義務付けるとともに、受講の環境を整えるため、講習実施の認定基準を明確化したところであり、引き続き、講習の実施者の民間参入を促進する。 3 事業者の安全意識の向上を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」により、事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を事業者に引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対する支援など、社内での安全教育の充実を図る。
(2) 運転管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	運行管理未実施、改善基準告示違反や飲酒運転等悪質な法令違反を根絶するために、国の監査体制を充実させる等、悪質事業者に対する監査を強力に実施していく。

事業内容	<令和8年度計画> 点呼時のアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認徹底や、「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」活用の啓発により飲酒を防止するとともに、薬物使用による運転、ながら運転やあおり運転といった迷惑運転の防止のための運転者への指導・監督について、事業者に対し徹底を図る。
(3) 情報通信技術（ICT）、先進安全自動車、自動運転等新技术の開発・普及推進 （実施機関：中部運輸局）	
事業概要	自動車運送事業者における交通事故防止のため、衝突被害軽減ブレーキ等のA S V装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。また、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対し支援を行う。 さらに、自動車運送事業者における運行管理者の人手不足、運転者や運行管理者の働き方改革等に対応するため、安全性を確保した上での運行管理の効率化に資するICT技術の開発・普及を促進する。
事業内容	<令和8年度計画> 自動車運送事業者における交通事故防止のための取組を支援する観点から、ドライバー異常時対応システム等の先進安全自動車装置や運行管理に資する機器の導入や、運行管理における安全性の向上や労働環境の改善、人で不足の解消等の観点から、I o tやA Iを活用した運行管理システムの周知・普及を推進する。
(4) 少子超高齢社会における交通事故の防止対策 （実施機関：中部運輸局）	
事業概要	事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 高齢社会の進展を背景として、高齢者が交通事故の被害者となる事故が依然として多発している。乗合バスにおける車内事故は高齢者の割合が多く、負傷の程度も大きくなりやすいため、乗合バス利用者に対して車内事故の危険性を周知するとともに、他の道路利用者に対してバス車両付近での急制動や強引な割り込みが車内事故を誘発することを車内事故防止キャンペーン等により周知する。 - また、路線バスにおける車いす使用者に関係する車内事故が発生しており、車いす使用者の安全確保に向けて、車いすの固定方法等の理解を促すための運転者教育の促進や、車いす固定に関する行政、バス事業者、車いす使用者、車いすメーカー等の関係者間の情報共有を促進する。 2 高齢運転者による事故が依然発生しており、事故の防止対策を講じるため、高齢運転者の事故の特徴や事業者の優良取組事例を周知し、視野障害に関する運転リスクの周知やスクリーニング検査などの視野検査の受診を推奨し、講習等で高齢運転者の事故防止に関して注意喚起を行う。

(5) 業態ごとの交通事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた交通事故防止対策 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、運転者に対する指導・監督マニュアルの策定やより効果的な指導方法の確立など更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 大型車の車輪脱落、車両火災等、重大事故につながる事象について、再発防止策を含め確実な点検整備の実施を促進する。 2 貨物軽自動車運送事業について、事故報告義務が新たに課せられたことにより、貨物軽自動車特有の事故の実態を把握することが可能となった。そこで、得られたデータを元に安全対策を検討・推進していく。 3 運転者に対する指導・監督マニュアルの策定や、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。 また、トラックやバスなどの後退時の事故を防止するため、後退時における警報装置の使用や周囲の安全確保について指導する。
(6) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	事業用自動車事故調査委員会における提言を踏まえ、事故の未然防止に向けた取り組みを実施する。
事業内容	<令和8年度計画> 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会に交通事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言について、機会を捉え事業者等へ適切に発信し、交通事故の未然防止に向けた取組を促進する。
(7) 運転者の健康起因事故防止対策の推進 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルの周知・徹底を図る。
事業内容	<令和8年度計画> 運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患、視野障害等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周知徹底を図るとともに、スクリーニング検査の普及を促進する。
(8) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	「労働基準法」(昭和22年法律第49号)等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対し

	ては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行う。
事業内容	<令和8年度計画> 1 行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化するため、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する事業用自動車総合安全情報システムを構築し、効率的・効果的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を図る。 2 関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図る。 3 事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。 4 更なる安全性の確保に努めるため、空港等のバス発着場を中心とした街頭監査を実施し、バス事業における交代運転手の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握する。
(9) 自動車運送事業安全性評価事業の促進等 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	公益社団法人日本バス協会、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者等が安全性の高い事業者を選択することができるようにする。
事業内容	<令和8年度計画> 事業全体の安全性向上に資するものとして実施している安全性評価認定事業を促進する。また、国、地方公共団体及び民間団体等において、自動車運送を伴う事業を選定する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、認定状況を踏まえつつ、関係者の理解も得ながら、貸切バスにあっては評価認定事業者（通称：セーフティバス事業者）、貨物自動車にあっては安全優良事業所（通称：Gマーク認定事業所）が、積極的に選択されるよう努める。
(10) トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導の強化 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	貨物自動車運送事業における長時間労働や過積載運送等の一因となっている、荷主等による違反原因行為を排除するため、トラック・物流Gメンによる荷主等に対する効果的な是正指導を継続的に実施し、貨物自動車運送事業における安全な交通環境の実現を図る。
事業内容	<令和8年度計画> 1 貨物自動車運送事業における長時間労働や過積載運送等の一因となっている荷主等による長時間の荷待ちや過積載運送の指示・容認といった違反原因行為を排除するため、トラック・物流Gメンによる荷主パトロールや街頭活動等を実施する。 2 違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対して是正指導を実施し、物流の効率化ならびに取引の適正化を図ることで、事業の健全な発達に加え、輸送の安全、ひいては交通の安全を図る。

6 交通労働災害の防止等

(実施機関：愛知労働局)

(1) 交通労働災害の防止

(実施機関：愛知労働局)

事業概要

自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業場に対して、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図り、事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立等の事業者による取組を推進させ、交通労働災害の防止を図る。

また、高年齢労働者の交通労働災害防止の推進のため、「高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）」の周知徹底を図る。

事業内容

＜令和８年度計画＞

1 個別指導・集団指導の実施

「交通労働災害防止のためのガイドライン」を事業場に周知徹底するとともに、ガイドラインに基づく対策が効果的に実施されるよう、事業場に対する個別指導・集団指導を実施する。

2 労働災害防止関係団体との連携

各関係団体等と密接に連携し、事業場における交通労働災害防止担当管理者の配置、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び自動車運転業務従事者に対する教育の実施を推進するとともに、関係団体が実施する交通労働災害に対する労働災害防止強調運動の実施にあわせてパトロールを実施する。

3 交通労働災害の発生状況

愛知労働局管内の令和７年における交通労働災害による死亡災害は８件と令和６年の１１件から３件の減少となっているものの、死亡災害全体の２６．７％を交通労働災害が占めている。また、交通労働災害の死亡災害は業種の区別なく発生している。

労働災害（休業４日以上）において交通労働災害は、令和７年が３８１件と令和６年の３８６件から５件（１．３％）の減少となった。そのうち商業が１２５件（３２．８％）で最多となり、次いで、運輸交通業が７９件（２０．７％）となっている。

(2) 運転者の労働条件の適正化等

(実施機関：愛知労働局)

事業概要

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の関係労使の遵守のための自主的な取組を促進することを主眼として、過重労働による健康障害防止対策等について監督指導を実施する。

事業内容

＜令和８年度計画＞

1 監督指導・集団指導の実施

自動車運転者の交通事故防止に資するため、労働基準法等の関係法令及び「改善基準」に基づき、陸上貨物運送事業及び旅客自動車運送事業等を営む事業者に対する監督指導・集団指導を実施し、自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等（特にタクシー事業者における累進歩合制度の廃止）の労働条件の確保・改善を図る。

	2 自主的労務改善促進のための指導 労働時間管理適正化指導員を活用し、業界及び各事業場の自主的な労務改善活動の促進を図る。 3 関係行政機関との連携 自動車運転者の労働条件改善のため、労働基準監督機関と運輸関係機関との間における通報制度、自動車運転者の過労運転事案に係る警察機関からの通報制度等を活用するとともに、関係行政機関との連携を図るため連絡会議を開催する。また、必要に応じて、運送事業者に対し労働基準監督機関と運輸関係行政機関との合同監督・監査を行う。 4 監督結果等 令和7年度中、愛知局内における自動車監督指導では155事業場へ臨検監督を実施した結果、このうち、136事業場(87.7%)に労働基準関係法令の違反が認められている。
--	---

第4 車両の安全性の確保

1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

(実施機関：スポーツ市民局、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局)

(1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等

(実施機関：中部運輸局)

事業概要

車両の安全対策については、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会において、具体的には、産学官が参加する検討会が中心となり、①交通事故実態・分析、②安全対策に関する方針、対策の具体的な内容の検討等を実施する。

安全基準の拡充・強化については、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」に係る国連基準等の国内導入を行うとともに、日本が副議長を担い議論を主導している国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）において引き続き基準調和を進めながら、車両の安全性向上に取り組む。

(2) 近年の交通事故実態を踏まえた先進安全自動車（ASV）^(※25)の開発・普及促進

(実施機関：中部運輸局)

事業概要

先進安全自動車（ASV）について、車両の開発・普及の促進を一層進めるとともに、運転者の先進技術に対する過信・誤解による事故を防止するため、先進技術に関する理解醸成の取組を推進する。

事業内容

<令和8年度計画>

産学官の連携により、先進技術を搭載した自動車の開発と普及を促進し、交通事故削減を目指す「先進安全自動車（ASV）推進プロジェクト」の第7期ASV推進計画では、「自動運転の高度化に向けたASVの更なる推進」を基本テーマとして、令和3年度から令和7年度の5年間で、①既存のASV技術の正しい理解・利用のための効果的な普及戦略の検討、②運転者が明らかに誤った操作を行った場合等であっても、システムが安全操作を行う安全技術のあり方の検討、③通信や地図を活用した協調型の安全技術の実用化と普及に向けた共通仕様の検討、④自動運転車においてシステムが負うべき責任の範囲の整理についての検討等に取り組んでおり、最終年度の令和7年度は、検討の結果を取りまとめる。

2 自動運転車の安全対策・活用の推進

(実施機関：中部地方整備局、中部運輸局、県経済産業局、県警察本部)

(1) 自動運転の社会実装

(実施機関：中部地方整備局、中部運輸局、県経済産業局)

事業概要

具体的なビジネスモデルを想定し、社会実装を技術面、運用面の両面から検証する実証実験を実施するとともに、社会的受容性の醸成を図る。

事業内容	<令和8年度計画> 名古屋市内の都心において自動運転車両の運行を行い、都心での自動運転技術を用いたモビリティサービスの実現を目指す。
(2) 自動運転車に係る安全基準の策定 (実施機関：中部地方整備局、中部運輸局)	
事業概要	国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）において、自動運転に係る基準等について、共同議長又は副議長等として議論を主導する。
(3) 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進 (実施機関：中部地方整備局、中部運輸局)	
事業概要	交通事故削減や高齢者等の移動手段の確保などに資する自動運転について、安全を確保した形での普及・拡大に向け、自動運転移動サービスの導入を目指す地方公共団体の取組みを補助事業者により支援を行う。
(4) 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進 (実施機関：中部地方整備局、中部運輸局)	
事業概要	自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、自動運転車について、ユーザーが過信・誤解することなく、使用してもらえるような取組を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> ユーザーが過信・誤解することなく自動運転車を使用できるよう、自動運転機能が適切に作動するのは走行環境条件内に限られること等について、ユーザーへの周知の方法の検討を開始する。
(5) 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用 (実施機関：中部地方整備局、中部運輸局、県警察本部)	
事業概要	令和6年10月に自動車検査に導入されたOBD検査（自動車に掲載された電子装置の故障や不具合の有無に関する検査）について、適確に運用する。また、自動運転等の新技術を含む自動車の安全・環境性を確保するため、型式指定制度を着実に運用するとともに、ソフトウェアアップデートに係る許可制度等を適切に運用していく。 特定自動運行の許可制度の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な助言・指導を行うほか、自動運転技術の進展を支援する取組を推進する。
(6) 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進 (実施機関：中部地方整備局、中部運輸局)	
事業概要	自動運転車の交通事故については、事故発生時の自動運転システムや走行環境の状況、運転者の対応状況等様々な要因が考えられるため、客観性及び真正性を確保した形で総合的な事故調査・分析の実施が必要であり、速やかな事故原因の究明及び再発防止に努める。また、自動運転車の社会実装の状況や事故実態を踏まえ、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築について、法制度の整備も視野に入れた検討を行う。

3 自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進

(実施機関：中部運輸局)

事業概要

自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントにおいて、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進する。

事業内容

＜令和8年度計画＞

- 1 自動車の安全装置の装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。
また、通信を利用した衝突回避支援技術や後席乗員の傷害予測が可能な事故自動通報システム等の評価項目への追加に向けて試験・評価方法を検討する。引き続き、衝突安全性能、予防安全性能等の評価に取り組み、車両全体としての安全性を評価する総合評価方式による公表を行い、ユーザーが真に安全な自動車をより選択しやすいよう情報発信を行う。
- 2 自動車アセスメント事業における情報発信及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ＡＳＶ技術等の自動車の安全に関する先進技術の理解促進を図る。

4 自動車の検査及び点検整備の充実

(実施機関：中部運輸局)

(1) 自動車の検査の充実

(実施機関：中部運輸局)

事業概要

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、自動車検査の高度化をはじめとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図る。

事業内容

＜令和8年度計画＞

- 1 令和6年10月に導入されたＯＢＤ検査（自動車に搭載された電子装置の故障や不具合の有無に関する検査）の適確な運用にあたり、運用状況の確認とともに課題の収集及び対応の検討等を行い、必要に応じて制度の見直し等を実施する。
また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、整備不良車両及び不正改造車両を始めとした基準不適合車両の排除等を推進する。
- 2 道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等、環境悪化の原因となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を県内に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化、さらに年間を通じ、不正改造車に関する情報収集を行い、寄せられた情報を基にその使用者に対して警告ハガキを送付することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。

	また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。 3 民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、近年ペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。
(2) 自動車点検整備の充実 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、保守管理の指導を行うとともに、車両不具合による事故の原因究明に努め、点検整備方法に関する情報提供等を行う。
事業内容	<令和8年度計画> 1 自動車点検整備の推進 自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に県内に展開する。 また、街頭啓発活動として高速道路利用者を中心に実施し、自動車の定期点検整備の必要性をより多くの自動車ユーザーに対し啓発する。 さらに、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。 特に、大型自動車については、車両火災や車輪脱落事故が発生している状況を踏まえ、重点点検の実施を推進する。 なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。 2 自動車特定整備事業の適正化及び生産性向上 点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。また、自動車特定整備事業者における経営管理の改善や整備の近代化等への支援を推進する。 3 自動車の新技術への対応等整備技術の向上 自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。 また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員

	の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。
5 リコール制度の充実・強化 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	自動車のリコールの迅速かつ着実な実施等のため、自動車製作者等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。 また、リコール制度の適確な運用のため、自動車不具合情報ホットライン等を活用してユーザーからの情報の収集を推進するとともに、ユーザーに対し、リコール関連情報等の提供に努める。
事業内容	<令和8年度計画> 1 自動車不具合情報ホットラインを積極的にPRするとともに、自動車ユーザー等から安全上重大な不具合について報告を義務付けるなど、情報収集体制の強化を図る。 不具合情報やリコール情報等に関し、自動車製作者等から収集している不具合情報の拡充、海外機関との連携強化等により、情報収集体制の充実強化を図る。 また、自動車整備事業者に対する監査の中で、リコールに繋がるような不具合情報の収集を積極的に行う。 2 収集した不具合情報について、スクリーニングを的確に実施するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構における技術検証体制を一層強化し、調査分析体制の充実強化を図る。
6 自転車の安全性の確保 (実施機関：スポーツ市民局、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	自転車の安全な利用を確保するため、自転車事故による被害者救済のための損害賠償責任保険等への加入の更なる促進を図るとともに、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進に努めることにより、薄暮の時間帯から夜間における自転車の視認性の向上を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課] 1 「名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正内容を周知するとともに、市民の交通の安全の確保及び自転車事故による被害者の保護を図るため、交通安全教育を充実するほか、自転車利用者のヘルメット着用を促進、自転車損害賠償保険等への加入義務についての啓発などを行う。

	2 自転車の交通反則通告制度いわゆる「青切符」について、広報なごやでの周知を始め、自転車ガイドブック（一般用、小学生用、中学生用）を青切符の内容に改訂し、交通安全教室や自転車販売店にて配布したり、新小学一年生の保護者説明会や新中学1年生に対して配布し、周知啓発する。 3 5月と11月の自転車安全利用促進強調月間等を通じて、交通ルールの遵守とマナーの向上を図るため、各種広報・啓発活動を展開する。自転車安全利用講習会や街頭キャンペーン、自転車教室などを通じて、自転車利用五則の徹底、乗車用ヘルメットの普及促進及び自転車事故に備えた保険への加入促進を図る。 [県警察本部] 4 自転車販売店等の自転車関連事業者と連携し、自転車の販売、修理等の機会を捉えた自転車利用者に対する自転車の交通法令等の周知を図り、交通ルールの遵守意識を醸成する。 [県防災安全局] 5 毎月20日の「自転車・二輪車安全利用の日」及び5月の「自転車・二輪車安全利用月間」等を通じて、自転車の点検整備や夜間の交通事故防止のための灯火及び反射器材の取付の普及促進を図る。 6 自転車安全利用促進事業 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、啓発ポスター等による広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」について、多言語の字幕付き啓発動画を作成・配信する。
--	---

第5 道路交通秩序の維持

1 交通の指導取締りの強化等

(実施機関：県警察本部)

(1) 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等

(実施機関：県警察本部)

事業概要

一般道路においては、子ども、高齢者、障害者の保護の観点から歩行者及び自転車利用者の交通事故防止及び交通事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。

事業内容

<令和8年度計画>

1 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」(2013年12月)を踏まえ、交通指導取締りが有する交通事故抑止効果及び交通事故発生時の被害軽減効果を最大限に発揮させるため、交通指導取締り全般を交通事故実態の分析等に基づく交通指導取締り方針の策定、交通指導取締りの実行、交通指導取締りの効果検証及び検証結果の交通指導取締り方針への反映といったPDCAサイクルに基づき管理し、限られた体制での交通死亡事故の抑止に資する交通指導取締りをより一層推進する。また、交通指導取締りに当たっては、殉職・受傷事故防止対策の徹底に留意しつつ、取締りの手段・方法を十分検討するなど、幹部による業務管理を徹底する。

具体的には、飲酒運転のほか、著しい速度超過等の交通死亡事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置き、これらの違反を行う運転者への注意喚起に結びつくような、広報と一体となった交通指導取締りを推進する。

特に速度超過の取締りに当たっては、速度に起因する交通死亡事故の発生状況等を踏まえて路線、時間帯等を選定し、効果的な速度取締りを実施するとともに、取締り場所の確保が困難な生活道路や警察官の配置が困難な時間帯においても取締りが行えるよう可搬式速度違反自動取締装置の運用を推進する。

また、妨害運転等の悪質・危険な運転を抑止するため、広報啓発を強化するとともに、客観的な証拠資料の収集等を積極的に行い、妨害運転罪や危険運転致死傷(妨害目的運転)等のあらゆる法令を駆使して、厳正な捜査を徹底する。

さらに、信号機のない横断歩道における歩行者の優先等を徹底するため、運転者に対し、横断中はもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを重点的に行うほか、交通事故の被害の軽減を一層図るため、全席シートベルトの着用及びチャイルドシートの適正使用に係る指導取締りの徹底を図る。

このほか、交通指導取締りに係る業務の省力化、指導取締り情報の効果的な集約等に資するデータ端末による交通反則切符の作成に向けた検討

を進めるなど、より効果的な取締りを行うための資機材の研究開発及び整備に努めるとともに、交通指導取締りが真に交通事故抑止に資するものとなるよう、交通指導取締りによる事故抑止効果の検証、必要に応じた交通規制の見直しや違反をさせないための警戒活動の効果的な実施に努める。

2 街頭活動の推進

交通指導取締りと同様に、地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析した上で、交通事故の多発する路線及び交差点において、交通事故防止を図るため、白バイやパトカーによる警戒活動を推進するとともに、通学時間帯や薄暮時間帯における街頭活動を推進する。

また、児童、高齢者及び身体障害者の道路横断時の保護誘導、歩行者の法令違反に対する指導、自転車の交通ルールと正しい乗り方や点検整備についての指導等、歩行者及び自転車利用者に対する街頭活動を積極的に推進する。

3 飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化

飲酒運転の実態について、必要な調査・分析を行った上で、飲酒運転取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、「飲酒運転根絶BOX」等により市民等から提供された飲酒運転関連情報の組織的活用を図ることにより、飲酒運転に対する取締りを一層強化する。

また、飲酒運転や飲酒ひき逃げ事件を検挙した際は、運転者のみならず、車両の提供者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等に対する徹底した捜査を行い、車両等の提供、酒類の提供及び運転の要求・依頼による同乗や教唆行為について確実な立件に努めるとともに、適切な広報により飲酒運転の危険性の周知を図る。

4 無免許運転等の取締りの強化

無免許運転を認知した際の厳正な取締りに加え、無免許運転常習者の組織的な把握と資料化、情報の共有を図るなどして、無免許運転に対する取締りを強力に推進する。

また、無免許運転や無免許ひき逃げ事件を検挙した際は、運転者のみならず、周辺者に対する徹底した捜査を行い、自動車等の提供及び運転の要求・依頼による同乗や教唆行為について確実な立件に努めるとともに、適切な広報により無免許運転の危険性の周知を図る。

5 携帯電話使用等違反の取締り強化

運転中に携帯電話等を使用することは、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、携帯電話使用等の取締りを強力に推進する。ただし、携帯電話使用等を禁止している規定は、自動運行装置を適切に使用中の運転者には適用されないことに留意する。

6 自転車利用者による交通違反に対する交通指導取締りの強化

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、令和8年4月1日に施行された自転車への交通反則通告制度の導入を踏まえ、自転車指導啓発重点地区等を中心とした事故抑止に資する取締りを

	推進する。 7 特定小型原動機付自転車及びペダル付き電動バイクの利用者に対する交通指導取締りの強化 特定小型原動機付自転車に係る悪質・危険な違反行為に対する交通指導取締りを強化する。また、ペダル付電動バイクについては、電動アシスト自転車ではなく、一般原動機付自転車等に該当し、道路を通行させるにはナンバープレートを取得し、車体に表示しなければならないほか、その運転には運転免許が必要であり、乗車用ヘルメットをかぶらなければならないなど、一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることの周知徹底を図るとともに、無免許運転、通行区分違反等の悪質・危険な運転に対する交通指導取締りを強化する。 8 通学路における効果的な交通安全指導の推進 通学路における児童の安全確保の観点から登下校時間帯において、車両通行止めをはじめとする各種交通規制の実効性を確保するため、当該規制の入口等における積極的な指導・警告を行い、違反をさせないようにするとともに、可搬式速度違反自動取締装置を活用した効果的な速度取締りを行うなど、登下校時間帯に重点を置いた真に交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。 地域住民等の耳目に触れる取締りを実施する。また、学校関係者やPTA等と合同の街頭活動や一斉指導取締り等地域住民に安心感を与える活動を併せて推進する。
--	--

(2) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

(実施機関：県警察本部)

事業概要	高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通の指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。
事業内容	<令和8年度計画> 1 交通指導取締りの推進 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反を重点とし、特に妨害運転、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反、携帯電話使用等の指導取締りを強化する。 2 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進 大型貨物自動車等による重大事故を防止するため、各種関係法令を積極的に適用し、飲酒運転、速度超過、過積載運転等の指導取締りを強化するとともに、背後責任の追及、関係機関と連携した事務所等に対する行政指導の徹底を図る。また、大型貨物自動車等が高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の最高速度を、80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げることを内容とする道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第43号）が令和6年4月1日に施行された

	ことから、交通ルールや運転マナーの周知徹底のほか、大幅な速度超過等の悪質・危険な交通違反に対する取締りを強化するとともに、速度規制の遵守を促し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、運転者教育等の場において、規制速度を設定している理由について十分な説明を行うほか、追越車線以外の通行帯の通行が可能である場合に追越車線を走行し続ける行為等が通行帯違反となることや、車両は指定された車両通行帯を通行しなければならないことについて、広報啓発活動や交通安全教育を推進する。 3 逆走事案に対する的確な対応 高速道路における逆走は、重大事故に直結する危険な行為であることから、逆走事案を認知した際は的確な検挙措置を講ずるとともに、運転者の言動等から認知症等の一定の症状を呈する病気等にかかっている疑いがある場合は、運転者の保護や、臨時適性検査の実施を検討するなど、適切な措置に努める。 4 シートベルト着用及びチャイルドシート使用の徹底 高速道路においては、シートベルト着用及びチャイルドシート使用による被害軽減効果が高いことから、普及啓発活動を推進するとともに、インターチェンジ入口等における指導取締りを強化し、後部座席を含めた全席シートベルト着用等の徹底を図る。
2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 (実施機関：県警察本部)	
(1) 危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた捜査の徹底 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	悪質かつ危険な運転行為による交通事故事件に対しては、初動捜査の段階から「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立件を視野に入れた捜査の徹底を図る。
事業内容	<令和8年度計画> 飲酒運転や信号無視、著しい速度超過や妨害目的運転等が疑われる悪質かつ危険な運転行為による死傷事故に対しては、警察本部と警察署が連携し、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた適正かつ組織的な捜査活動を推進する。
(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。

事業内容	<令和8年度計画> 交通捜査員等の育成を図るため、体系的かつ組織的な教養を推進するとともに、交通事故事件捜査等に対して卓越した専門的技術又は知識を持つ技能指導官、交通事故鑑識官等による具体的かつ実践的な教養を実施し、捜査能力の向上を図る。
(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	3Dレーザースキャナや空撮用ドローン、故障診断装置、総合図化システム等科学的捜査を支える装備資機材の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な捜査を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 重大又は特異な交通事故事件については、交通事故事件捜査統括官等の捜査幹部による的確な捜査指揮や交通事故鑑識官の現場見分等による客観的な証拠収集を徹底する。 2 各種捜査支援システムを活用した捜査を実施するとともに、自動車関連業者等との協力体制の確立を行い、基礎資料の収集・整備に努める。
(4) 自動運転車の事故に関する原因究明に向けた取組の推進 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	自動運転車の事故については、様々な要因が考えられるため、客観性及び真正性を確保した総合的な事故原因の調査・分析を実施し、速やかな事故原因の究明に努める。
事業内容	<令和8年度計画> 自動運転車に関わる交通事故等を認知した場合には、関係機関との連携を図り、科学的捜査を推進する。
3 暴走族等対策の推進 (実施機関：教育委員会、中部運輸局、県警察本部、県県民文化局、県教育委員会)	
(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 (実施機関：市教育委員会義務教育課、県警察本部、県県民文化局、県教育委員会)	
事業概要	「暴走族等の追放の促進に関する条例」(平成14年愛知県条例第60号)を効果的に運用するとともに、広報活動や家庭・学校等からの指導等を促進する。
事業内容	<令和8年度計画> [教育委員会義務教育課、県警察本部、県県民文化局、県教育委員会] 1 県民等に対し、青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏季・冬季)の中で、暴走族追放に向けた広報、啓発活動を推進し、暴走族追放気運の高揚を図る。 2 「免許はとらない」「買わない」「乗らない」「乗せてもらわない」の「四ない運動」を推進するとともに生徒が暴走族に加入したり、暴走行為をしないよう交通安全教育を徹底する。 3 保護者会、PTAの会合を通じて家庭にも「暴走行為の防止」を呼び

	かけ、地域ぐるみで防止に努める。 [県警察本部] 4 暴走族等による犯罪行為や暴走族等と暴力団とのつながりについて、県警ホームページなどを活用した広報を実施し、暴走族への加入防止を推進する。
(2) 暴走行為阻止のための環境整備 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	暴走族等のい集場所として利用されやすい施設等の管理者に協力を求め、暴走族等をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進する。また、地域における関係機関・団体との連携により、暴走行為ができない道路交通環境づくりを推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 暴走族等のい集場所として利用されやすい公園の駐車場等の夜間閉鎖や、コンビニエンスストア等の駐車場からの締め出し等、暴走族等のい集を防止するため必要な措置を講ずるよう積極的に働き掛ける。 2 ドリフト走行等の暴走行為が行われている道路や駐車場については、道路管理者等に対して、物理的にい集・暴走行為ができない措置を講ずるよう働き掛けるなど、道路交通環境づくりを積極的に推進する。
(3) 暴走族等に対する交通指導取締りの推進 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	取締用装備資機材の充実を図り、現場検挙等による徹底した取締りを推進するとともに、関係市町村との捜査協力を積極的に行う。また、暴走族等に対して不正改造車両の取締りを行うとともに、背後責任の追及を徹底する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 暴走行為の取締りに有効な装備資機材の充実を図り、これらを効果的に活用した現場検挙や証拠資料に基づく共同危険行為等の禁止違反による構成員の検挙を推進し、暴走行為の封圧を図る。 2 暴走族等が敢行する犯罪行為について、各種法令を適用し構成員の検挙を推進する。 3 暴走族等と関係のある暴力団等の徹底検挙に努め、両者の切り離しによる暴走族グループの解体を推進する。 4 小規模の集団による暴走行為に対しては、暴走に使用する車両の隠匿場所及び暴走族等のい集場所等におけるよう撃捜査及び的割り捜査を積極的に実施し、暴走族等の検挙を推進する。 5 違法行為を敢行する旧車會グループについて、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、番号標表示義務違反等の各種法令違反に対する取締りを推進するとともに、不正改造車両等の押収、司法当局に対する没収（没取）措置の働き掛けを行う。さらに、不正改造等の暴走行為を助長する行為に対しても背後事件の追及を行う。

(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止

(実施機関：県警察本部)

事業概要

暴走族関係事犯の捜査においては、グループの解体と合わせ、グループからの離脱支援及び暴力団と関わりのある者に対する暴力団からの離脱指導及び再犯防止に努める。また、暴走行為に対する運転免許の行政処分を迅速かつ厳重に行い、「暴走族のいないまちづくり推進協議会」が実施する啓発活動等を推進する。

事業内容

<令和8年度計画>

- 1 暴走族等に対する共同危険行為をはじめとする暴走行為については、迅速かつ適正に行政処分を実施する。
- 2 暴走族関係事犯の捜査においては、非行の背景となっている行状、性格及び家庭等の被疑者を取り巻く環境等を明らかにし、適切な個別指導を実施する。
特に暴走族等のリーダーなどグループの中心的な構成員に対しては、マンツーマンによる指導を積極的に推進し、暴走行為の再犯防止、暴走族等からの離脱指導及び支援活動を行う。
- 3 暴力団との関わりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導及び支援活動を徹底する。
- 4 暴走族問題は地域社会に深く関わる問題であることに鑑み、関係機関・団体で構成される「暴走族のいないまちづくり推進協議会」が実施する暴走族追放強調月間等における啓発活動を通じ、地域社会が一体となった青少年の非行防止・暴走族加入防止活動を推進する。

(5) 車両の不正改造の防止

(実施機関：中部運輸局、県警察本部)

事業概要

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、道路運送車両の保安基準に適合しない部品などが不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業・関係団体に対する指導を積極的に行う。

事業内容

<令和8年度計画>

[中部運輸局]

- 1 道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和8年度においても、地方運輸局等で地域の事情に応じて設定する1か月間を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底する。

[中部運輸局、県警察本部]

- 2 暴走族等の取締りにおいては、騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反等の車両の不法改造の取締りを強化するとともに、道路運送車両法による整備命令制度の効果的な運用が図られるよ

	う関係機関との連携を強化する。 3 自動車ユーザーだけでなく、不正改造業者等に対して、必要に応じて立ち入り検査を行う。 4 違法行為を敢行する旧車會に対する実態把握に努め、不正改造等の取締りを推進する。
--	--

第6 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備

(実施機関：消防局、市教育委員会、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)

(1) 救助体制の整備・拡充

(実施機関：消防局施設課、消防課、本部機動部隊)

事業概要

迅速確実な救助活動を実施するため、救助車及び関係資機材の更新並びに改良に努める。

事業内容

<令和8年度計画>
[消防局施設課、消防課、本部機動部隊]
1 新しい資機材の習熟を図る。
2 新しい技術の導入・普及を図る。

(2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

(実施機関：消防局消防課、救急課)

事業概要

関係機関との連携を保持し、集団災害発生時には市医師会医療救護班等と連携した活動に努めるとともに、市域周辺市町村等とそれぞれ消防相互応援協定を締結し、救助・救急活動の万全を期する。

事業内容

<令和8年度計画>
[消防局消防課、救急課]
1 多数傷者発生時の初動活動等が定められた事前計画に基づき、関係機関との連携を強化するとともに、統制された現場活動に努める。
2 消防署、市医師会、医療機関等と連携した災害訓練の実施に努める。

(3) 自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

(実施機関：市教育委員会学校保健課、消防局救急救命研修所、県警察本部)

事業概要

救急事故現場において応急手当が確実に実施されるよう、自動体外式除細動器(AED)の使用等の知識と技術の普及に努めるとともに、交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対し、応急救護処置に関する知識の普及に努める。

事業内容

<令和8年度計画>
[消防局救急救命研修所]
1 応急手当研修センターにおいて、救命講習等を開催する。
2 各消防署において、救命講習等を開催する。
[市教育委員会学校保健課]
3 中学校、高等学校の保健体育の授業において心肺蘇生法等応急手当に関する学習の充実を図るとともに、自動体外式除細動器の扱いを含め、応急手当についての理解を深める。
[県警察本部]
4 自動体外式除細動器(AED)の使用法に関する教育の導入等により

	応急救護処置講習・教習を充実させるほか、自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努める。
(4) 救急救命士の養成・配置等の促進 (実施機関：消防局救急救命研修所)	
事業概要	プレホスピタルケアの充実のため、救急救命士の養成を図るとともに、救急救命士が行うことのできる気管挿管、薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 名古屋市救急救命研修所において、救急救命士を養成するための教育を行う。 2 救急救命士の資格取得者の中から、気管挿管及び薬剤投与を行うことができる救急救命士を養成するための教育を行う。
(5) 救助・救急用資機材等の装備の充実 (実施機関：消防局消防課、本部機動部隊、救急課、名古屋高速道路公社)	
事業概要	救助資機材は、「救助隊の編成・装備及び配置の基準を定める省令」の基準に基づき、整備の推進を図る。 救急資器材は、救急業務実施基準に掲げられている基準に基づいて所要資器材の高度化を図る。
事業内容	<令和8年度計画> [消防局消防課、本部機動部隊、救急課、名古屋高速道路公社] 1 救助資機材の更新を図る。 2 高規格救急自動車及び救急資器材の更新を図る。
(6) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進 (実施機関：消防局消防航空隊、消防局救急課)	
事業概要	交通事故等で重篤な傷病者が発生した場合に、ヘリコプターにより早期に救急救命センターへ搬送できる体制を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [消防局消防航空隊、消防局救急課] 場外離着陸場の調査を実施する。
(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 (実施機関：消防局消防課、救急課、救急救命研修所、消防学校)	
事業概要	本市消防学校における専科教育をはじめ、所管課及び所属教養を重点的に実施し、市民から信頼される隊員の育成に努める。
事業内容	<令和8年度計画> [消防局消防課、救急課、救急救命研修所、消防学校] 1 名古屋市消防学校において、救助隊員を養成する課程を実施する。 2 名古屋市消防学校において、救急隊員を養成する課程を実施する。
(8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備	

(実施機関：消防局救急課、中日本高速道路株式会社)	
事業概要	愛知県下高速道路における消防相互応援協定により、協定市町組合相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図るとともに、中日本高速道路株式会社と関係市町組合の消防本部等により、愛知県下高速道路消防連絡協議会を設置して相互の連携を強化し、円滑な救助・救急をはじめとする消防業務に努める。
事業内容	<令和8年度計画> [消防局救急課] 高速自動車国道における円滑な消防業務実施のため、愛知県下高速道路消防連絡会会議を開催する。
(9) 現場急行支援システム(F A S T)の整備	
(実施機関：県警察本部)	
事業概要	緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム(F A S T)の整備を図る。
事業内容	<令和8年度計画> 緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム(F A S T)の整備を図る。
2 救急医療体制の整備	
(実施機関：健康福祉局、消防局、県保健医療局)	
(1) 救急医療機関等の整備	
(実施機関：健康福祉局、県保健医療局)	
事業概要	診療時間内のみならず、診療時間外における外科系重症患者の発生に備え、引き続き救急医療機関等を確保する。
事業内容	<令和8年度計画> [健康福祉局保健医療課] - 休日・夜間等一般診療時間外における救急医療体制の一層の充実を図ることを目的として、名古屋市救急医療(時間外等)対策に関する懇談会を開催する。 - 名古屋市救急医療(時間外)対策要綱に定める体制について、市医師会等関係機関に対して、補助を行うことにより、体制の一層の充実に努める。 [県保健医療局] - 救急搬送情報共有システム(E T I S)の運営 消防本部救急隊が現場で搬送情報をシステムに入力し、救急隊及び医療機関双方が救急車の搬送情報を共有することにより、救急隊における搬送先医療機関の選定が容易に行えることを目的に運用することで、救急医療体制の一層の充実に努める。

(2) ドクターヘリ事業の推進 (実施機関：県保健医療局)	
事業概要	消防防災ヘリコプターとの相互補完体制を含めて、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 医師等が救命医療を行いながら救急医療施設へ搬送するドクターヘリの運航（高度救命救急センターを有する病院が実施）に必要な経費に対して補助する。
(3) 救急啓発事業の推進 (実施機関：健康福祉局保健医療課、消防局救急課、県保健医療局)	
事業概要	医師会等関係団体と連携し、愛知県救急医療推進大会を開催するとともに、市民に対する救急車の適正利用などに関する普及啓発を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [健康福祉局保健医療課] 1 各種の普及啓発活動を医師会等関係団体と連携を図りながら実施する。 [消防局救急課] 2 救急車の適正利用等に係る普及啓発を実施する。 [県保健医療局] 3 救急医療、救急業務に対する県民の理解と協力を得るため、「愛知県救急医療推進大会（功労者の表彰及び講演会、令和8年11月25日開催予定）」を開催する。
3 救急関係機関の協力関係の確保等 (実施機関：消防局救急課)	
事業概要	救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等に努める。
事業内容	<令和8年度計画> 市・県医師会や関係行政機関が開催する救急医療に係る各種会議に参加し、情報の共有化を図るとともに、協力関係の確保に努める。

第7 被害者支援の充実と推進

1 自動車損害賠償補償制度の充実等

(実施機関：中部運輸局)

(1) 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進

(実施機関：中部運輸局)

事業概要

自動車損害賠償責任保険の加入義務車全てのユーザーに対して、自動車賠償責任保険・共済の有効期間確認の呼び掛けと、無保険車・無共済車運行の違法性を訴え、加入促進を図るとともに、自動車賠償責任保険制度の役割や重要性、各種被害者救済対策について広く国民に周知を図るため、広報啓発活動を展開する。

事業内容

<令和8年度計画>

実施予定期間：毎年9月1日から9月30日まで

1 広報啓発の実施

自動車賠償責任保険・共済への加入促進、無保険車・無共済車運行の違法性の周知用ポスターを地方公共団体、公共施設、大学等への掲示を行うとともに、地方公共団体、自動車関係団体等に対して周知用リーフレットの配付等により広報活動を行う。

2 市区町村に対する自動車賠償責任保険・共済加入の指導の協力依頼

(1) 原動機付自転車の市区町村窓口への届出にあたり、自動車賠償責任保険・共済への加入の勧奨を行う。

(2) 道路を走行する小型特殊自動車（農耕作業用を除く。）についても原動機付自転車同様に、自動車賠償責任保険・共済への加入の勧奨を行う。

3 監視活動の推進（通年）

鉄道駅周辺駐輪場等において、無保険車・無共済車の監視を行い、そのユーザーに対して無保険車・無共済車運行の違法性を訴え、加入促進を図る。

(2) 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用

(実施機関：中部運輸局)

事業概要

自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による交通事故の被害者等への救済の観点から引き続き政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用を図る。

事業内容

自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。また、ペダル付き電動バイクや電動キックボードなど新たなモビリティに対しても引き続き自動車損害賠償責任保険（共済）の加入の周知を行う。

(3) 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等 （実施機関）：中部運輸局	
事業概要	自動車損害賠償責任保険（共済）と共に重要な役割を果たしている任意の自動車保険（自動車共済）は、自由競争の下、補償範囲や金額、サービスの内容も多様化してきており、交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしているが、被害者救済等の充実に資するよう、制度の改善及び安定供給の確保に向けて引き続き指導を行う。
2 損害賠償の請求についての援助等 （実施機関）：スポーツ市民局、県警察本部、県県民文化局）	
(1) 交通事故相談活動の推進 （実施機関）：スポーツ市民局広聴課、県警察本部、県県民文化局）	
事業概要	交通事故相談業務に関し、関係機関・団体との連携・協調を図り、相談員の資質の向上を図るとともに「広報なごや」等の広報媒体により積極的に周知を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。
事業内容	<令和8年度計画> [県警察本部] 1 パンフレット（「被害者手帳」）の配布を通じ、刑事手続の流れや各種相談窓口等について説明を行うとともに、交通事故被害者等からの要望を聴取するなど、被害者の心情に配慮した相談活動を推進する。 [県県民文化局] 2 交通事故相談窓口の充実 県民相談・情報センター、西三河及び東三河の各県民相談室で、交通事故相談に応ずる。 3 交通事故相談内容の充実 県交通事故相談員及び市町村交通事故相談員等の資質向上を図るため研修会を開催する。
(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化 （実施機関）：県警察本部）	
事業概要	交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を推進する。
3 交通事故被害者支援の充実強化 （実施機関）：スポーツ市民局、健康福祉局、子ども青少年局、中部運輸局、県警察本部）	
(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 （実施機関）：スポーツ市民局人権施策推進課、健康福祉局地域共生推進課、子ども青少年局子ども未来企画課、中部運輸局）	
事業概要	犯罪被害者等支援施策、生活保護、児童扶養手当等について、必要のある者が確実に利用できるよう、制度の周知・情報提供に努める。
事業内容	<令和8年度計画> [スポーツ市民局人権施策推進課] 1 犯罪被害者等支援

	総合支援窓口において犯罪被害者等（交通事故被害者を含む）からの相談に応じ、希望や必要に応じて同行支援を行い、関係機関との適切な役割分担を踏まえて本市支援事業を活用した支援を行うほか、支援が受けられる関係機関への繋ぎを行う。 【本市支援事業】 ・名古屋市犯罪被害者等支援金 ・名古屋市犯罪被害者等見舞金 ・名古屋市犯罪被害者等日常生活支援（ホームヘルプサービス） ・名古屋市犯罪被害者等日常生活支援（配食サービス） ・市営住宅のあっせん・目的外使用 ・名古屋市犯罪被害者等精神医療支援金 [健康福祉局地域共生推進課] 2 生活福祉資金の貸付 総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金の4種類の資金の貸し付けを行う。（実施機関 愛知県社会福祉協議会） [子ども青少年局子ども未来企画課] 3 児童扶養手当等の支給 児童扶養手当・名古屋市ひとり親家庭手当・愛知県遺児手当を支給する。
(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 （実施機関：県警察本部）	
事業概要	パンフレット（「被害者手帳」）等を活用するとともに、交通事故の被害者等の心情に配慮した適切な被害者連絡制度の充実を図る。また、警察本部の被害者連絡調整官等による組織的な対応を図るとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応がなされるよう、教養の強化に努める。
事業内容	＜令和8年度計画＞ 1 刑事手続の流れや、救済制度、各種相談窓口等を記載したパンフレット（「被害者手帳」）を被害者等に配布し、説明を行うとともに、その心情に配慮した相談活動を推進する。 2 被害者連絡制度による被害者等への捜査状況の連絡等の継続的な被害者連絡を行う。 3 被害者支援要員を効果的に運用し、被害者等の要望に的確に対応した被害者支援活動を推進する。 4 交通死亡事故の遺族や被害者等からの加害者に係る意見の聴取等の期日や行政処分の結果について問い合わせがあった場合には、交通事故被害者等の心情に配慮して適切に対応する。 また、交通違反や事故を起こして、行政処分を受けた者が交通事故の惨状を十分に認識するよう、各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなど、交通事故被害者等の声を反映した講習の実

	施に努める。 5 支援に携わる関係機関等との連携強化を図るとともに、交通事故被害者等への関係機関に関する情報の教示等、交通事故被害者等の精神的な支援の充実に努める。
(3) 公共交通事故被害者への支援 (実施機関：中部運輸局)	
事業概要	公共交通事故による被害者等への支援の確保のため、公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口を設置し、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション等を図る。 また、関係者からの助言を得ながら、外部の関係機関とのネットワークの構築など、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進める。
事業内容	<令和8年度計画> 1 相談窓口の周知活動 事故被害者の搬送先病院等において支援パンフレット、コンタクトカードの配付により、被害者等に相談窓口の周知を実施する。 2 安全意識の啓発活動 事業者の安全意識の啓発や公共交通事業者による被害者等支援計画の策定をより一層促進させるとともに、公共交通事故による被害者支援の意義等について啓発を行うため、公共交通事故被害者等支援フォーラムを実施する。

第 8 研究開発及び調査研究の充実

1 道路交通の安全に関する研究開発の推進

(実施機関：緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)

(1) 高度道路交通システム(I T S)に関する研究開発の推進

(実施機関：中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)

事業概要

情報通信技術(I C T)を用いて人と道路と車両とを一体のシステムとして構築することにより、安全性を始め輸送効率、快適性の飛躍的向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の道路交通の円滑化を通し環境保全に大きく寄与するものとして、研究開発を推進する。

交通流・量の積極的かつ総合的な管理を行い、交通の安全・快適性の向上と環境の改善を図る。

(2) 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進

(実施機関：緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)

事業概要

高齢社会の進展に伴う交通事故情勢の推移や変化する交通事情に対応して、高齢者が安全かつ移動・運転できるよう、適切な安全対策を実施するため、道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進する。

事業内容

<令和 8 年度計画>

[緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社]

1 工学、医学、心理学等の分野の専門家、大学、民間研究機関等との連携・協力の下、科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究を推進し、事故発生メカニズムの解明と事故予防の施策の確立に向けた体制を充実させる。

2 官民の保有する交通事故調査・分析に係る情報を市民に対して積極的に提供することにより、交通安全に対する市民の意識の向上を図る。

(3) 車両の安全に関する研究の推進

(実施機関：県警本部、中部地方整備局、緑政土木局道路維持課、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)

事業概要

交通事故を未然に防ぐために必要な車両に係る技術や、万が一事故が発生した場合に乗員、歩行者等の保護を行うために必要な車両に係る技術等の研究開発を推進する。

事業内容	<令和8年度計画> [中部地方整備局、道路維持課、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社] 先行的な実証を行うプロジェクトにて、路車間通信や各種センサー等を活用し、歩行者や車両へ注意喚起を行うなど、高度な交通安全支援が可能なシステム等の構築に向けて産学官が連携し研究開発等を行う。特に①路車連携技術を活用した安全運転支援システム^(※30)の研究開発、②先進安全自動車(A S V)^(※25)プロジェクトの研究開発を推進する。
(4) 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実 (実施機関：緑政土木局道路維持課、名古屋高速道路公社)	
事業概要	交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、交通事故削減効果及び人身傷害等事故発生後の被害の軽減効果について、客観的な事前評価、事後評価を効率的に行うためのデータ収集・分析・効果予測方法の充実を図る。
事業内容	<令和8年度計画> 学識経験者等からなる「名古屋高速道路の交通マネジメントに関する調査研究委員会（安全対策部会）」において交通事故の発生要因や交通環境を検証・分析する。
(5) 交通反則金の納付方法の多様化 (実施機関：県警本部)	
事業概要	クレジットカード納付やペイジー納付等の導入に向け、具体的措置の検討と関係機関との調整等を進め、必要な措置を実施する。
事業内容	<令和8年度計画> 交通反則金のキャッシュレス納付について、具体的な方法の検討、関係期間との調整を行い、キャッシュレス納付導入に向け必要な措置を推進する。
(6) その他の研究の推進 (実施機関：緑政土木局道路維持課、名古屋高速道路公社、中日本高速道路株式会社、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	交通事故の長期的予測の充実を図る。交通事故に伴う社会的・経済的損失に関する研究を推進する。交通事故被害者等の視点に立った交通安全対策に関する研究を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、中部地方整備局、県警察本部] - 多様な側面を有する交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について、長期的な予測の充実を図る。 - 交通事故の発生とこれによる人身傷害や被害者遺族等への影響、これらに伴う社会的・経済的損失等、交通事故による被害の全容の総合的な把握及び分析を行うための研究を推進する。

	3 交通事故被害者等を始め、地方公共団体や交通安全に関わる団体等の視点から、交通安全対策を検討する研究を推進する。
2 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化 (実施機関：緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部)	
事業概要	交通事故総合分析センターを活用するなど、総合的な観点からの事故分析を行うとともに、各分野の専門家、大学等との連携・協力の下、交通事故の総合的調査研究を推進し、事故発生メカニズムの解明と事故予防の施策の確立に向けた体制を充実させる。
事業内容	<令和8年度計画> [緑政土木局道路維持課] 1 効果的な交通安全対策を実施するため、管理道路で発生した交通事故の事故データを収集し、官学連携等により事故の調査分析を行う。 [中部地方整備局] 2 管理区間の交通事故について、交通安全施設整備及び交通事故防止に効果的に活用するため、道路施設や事故状況の調査分析を行い、統合した事故統合データを作成する。今後の交通安全対策の検討を愛知県道路交通環境安全推進連絡会議において行っていく。 [県警察本部] 3 交通事故分析の高度化及び分析の成果の活用 人身事故データを詳細かつ具体的に調査分析し、交通事故防止対策に活用する。 4 交通関係資料の収集整理と活用 交通事故に関する各種情報を収集整理・資料化して交通事故抑止対策に有効活用を図る。

参考 令和 7 年度の実績

第 1 道路交通環境の整備

1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

【緑政土木局】

(1) 歩道整備

市道白菊堀越町線始め 3 2 路線

(2) その他の交通安全施設整備の計画

防護柵、道路標識、道路反射鏡、路面標示等の整備を実施

(2) 通学路等における交通安全の確保

【緑政土木局】

(1) 歩道整備

市道白菊堀越町線始め 3 2 路線

(2) 通学路のカラー化整備

路肩カラー、横断歩道カラーの整備を実施

(3) その他の交通安全施設整備の計画

防護柵、道路標識、道路反射鏡、路面標示等の整備を実施

(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

【健康福祉局、緑政土木局、県警察本部】

(1) ユニバーサルゾーンの設定（設定ゾーン：令和 8 年 3 月 3 1 日現在）

年度	施 設 名	設 定 区 域
昭和 57	愛知県立名古屋盲学校および同千種ろう学校周辺	千種区北千種一丁目・若水二丁目
	盲導犬総合訓練センターおよび身体障害者授産施設明和寮周辺	港区十一屋一丁目
58	愛知県立名古屋養護学校および同第 1 青い鳥学園周辺	西区中小田井五丁目
	名古屋市総合社会福祉会館周辺	北区清水四丁目
	身体障害者通所授産施設旧リサイクルみなみ作業所周辺	南区泉楽通 4 丁目
59	身体障害者授産施設光和寮および旧名古屋ライトハウス図書館周辺	昭和区川名本町 1 丁目
	身体障害者通所授産施設名身連第 1 ワークスおよび健身会館周辺	熱田区横田二丁目、森後町
	名古屋市障害者スポーツセンター周辺	名東区勢子坊二丁目
60	身体障害者更生施設・身体障害者通所授産施設緑風荘周辺	千種区猫ヶ洞通 1 丁目
61	愛知県立港養護学校周辺	港区港明一丁目

平成元年	身体障害者通所授産施設むつみグリーンハウス周辺	中区古渡町
2	名古屋市総合リハビリテーションセンター周辺	瑞穂区弥富町
	身体障害者通所授産施設わだちコンピューターハウス周辺	昭和区下構町1丁目
	身体障害者福祉ホームサマリアハウス周辺	昭和区恵方町2丁目
3	名古屋盲人情報文化センター周辺	港区港陽一丁目
4	名身連福祉センター周辺	中村区中村町、豊国通1丁目
6	身体障害者福祉ホームコムヌーモすずらん周辺	北区大曾根一丁目
	身体障害者通所授産施設リサイクル港作業所周辺	港区正徳町6丁目
7	身体障害者療護施設・デイサービス施設あしたの丘周辺	天白区八幡山
14	身体障害者療護施設・デイサービス施設杜の家・ひまわりの風周辺	名東区梅森坂三丁目
16	北部地域療育センター・よつ葉の家周辺	西区新福寺町
17	西部地域療育センター・小本育成苑周辺	中川区小本一丁目
18	南部地域療育センター・そよ風周辺	南区三吉町
19	あけぼの学園等周辺	天白区植田山一・二・三・四・五丁目
20	南養護学校周辺	熱田区三本松町、花表町
21	クオリティライフ城北21周辺	北区・西区
23	名古屋市児童福祉センター周辺地区	昭和区折戸町4丁目
24	森孝しぜんかん周辺地区	守山区森孝一丁目
27	サポートセンターやまぶき周辺地区	東区出来町
29 30	ゆたか希望の家周辺	緑区鳴海町
令和3年	戸田川グリーンヴィレッジ周辺	中川区豊治学区

※施設の周辺500m以内を一応の基準とし、道路・通学路・学区・市民の通行実態などを総合的に考慮して区域を定める。

【緑政土木局】

(2) 実績なし

(3) 歩道整備

市道白菊堀越町線始め32路線

(4) その他の対策

視覚障害者誘導用ブロックの整備を実施

【県警察本部】

(5) ゾーン30プラスの設置(令和8年3月31日現在) 4地区

年度	設 定 区 域
令和4年度	汐路西地区(瑞穂区、昭和区)
	ほのか地区(中村区)
令和5年度	柳地区(中村区)
令和6年度	春日野地区(南区)

令和7年度 なし

3 幹線道路における交通安全対策の推進 (2) 事故危険箇所対策の推進
【緑政土木局】 事故危険箇所対策として、令和3年～令和7年の名古屋市管理道路の対策箇所として36箇所を抽出し、令和6年までに全箇所の対策が完了した。
(5) 適切に機能分担された道路網の整備
【緑政土木局】 (1) 都市計画道路の整備 東志賀町線始め21路線 【中部地方整備局】 (2) バイパス及び環状道路の整備 一般国道 302号(西南部、西北部、東北部) L=36.4km(市域内延長) 【名古屋高速道路公社】 (3) 高速都心環状線 (都心環状線部) L=約10.3km 高速1号楠線 (東片端JCT～楠JCT) L=約5.6km 高速2号東山線 (新洲崎JCT～高針JCT) L=約10.3km 高速3号大高線 (鶴舞南JCT～名古屋南JCT) L=約12.1km 高速4号東海線 (山王JCT～東海JCT) L=約12.0km 高速5号万場線 (新洲崎JCT～名古屋西JCT) L=約6.8km 高速6号清須線 (明道町JCT～清洲JCT) L=約7.0km 高速11号小牧線 (楠JCT～小牧IC) L=約8.2km 高速16号一宮線 (清洲JCT～一宮市緑四丁目) L=約8.9km ※名古屋高速道路の供用延長 81.2km (仮称)新洲崎出入口新設の整備 (新洲崎JCT) L=約1.1km
(8) 交通安全施設等の高度化
【緑政土木局】 道路標識の高輝度化、高視認性区画線等の交通安全施設等の整備を実施した。
4 交通安全施設等整備事業の推進 (3) 幹線道路対策の推進
【緑政土木局】 事故危険箇所対策として、令和3年～令和7年の名古屋市管理道路の対策箇所として36箇所を抽出し、令和6年までに全箇所の対策が完了した。
(7) 連絡会議等の活用
【スポーツ市民局、緑政土木局、中部地方整備局、県警察本部】 「愛知県道路交通環境安全推進連絡会議」、「交通死亡事故抑止対策アドバイザー会議」、「名古屋市交通安全対策連絡会議」を活用し、積極的に交通事故対策を推進した。
7 無電柱化の推進
【緑政土木局】 (1) 名古屋環状線始め9路線 道路延長 L=24.9km

9 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車通行空間の整備等

【緑政土木局】

交通事故、道路形態等の総合的な分析を、公安委員会と一致協力して行い、より効果的な交通安全施設の整備を拡充

自転車利用環境整備

県道津島七宝名古屋線 2.6 km
県道名古屋津島線 0.6 km
市道西川端通 0.7 km
市道武平通始め3路線 2.7 km
市道則武東西第20号線始め3路線 1.4 km
市道菊井町線 1.0 km
市道錦通 4.4 km
市道本町通始め2路線 1.3 km
市道広井町線第1号 0.8 km
市道日置通線 0.4 km
呉服町通 0.2 km

(2) 自転車等の駐車対策の推進

【緑政土木局】

(1) 自転車駐車場の整備

場所	整備台数
栄地区	125
上前津駅	40
春田駅	88

(2) 放置自転車対策

5月及び11月の放置自転車追放月間で全市一斉に駅周辺等で街頭啓発キャンペーンを実施した。

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例に基づき指定した111駅の自転車等放置禁止区域内に放置された自転車等は即時撤去し、その他の地区のものは一定期間経過後撤去するなどの措置を実施した。

なお、保管期間（1か月）を経過したものは、リサイクルの選別をした後廃棄処分した。

撤去台数	返還台数	リサイクル台数	処分台数
24,963	15,536	7,563	2,655

11 交通需要マネジメントの推進

(1) 公共交通機関利用の促進

【住宅都市局】

公共交通機関利用の促進のための情報提供

公共交通の利用促進を図るため、主たる通学手段や経路が定まっていない大学新入生を対象にパンフレットを周知した。

12 災害に備えた道路交通環境の整備

(1) 災害に備えた道路の整備

【緑政土木局】 橋梁の耐震対策 天白大橋始め 8 橋 【中部地方整備局】 橋梁の耐震対策 国道 1 号、2 3 号
13 総合的な駐車対策の推進 （３）駐車場等の整備
【住宅都市局】 （１）適正な駐車場の確保 駐車場法（昭和32年法律第 1 0 6 号）および名古屋市駐車場条例（昭和 3 4 年名古屋市条例第9号）に基づき、適正に駐車場が整備されるよう指導した。 （２）パークアンドライドの推進 パークアンドライド推進に向けた広報を実施するとともに、「名古屋市パークアンドライド駐車場認定制度」および「名古屋市パークアンドライド駐車場整備等補助金交付制度」を継続した。 認定パークアンドライド駐車場：2 3 箇所、1, 0 1 7 台 （３）駐車場情報の提供 名古屋パーキングナビを随時更新し、駐車場への経路誘導やパークアンドライド駐車場を含めた駐車場情報の提供を実施した。
（４）違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚
【スポーツ市民局】 （１）違法駐車追放気運の醸成 ア 違法駐車追放推進活動の実施 違法駐車追放気運の高い地域で、住民によるパトロールなどの啓発活動を重点的に行い、違法駐車の解消を図る「違法駐車地域パトロール事業」を実施し、地域における追放気運の醸成を図った。 イ 市民運動の促進 6 月を「名古屋さわやかロード月間」（違法駐車追放運動強化月間）として、駐車マナーパトロールや決起大会等の活動を区や学区等地域で行うとともに、違法駐車追放運動を交通安全市民運動の重点事項に位置付け、年間を通して活動を展開した。 （２）広報の強化 ア チラシを作成し、関係機関に配布した。 イ 名古屋市公式ウェブサイトにより違法駐車追放の啓発を実施した。
14 道路交通情報の充実 （４）分かりやすい道路交通環境の確保
【緑政土木局】 主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、国際化に対応した案内標識等の設置を実施した。
15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 （１）道路の使用及び占用の適正化等

【緑政土木局】

(1)

区 分			名古屋市
放 置 自 動 車 撤 去			11 台
占 用 工 事 の 調 整 会 議			9 回
道 路 パ ト ロ ー ル	パ ト ロ ー ル 延 長		191,167 km
	工 事 現 場 監 察 件 数		9,617 件
道路上の不法占用 物件是正対策	置 看 板	指 導 数	309 件
		是 正 数	178 件
	は み だ し 商 品	指 導 数	23 件
		是 正 数	23 件
	の ぼ り	指 導 数	163 件
		是 正 数	119 件
	ダ ス ト ボ ッ ク ス	指 導 数	5 件
		是 正 数	0 件
	そ の 他	指 導 数	60 件
		是 正 数	39 件

【中部地方整備局】

(2) 道路占用調整会議 1 回を実施し、道路工事計画と占用埋設計画の調整を図った。

(3) 道路不法占用物件適正化対策として、置看板、のぼり旗等の排除を実施した。

(2) 子どもの遊び場等の確保

【緑政土木局】

(1) 街区公園等の整備

事業内容		事業量		事業費(千円)
小公園	街区公園	1 箇所	0.10ha	56,009

【子ども青少年局】

(2) 児童遊園地、どんぐりひろばの設置

種 別	区 分	事業量(箇所)	事業費(千円)
どんぐりひろば	補 修	199	46,895
児 童 遊 園 地	補 修	20	2,960
計		219	49,855

新 設	0	0
-----	---	---

(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

【中部地方整備局】

車両制限令の特車許可件数・現地指導取締り回数・自動取締装置による指導回数

区 分 事 項	国土交通省
特車許可件数	35,298 件
現地指導取締り回数	15 回
自動取締装置による指導回数	6 回

(特車許可件数・現地指導取締り回数・自動取締装置による指導回数は、愛知県管内の件数)

(4) 地域に応じた安全の確保

【緑政土木局】

冬期積雪・凍結路面对策として適時適切な凍結防止剤散布を実施した。

16 踏切道における交通の安全

(1) 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

【緑政土木局】

踏切道の立体交差化等

項 目	事業量 (箇所)	事業費 (千円)
単独立体交差化等	2	1,064,000

第2 交通安全思想の普及徹底 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (1) 幼児に対する交通安全教育
【スポーツ市民局、子ども青少年局、教育委員会】 (1) 交通指導員等による交通安全教室を幼稚園・保育所等で開催（208回）した。 (2) シートベルト・チャイルドシートの安全な装着の仕方を学ぶ講習会や着用推進を図るキャンペーンを開催（30回）した。
(2) 小学生に対する交通安全教育
【スポーツ市民局、緑政土木局、教育委員会、県警察本部】 (1) 各学校において、自転車の乗り方、自転車の点検整備等について、交通安全教育を実施した。（166回） (2) 原則として1学区1名の交通指導員を配置し、登下校の安全を図った。 (3) 通学路の安全対策の充実を図るため、民間事業者協力の下、通学路安全対策検討システム化を導入するとともに、子どもを対象としたヒヤリハットweb調査を実施した。 (4) 新入学児童に黄色い帽子を送った。 (5) 新一年生の入学説明会の際に、交通指導員から保護者に向けて、子どもの「交通安全のお願い」のリーフレット（21,000枚）を渡すとともに、交通安全講話を行った。 (6) 児童を対象に、交通安全教室、交通安全講話等を実施し、交通安全意識の高揚と交通ルール、マナーの習慣付けを図った。（746回）
(3) 中学生に対する交通安全教育
【スポーツ市民局、緑政土木局、教育委員会、県警察本部】 (1) 通学路の安全対策の充実を図るため、令和6年度に引き続き、民間事業者協力の下、通学路安全対策検討会のシステム化を導入した。 (2) 生徒を対象に交通安全講話や交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚と交通ルール、交通マナーの習慣付けを図った。（3回）
(4) 高校生に対する交通安全教育
【スポーツ市民局、教育委員会、県警察本部】 (1) 各学校において交通安全講話を実施し、交通安全意識の高揚と交通ルール・交通マナーの習慣付けを図った。（3回） (2) 生徒会活動や部活動を通じ、地域の交通安全意識向上を図る活動を実施した。
(5) 成人に対する交通安全教育
【スポーツ市民局】 (1) 成人の日に、成人を迎える若者による交通安全宣言を行い、交通安全意識の向上を図った。 【教育委員会】 (2) 各種講座、セミナー開設を通しての交通安全運動 家庭教育セミナー 市立幼稚園・小・中学校PTA・特別支援学校父母の会 354団体 参加人員 16,416人 (3) 名古屋市公式ウェブサイト上の「親学ノススメ」のページにおいて、新入学生児童の交通安

全にかかる教育啓発チラシ「交通安全のお願い」を掲載し、意識向上を図った。	
(6) 高齢者に対する交通安全教育	
【スポーツ市民局、県警察本部】 (1) シルバー人材センターを通じ、チラシ等による啓発を実施した。(15,000枚) (2) 高齢者福祉相談員による、ひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみ世帯訪問時の交通安全啓発を実施した。 (3) 人身事故発生・高齢者交通安全ヒヤリ地図」等を参考に作成した「ヒヤリハットマップ」をインターネットで公開し、広く情報の共有を図り交通安全意識の向上を図った。 (4) 歩行者・自転車利用者の人身事故が多発した交差点の周辺地域で、事故の状況や注意点などの啓発活動を行った。 (5) 高齢者を対象に交通安全講話や交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚と交通ルール、交通マナーの習慣付けを図った。(63回)	
3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
(11) その他の普及啓発活動の推進	
【名古屋高速道路公社】 (1) 春・夏・秋・年末の交通安全運動期間において横断幕や情報板の掲出を行った。 (2) ラジオやSNSを通じて交通安全やゆとり運転の呼びかけなどを行った。	
4 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	
【スポーツ市民局、教育委員会】 (1) 区安心・安全で快適なまちづくり協議会、学区連絡協議会等や各学校のPTAでは、交通安全運動期間中や交通事故死ゼロの日を中心とした交通安全パトロールや街頭交通指導、交通安全施設点検活動等、交通安全市民運動の中心的役割を担い、地域での交通安全活動を推進した。 (2) 社会教育関係団体による交通安全運動については、夏・冬・春の年3回、PTA会員による全市一斉のパトロールを実施した。 (3) 各種講座、セミナー開設を通しての交通安全運動 家庭教育セミナー 市立幼稚園・小・中学校PTA・特別支援学校父母の会 354団体 参加人員 16,416人 (4) 交通安全教育指導員(1名)を配置し、交通安全教育活動や交通指導員の教育指導を実施した。 (5) 交通指導員による交通安全教室を幼児・児童・高齢者を中心に開催した。	
5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	
(2) 通学路における交通安全点検の実施	
【スポーツ市民局、緑政土木局】 (1) ヒヤリハットweb調査を約50校で実施した。 (2) 各区ごとに開催する通学路安全対策検討会で、警察署や土木事務所、教育委員会等の関係機関が集まり、各学校からの要望事項を基に、交通安全対策を検討し、安全施設の充実を図った。	
第3 安全運転の確保	
4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	
(8) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底	

【中部運輸局】 運行管理者等指導講習 (1) 一般講習 134回 6,297名 (2) 基礎講習 40回 1,797名 (3) 特別講習 3回 53名					
(9) 自動車運送事業安全性評価事業の促進等					
【中部運輸局】 愛知県内認定事業所 1,931事業所					
5 交通労働災害の防止等					
(1) 交通労働災害の防止					
【愛知労働局】 (1) 労働災害による死傷者数中交通事故による死者数の割合（令和6年）					
全 産 業			道路貨物運送事業		
労働災害全 死者数(A)	道路上の交 通事故(B)	道路上の交 通事故の割 合(B/A)	労働災害全 死者数(A)	道路上の交 通事故(B)	道路上の交 通事故の割 合(B /A)
30人	8人	26.7%	4人	3人	75%
(2) 運転者の労働条件の適正化等					
【愛知労働局】 (1) 自動車運転者の労働条件の適正化を主眼とする集団指導 道路貨物運送業 32回、ハイヤー・タクシー業 4回 バス業 0回（局署合計） 自動車運転者の労働条件の適正化を主眼とする監督指導 道路貨物運送業 136件、ハイヤー・タクシー業 12件、バス業 7件 (2) 自動車運転者時間管理等指導員の労務改善活動（訪問指導） 道路貨物運送業 50件、ハイヤー・タクシー業 10件、バス業 8件					
第4 車両の安全性の確保					
4 自動車の検査及び点検整備の充実					
【中部運輸局】 (1) 指定自動車整備工場監査件数 921 件 (2) 自動車検査員研修 36回 6,217人					

第6 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備・拡充

【消防局】

(1) 交通事故に伴う救急、救助出動回数

(令和7年中)

区 別	救 急 出 動		救 助 出 動		
	出動件数 (件)	搬送人員 (人)	出動件数 (件)	活動件数 (件)	救助人員 (人)
千 種	403	356	5	5	5
東	284	245	1	1	1
北	472	416	2	2	3
西	489	436	1	1	1
中 村	552	495	5	4	6
中	601	517	7	5	5
昭 和	247	227	7	5	5
瑞 穂	251	227	1	1	1
熱 田	217	204	1	1	1
中 川	615	561	11	10	11
港	580	524	7	4	6
南	456	405	8	8	8
守 山	445	397	2	2	3
緑	553	525	7	5	5
名 東	345	317	2	2	2
天 白	349	307	6	5	5
市 外	68	60	2	2	4
計	6,927	6,219	75	63	72

【消防局】

(2) 交通事故に伴う救急出動の傷病程度別

(令和7年中)

区 分	軽 症	中等症	重 症	死 亡	計
搬送人員 (人)	4,832	1,282	100	5	6,219
比 率 (%)	77.7	20.6	1.6	0.1	

【教育委員会】

(3) 応急手当普及員講習

実施日	8月18日～19日
受講者数	26人

(4) 小・中・特・高・幼稚園全校(園)に、AEDは導入されている

校 数	412校
経 費	9,836,332円

※このほか、教員を対象とした現職教育として、各学校において心肺蘇生法講習会を実施している。

2 救急医療体制の整備

(1) 救急医療機関等の整備

【健康福祉局】

(1) 市救急医療（時間外等）対策に関する懇談会の開催

(2) 休日急病診療体制に対する助成

(3) 救命救急センター運営費の助成

(4) 広域災害・救急医療情報システム設置運営負担金の支出
(3) 救急啓発事業の推進
【健康福祉局、消防局】 (1) 「応急手当普及啓発用パンフレット」(あなたが救える命のために)の作成配布 救命講習等を通じて市民に配布する救急副読本の作成及び広く市民に対して応急手当に関する知識の普及に努める。 作成部数：20,000部 配布先：救命講習会の参加者 等 (2) 消防署員及び応急手当普及指導員等による救命講習等の開催 ア 普通救命講習 開催回数等：886回、延べ 11,655人(令和7年中) イ 上級救命講習 開催回数等：53回、延べ 745人(令和7年中) ウ 救命入門コース 開催回数等：829回、延べ 10,038人(令和7年中) (3) 「小児救急ガイドブック(こどもの救急箱)」の作成及び配布 作成部数：61,600部 配布先：各保健センター(乳幼児健診時に配布) (4) 救急医療の適正利用に関する啓発に関するチラシの作成及び配布 作成部数：77,690部 配布先：市内の保育所・認定こども園・幼稚園 (5) #7119に関するチラシの作成及び配布 作成部数：33,280部 配布先：救急医療機関、各保健センター、ファミリーマート (6) 救急医療の適正利用に関するポスターの掲示 作成部数：4,340部 配布先：名古屋市各公所及び名古屋市営地下鉄構内等 (7) 救急医療の適正利用に関するPRイベントの開催 開催回数：2回 (8) 救急医療の適正利用に関するSNS等におけるWEB広告の掲載 ア Youtube広告 掲載期間：令和7年7月1日～令和8年1月31日 総表示回数：1,031,334回 イ Google ディスプレイ広告 掲載期間：令和7年6月、9月、12月 総表示回数：2,105,897回 (9) 救急医療の適正利用にする特設サイトの運用
第7 被害者支援の充実と推進
1 無保険(無共済)車両対策の徹底
【中部運輸局】 監視活動実績 監視回数 96回 監視車両 5,863両 通知書等配布車両198両

第 8 研究開発及び調査研究の充実

2 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

【緑政土木局】

効果的な交通安全対策を実施するため、管理道路で発生した交通事故の事故データを収集し、官学連携等により事故の調査分析を実施した。

参考 令和 7 年中の交通事故発生状況

1 区別人身事故件数・死者数・負傷者数

(人)

区分 区別	令 和 7 年					令 和 6 年					増 (△) 減				
	件数 (件)	死者	負 傷 者			件数 (件)	死者	負 傷 者			件数 (件)	死者	負 傷 者		
			計	重傷	軽傷			計	重傷	軽傷			計	重傷	軽傷
千 種	534	4	530	19	511	551	6	545	9	536	△ 17	△ 2	△ 15	10	△ 25
東	354	0	354	12	342	396	0	396	14	382	△ 42	0	△ 42	△ 2	△ 40
北	425	0	428	18	407	428	0	428	10	418	△ 3	0	0	8	△ 11
西	527	2	525	5	520	436	4	432	3	429	91	△ 2	93	2	91
中 村	695	4	691	23	668	775	1	774	24	750	△ 80	3	△ 83	△ 1	△ 82
中	889	2	887	15	872	769	2	767	37	730	120	0	120	△ 22	142
昭 和	294	0	294	4	290	341	1	340	11	329	△ 47	△ 1	△ 46	△ 7	△ 39
瑞 穂	300	2	298	17	281	301	1	300	9	291	△ 1	1	△ 2	8	△ 10
熱 田	267	0	267	7	260	222	1	221	3	218	45	△ 1	46	4	42
中 川	664	3	661	24	637	730	4	726	22	704	△ 66	△ 1	△ 65	2	△ 67
港	533	2	531	20	511	617	6	611	12	599	△ 84	△ 4	△ 80	8	△ 88
南	535	5	530	9	521	512	3	509	12	497	23	2	21	△ 3	24
守 山	641	2	639	6	633	604	1	603	9	594	37	1	36	△ 3	39
緑	841	1	840	16	824	797	3	794	25	769	44	△ 2	46	△ 9	55
名 東	354	0	354	12	342	390	1	389	13	376	△ 36	△ 1	△ 35	△ 1	△ 34
天 白	488	0	488	11	477	509	1	508	12	496	△ 21	△ 1	△ 20	△ 1	△ 19
計	8,341	27	8,317	218	8,096	8,378	35	8,343	225	8,118	△ 37	△ 8	△ 26	△ 7	△ 22

2 区別死者数・負傷者数＜当事者別・年齢層別＞

＜当事者別＞

(人)

区別	合 計		歩行者		自転車		二輪車		四輪車		その他	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
市 内 計	27	9,694	14	1,050	1	2,434	6	745	6	5,446	0	11
千 種	4	639	4	80	0	144	0	47	0	366	0	0
東	0	392	0	40	0	136	0	28	0	187	0	1
北	0	473	0	59	0	136	0	42	0	234	0	1
西	2	602	1	66	0	158	0	35	1	342	0	1
中 村	4	791	1	92	1	221	1	43	1	434	0	0
中	2	1,058	1	147	0	266	1	100	0	541	0	1
昭 和	0	342	0	34	0	106	0	25	0	176	0	0
瑞 穂	2	354	2	34	0	95	0	23	0	202	0	0
熱 田	0	305	0	35	0	69	0	27	0	174	0	0
中 川	3	770	2	65	0	186	0	55	1	464	0	0
港	2	631	0	54	0	134	2	55	0	386	0	2
南	5	608	2	64	0	149	2	47	1	348	0	0
守 山	2	740	1	70	0	199	0	61	1	407	0	3
緑	1	1,023	0	106	0	206	0	78	1	633	0	0
名 東	0	409	0	46	0	92	0	46	0	225	0	0
天 白	0	557	0	58	0	137	0	33	0	327	0	2

＜年齢別＞

(人)

区別	合 計		こども(～15歳)		若者(16～24歳)		一般(25～64歳)		高齢者(65歳～)	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
市 内 計	27	9,694	0	537	4	1,365	11	6,554	12	1,238
千 種	4	639	0	43	0	83	2	423	2	90
東	0	392	0	20	0	55	0	268	0	49
北	0	473	0	22	0	62	0	314	0	75
西	2	602	0	23	0	76	0	433	2	70
中 村	4	791	0	27	1	84	2	583	1	97
中	2	1,058	0	19	0	165	1	784	1	90
昭 和	0	342	0	21	0	67	0	228	0	26
瑞 穂	2	354	0	23	0	45	0	238	2	48
熱 田	0	305	0	11	0	31	0	229	0	34
中 川	3	770	0	54	0	96	2	523	1	97
港	2	631	0	39	1	91	1	416	0	85
南	5	608	0	25	1	78	2	402	2	103
守 山	2	740	0	63	1	116	0	456	1	105
緑	1	1,023	0	83	0	161	1	640	0	139
名 東	0	409	0	28	0	70	0	256	0	55
天 白	0	557	0	36	0	85	0	361	0	75